

衆議院 石炭対策特別委員會議議録 第三号

昭和六十二年三月二十四日(火曜日) 午前十時一分開議

出席委員

- 委員長 竹内 黎一君
- 理事 愛野興一郎君 理事 久間 章生君
- 理事 古賀 誠君 理事 野田 毅君
- 理事 中西 續介君 理事 藤原 房雄君
- 理事 逢沢 一郎君 理事 上草 義輝君
- 大野 功統君 金子原二郎君
- 北村 直人君 古賀 正浩君
- 杉浦 正健君 鳩山由紀夫君
- 松田 九郎君 岡田 利春君
- 田口 健二君 中沢 健次君
- 細谷 治嘉君 鍛冶 清君
- 吉井 光昭君 青山 丘君
- 児玉 健次君

出席國務大臣

- 通商産業大臣 田村 元君
- 労働大臣 平井 卓志君

出席政府委員

- 通商産業大臣官房長 棚橋 祐治君
- 通商産業大臣官房審議官 末木 鳳太郎君
- 通商産業省産業政策局長 杉山 弘君
- 通商産業省立地公青局長 加藤 昭六君
- 資源エネルギー庁長官 野々内 隆君
- 資源エネルギー庁石炭部長 高橋 達直君
- 資源エネルギー庁公益事業部長 岡松 壯三郎君
- 中小企業庁計画部長 小林 惇君

委員外の出席者

- 大蔵省主税局長 制第二課長 薄井 信明君
- 文部省初等中等教育局高等学校課長 小西 亘君
- 労働省労働基準局監督課長 松原 東樹君
- 自治省行政局公務員第二課長 柘植 一郎君
- 自治省財政局財政課長 柿本 善也君
- 自治省財政局指導課長 松本 英昭君
- 商工委員会調査室長 倉田 雅広君

委員の異動

- 三月十三日 辞任 児玉 健次君 補欠選任 東中 光雄君
- 同日 辞任 東中 光雄君 補欠選任 児玉 健次君
- 同日 辞任 尾形 智矩君 補欠選任 杉浦 正健君
- 同日 辞任 自見庄三郎君 補欠選任 大野 功統君
- 同日 辞任 松野 頼三君 補欠選任 逢沢 一郎君

- 三原 朝彦君 北村 直人君
- 細谷 治嘉君 田口 健二君

- 同日 辞任 逢沢 一郎君 補欠選任 松野 頼三君
- 大野 功統君 自見庄三郎君
- 北村 直人君 三原 朝彦君
- 杉浦 正健君 尾形 智矩君
- 田口 健二君 細谷 治嘉君

三月十一日

第八次石炭政策に関する陳情書外六件(福岡県大牟田市有明町の三大牟田市議会内山浦勇次郎外六名)(第六二号)は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)
炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

○竹内委員長 これより會議を開きます。石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案及び炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。これより質疑に入ります。順次これを許し質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鳩山由紀夫君。

○鳩山(由)委員 それでは質問させていただきます。八次策の答申が昨年末に出されたわけですが、その基本的な方針というものは一千万トン体制への円滑な移行ということだと思っております。

ます。これは当然国内生産のことです。が、そのときに政府は、この八次策の具体化にどのようなお考えになっておられるか、まずお尋ねしたいと思います。

○田村國務大臣 八次策で最終的にはおおむね一千万トンの供給規模。そこで、具体的対策につきましては、石炭業界だけで自分たちの自己努力だけでは解消し得ない需給ギャップを調整するため、過剰貯炭対策あるいは炭鉱の規模縮小対策の実施とか閉山対策、地域対策、雇用対策の拡充等が八次策でも提言されておるわけでございます。

我々といまして、日切れ法案等についてぜひその延長をお願いしたいということ等で、この八次策の提言を生かしていきたい。特に貯炭会社等の問題もございまして、ぜひこの四法でございまして、日切れ法案をお願いしたい、こういうふうにご考慮しております。

○鳩山(由)委員 その暫定予算の影響についてお尋ねしたいのですが、八次策を円滑に遂行していく際に、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案及び炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案が本日討議され、もしこれが成立の運びになりますと、さらにその内容が暫定予算の中に十分に組み入れられた際には、八次策の展開に当たって本予算がたとえおくれたとしても、石炭政策に何ら影響はないと考えてよろしいでしょうか。

○高橋(達)政府委員 石炭鉱業合理化臨時措置法の成立及び暫定予算の関係についてのお尋ねでございますが、御案内のとおり第八次石炭政策、来年度からというところでございまして、本年度におきましても引き取りの削減ということで、各石炭会社は過剰貯炭に非常に苦しんでおる状況でございます。来年度八次策の中で予定しております特に貯炭管理会社につきましては、年度早々に

ぜひとも実現をいたしたい、かように考えておるところでございます。そういう意味におきまして法律及び予算の確保はぜひともお願いいたしたいと思っております。

ただ、暫定でその点をお手当ていたしたくいたしますれば、とりあえず貯炭業務を開始することが出来るわけでございまして、とりあえずの政策の支障はないものと判断をしておりますけれども、やはり地元の関係あるいは労働者の方々もこの八次策の対策自体がどうなるかということについて非常に不安を持っておられる状況でございますので、一刻も早く本予算の制定もお願いしたいと考えておるところでございます。

○鳩山(由)委員 それでは、その貯炭管理会社についてお尋ねしたいと思います。

八次策における生産体制の円滑な集約化の大変な目玉といたしまして貯炭管理会社の構想を、田村通産大臣が私の最初の委員会の質問に対します御祝儀答弁という形でお答えくださいましたことに今でも心から感謝をしておる次第でございますが、その貯炭管理会社につきまして、三質問させていただきますと思っております。

まず、基本構想についてお答えいただきたいと思っております。

○高橋(達)政府委員 この貯炭管理会社の基本構想といたしましては、石炭関係の各社が共同で会社をつくりまして、これに対しまして新エネルギー開発機構、NEDOからも一部出資をする、予算上は二億円を予定しているわけでございまして、これによりまして八次期間中に生じます需給ギャップによる過剰貯炭の買入れ、保有、管理、売却をするというような業務を行うこと等としてあるわけでございます。

具体的な貯炭管理の仕組みといたしましては、NEDOが市中銀行から借り入れます資金を石炭会計におきまして利子補給をいたしまして、その結果、無利子によりまして新しくできます貯炭管理会社に貸し付けることになるわけでございまして、その資金で各社の過剰貯炭を買い上

げることになりました。現在では六カ月と考えておりますが、六カ月後にこれを各社に買戻させるという仕組みを考えておるわけでございまして、その時点におきまして各社の過剰貯炭が解消してない状況におきましては、引き続き改めて買い上げすることも検討しているわけでございまして、

○鳩山(由)委員 それでは、ただいままでの準備状況に關しましてはいかがなっておりますのでしょうか。

○高橋(達)政府委員 ただいまの鳩山先生の御質問にもございましたように、昨年の十一月に第八次石炭答申を得まして以来、特に田村通産大臣からの強い指示によりまして、何としてもこの貯炭会社を設立すべしということでも私どもとしても動いてまいりましたわけでございまして、特に予算の編成に当たりましては大臣みずから乗り出されまして大蔵大臣と話をまとめていただきまして政府原案に入れたところでございます。

今後、いずれにいたしましても先ほど御指摘のございました年度内の法案成立それから四月からの予算執行を可能にするということとをぜひ国会にお願いいたしまして、それを前提にいたしまして早急に準備を進め、四月中にも業務開始ができるように持っていきたいというふうに考えております。

○鳩山(由)委員 今のお答えの中の業務の開始ということは、過剰貯炭の買い上げに關する業務を開始できるということでございますか。

○高橋(達)政府委員 そのように御理解いただいております。

○鳩山(由)委員 それでは、貯炭の買い上げ量に關する長期的な見通しに關してお答えいただきたいと思っております。

○高橋(達)政府委員 貯炭会社の買い上げ量の長期的な見通しでございますが、御案内のように第八次石炭政策のもとで需要が減少し供給規模もそれに伴ってなだらかにおおむね一千万トンに縮小するという方向が打ち出されているわけでござい

ますので、五年間の政策期間の前半においては供給過剰による貯炭の増加が予想されるわけでございます。六十一年度末の貯炭量はおおむね三百八十から三百九十くらい見込まれているわけでございまして、先ほどの管理会社が発足いたしますれば早速このうちの過剰貯炭を買い上げていくということになるわけでございまして、おおむねの適正在庫が一カ月分といたしますと二百二十万トン程度と想定されるわけでございまして、三百八十万トンの在庫といたしますれば二百六十万トンぐらいいとあえず過剰貯炭ということで購入していくということになるわけでございまして、

六十一年度以降につきましては、需要がますます幾らになるかということが前提となるわけでございまして、これは需給両業界の協議によつて決まるということになるわけでございまして、現段階では確たることが言えないわけでございまして、いろいろのフレームワークが八次策決定のときにできておるわけでございまして、それらを前提に六十一年度の貯炭買い上げ量というものを考えますと、やはり本年度よりも増加をいたしまして、その分を買い上げていくということになるかと考えております。予算上は一定の前提のもとに約百万トンのさらなる買い上げを積算しているわけでございまして、その後の長期的見通しにつきましては、いろいろなファクターがございまして確たることは申し上げられないわけでございまして、

いずれにいたしましても政策期間の前半に買い上げを行い、後半に売り戻していくというようなことと、最終的には適正な貯炭水準になるものと見込んでおるわけでございまして、

○鳩山(由)委員 それでは、その貯炭管理会社がうまくでき上がった場合あるいはこの構想がなかった場合の度合いの差と申しますか、すなわち閉山というものはこれから将来ある程度やむを得ないような状況になるかと思っておりますが、その閉山のスピードというもののどのくらい大きな差が出てまいるか。すなわち経営環境の、いわゆる石炭会社の経営環境に対する差というものを示したい

ただければ、具体的にはお示しできないかもしれません。閉山のスピードに關しまして大体の基準をお知らせいただければと思っております。

○高橋(達)政府委員 貯炭管理会社が存在する場合としない場合の閉山への影響の問題は、御指摘もございましたようになかなか計算が難しいわけでございまして、ただいま申し上げましたように六十一年度の過剰貯炭の買い上げといたしまして、二百六十万トンを予定してございまして、また六十一年度も予算の積算としましては百万トンの買い上げを予定してございまして、したがって、六十一年度及び六十一年度の過剰貯炭として三百六十万トン程度を予定しているわけでございまして、これを仮に百万トンの炭鉱にいたしますれば三山ないし四山ということになるわけでございまして、もしこの過剰貯炭を買い上げる機構がなければ、三山ないし四山に相当する分の石炭量を各社が負担しなければいけないということになるわけでございまして、その資金が大体山元手取りでまいりますと、平均一千万円といたしましては百万トンの資金を必要とし、それを金利が仮に一〇%といたしますれば六十億ぐらいの金利負担をしなければいけないというようなことと、かなりの経営圧迫になることが考えられるわけでございまして、

○鳩山(由)委員 それでは、閉山に対する地域の振興策に對してお尋ねしたいのですが、八次策における円滑な生産の集約化の過程の中で、どうしても、先ほど申しましたように炭鉱の閉山というものはある程度やむを得ないと思っております。そういう地域が出てくると思われまますが、通産省といたしましてはどのような地域の振興策を考へておられるか、お尋ねしたいと思います。

○高橋(達)政府委員 御指摘のございましたように、炭鉱というものがその地域に大きな影響力を持つておるわけでございまして、閉山ということになりますと大量に失業が発生し、また地元経済を打撃するというようなことが想定されるわけで

ございまして、こういう事態に対しましては関係者が最大限の努力をもって対策を講じなければいけないというふうな考えをさせていただきます。

仮に閉山が生じた場合の炭を考えると、まずその地域にございまして炭鉱の石炭企業、親会社あるいは金融機関を含む関連グループが地域対策なり雇用対策に最善を尽くすべきであり、私どもとしてもそういう観点から企業グループを指導していかねばいけないというふうな考えをしております。また、地元市町村の関係者あるいは道県の関係者が一体となって地域振興に主体的に取り組んでいただくことが必要でございますが、通産省といたしましてもこれらの関係者の努力に最大限支援を行うようにしてまいりたいと考えているわけでございます。

具体的な対策といたしましては、閉山が起こった場合の当面の対策とその地域を中長期的に再構築していく問題があるわけでございますが、当面の対策といたしましては、就職のあつせん問題と中小企業対策であるとか企業誘致の問題であるとかいろいろ問題があるわけでございまして、政府におきましても産炭地域振興関係各官庁等連絡会というものを設置して緊密な連絡をとる体制になっておりますので、その連絡会の活用によりまして政府が一体となりまして地域対策、雇用対策の促進に万全を期していく考えでございます。

また、中長期的対策といたしましてはいろいろと地元の努力あるいは企業グループの努力を求めたいかなければいけないわけでございますが、通産省といたしましても六十一年度から産炭地域の活性化支援事業というものを創設してございまして、これによりまして閉山地域に対して強力に支援をしていきたいというふうな考えをしております。具体的にはその地域でまずプロジェクトビジョン、地域の再構築のためのプロジェクトビジョンをつくっていただく、現在空知地方におきましては関係の五市一町におかれまして協議会をつくりましてこのプロジェクトビジョンの作成にか

かっております。当省からもその費用の面で二分の一の補助を行いますとともに、地域振興整備公団のこれまでの情報力あるいは経営のノウハウといったものを活用するべく、地域振興整備公団にも最大限の協力をさせておるところでございます。

こういったプロジェクトビジョンができた後に、今度はプロジェクトの中から企業化ができるものがあるかどうかという調査を行うわけでございしますが、その調査につきましては二分の一の補助を行うべく六十二年度の予算においてはお願いをしておるところでございます。さらに、この企業化調査が成功いたしました場合には、実際に企業化を行うというところになるわけでございしますが、その企業化に当たりましては従来からの制度といたしましては地域振興整備公団の出資機能等を活用していただくわけでございますが、別途、今回の新しい法案をお願いしております産業構造転換円滑化法の活用も十分に考えてそういった企業化に対応してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、第八次石炭答申が昨年出されたわけでございまして、石炭政策と同時に、その地域でございまして産炭地域の振興という問題が改めて重大な問題になるわけでございまして、こういった問題につきましまして近く大臣の諮問機関でございまして産炭地域振興審議会を開いて論議をしていただくこととしておりまして、新しい政策に間に合いますように一定の方策を取りまとしていただけたらというふうな考えをしております。

○鳩山(由)委員 今の石炭部長の御答弁を拝聴させていただきます。従来のような後追いの対策だけでなく、閉山に先行した地域の振興策をかなり積極的に図っていかれるような雰囲気が大変に感じられましたので、ありがたく思っている次第でございます。

御答弁の中で、産業構造転換円滑化臨時措置法に対する活用ということをおっしゃっておられましたが、まさに産炭地あるいは石炭産業というものは

は産業構造転換を真っ先に図らなければならぬ、そういう最たるものだと思っております。この法案が成立した場合には真っ先に特定地域に例えば空知を中心とする北海道の産炭地域が指定されるというふうな考えをよろしいでしょうか。

○高橋(達)政府委員 産業構造転換円滑化法の地域対策の指定の問題につきましては、まず法案の御審議をいただき成立を固めていただくことが先決でございますが、私どもといたしましては、法案が成立した際には、産炭地域という問題も構造調整のまず第一号として今回の八次策でも位置づけられておるわけでございまして、指定される方向で関係者と相談をしてみたいと考えております。

○鳩山(由)委員 続いて中小企業あるいは商工業者に対する対策に關してお尋ねしたいと思っております。特に人口減に苦しめられております産炭地の地元商店の経営というものはますます厳しくなつていくと思っております。一般的に申しましてこの地元中小企業者に対する対策というものはどのような講じておられるのでしょうか。

○高橋(達)政府委員 御指摘のとおり、その地域の炭鉱が閉山ということになりますと地元中小企業者、中小商工業者が大きな影響を受けるわけでございまして、これらの方々に対する対策といたしましては、一般的な中小企業対策に加えまして産炭地域の中小企業向けの特別貸付制度というのがございまして、また、産炭地域振興臨時交付金を活用いたしまして、道県から特に低利融資制度を特別の中小企業対策として講ずる手段もあるわけでございまして、さらに、そういった資金の借り入れに当たりまして信用保証協会による信用保証制度もございまして、いろいろと手段はあると思っております。これらの制度を適切に運用いたしまして、地元商工業者の方々の対策に遺漏のないようにしてまいりたいと考えております。

○鳩山(由)委員 空知の産炭の各市町に対しましては、いわゆる特定地域中小企業対策臨時措置法というものが成立いたしました場合、すなわち企業城下町法でございまして、その対象地域に指定していただきたいと思っておりますけれども、その件に關しましてはいかがでございますか。

○小林(博)政府委員 六十年秋以降の円高の影響を集中的に受けているいわゆる産地あるいは城下町等を対象にいたしました特定地域中小企業対策臨時措置法を昨年十二月九日に公布、施行しております。その法律に基づきまして空知地域を初めといたしまして全国四十三地域を指定いたしましたところでございます。引き続きまして、本年に入りまして北九州市等三つの市につきまして、その後の急激な経済状況の悪化ということを踏まえて追加指定をいたしましたところでございまして、今御質問の空知地域につきましても、今後地域の経済情勢等を十分踏まえてながら検討してまいりたいというふうな考えをしております。

○鳩山(由)委員 次に、労働省の方々に伺いたいのですが、特に雇用対策の問題でございまして、今後発生すると思えます炭鉱離職者の再就職の促進について、労働省の取り組みをぜひお聞かせいただきたいと思います。

○平井(國)大臣 石炭産業の雇用対策につきましては、従来からの基本的な政策でございますが、雇用調整助成金制度を活用して炭鉱労働者の失業の予防を一番に図る。そしてもう御案内のように、離職者に対しましては炭鉱離職者臨時措置法、ただいま延長をお願いいたしておるわけでございまして、これに基づいて炭鉱離職者求職手帳を発給する、そしてきめ細かな職業指導を実施してまいり。さらには、労働省内に設置した炭鉱離職者対策本部を中心とした総合的な離職者対策を推進していく。そして、状況に即した現地の臨時の職業相談所の設置、さらには機動的な職業訓練の実施、特定求職者の雇用開発助成金等の再就職援助措置の充実強化等によりまして離職者の再就職の促進に全力を挙げてまいりたいというのが基本的な考え方であります。

○鳩山(由)委員 それでは、地域振興の対策に関して労働省としてはどのように考えておられるのかをお伺いしたいのですが、特に政府のこれからの目玉として三十万人雇用プログラムというものをつくられるようでございますが、その絡みとして、地域雇用開発等促進法の制定に伴う特定雇用開発促進地域にこの北海道の産炭地を指定していただけるのでしょうか、そのことについてお伺いしたいと思います。

○白井政府委員 お答えいたします。

先生御指摘の地域の問題でございますが、石炭を初めとして造船、鉄鋼等特定の産業に依存しておりました地域の雇用失業情勢は非常に厳しさを増してきております。そういうことで、今御指摘の地域雇用開発等促進法案を今国会に提出いたしましたし御審議いただき、早急に結論を出していただきたいというふうにお願ひ申し上げているところでございますが、この法案によりまして、地域の雇用開発を行う事業主に対して賞金や雇用機会拡大のための費用に關します大幅な助成を行う地域雇用開発助成金制度を創設すること、それから能力開発の積極的な推進、その他もろもろの施策の拡充を内容としております。

そのための地域指定につきましては、一般的な不況地域と今お話のございました特定雇用開発促進地域の指定があるわけでございますが、この法案の成立を見ました時に中央職業安定審議会等に諮りまして指定基準を定めなければならぬわけでございます。現在、特定不況地域ということでは全国で三十七地域指定しております中で北海道で十二地域指定しているわけでございますが、この特定不況地域もこの法案の中に吸収されることとなります。新しい基準で新たに指定するわけでございますが、現在この十二地域の中で石炭の地域としましては釧路地域になっておりますけれども、今お話のございましたそのほかの石炭の地域につきましても、基準に照らしまして前向きに検討してまいりたいというふうにお願ひいたします。

○鳩山(由)委員 ぜひそのようにお願ひしたいと

思っています。

最後に一つだけ御質問させていただきたいのですが、三月二十日付の北海道新聞に載っておった記事でございますが、北炭の真谷地炭鉱は、閉山後の従業員雇用対策として十三項目に關する代替事業を検討しておるようでありませう。特に、これは三井グループの支援するプロジェクトだそうですが、人材派遣の会社をつくる話あるいは食品加工、観光農牧場など幅広い分野が考えられておるようであります。そして、これが実施されることになれば、三百人以上の雇用が確保できる見込みでございます。

労働省あるいは通産省といたしまして、側面からこのようなプロジェクトに対してどのように指導また支援していかれるおつもりなのか、お聞かせいただければと思ひます。

○高橋(達)政府委員 御指摘のように、石炭各社におきましても、今後の石炭生産規模の段階的縮小という事態に対応いたしまして、何とか企業のレベルにおきましても脱石炭という方向で努力をすべきであるという決意のもとに、いろいろな新しい分野での業務開発に取り組んでおるところでございます。

私もといたしましても、そういった企業の努力に対しまして、これが企業化されることになりますれば、もし資金の面で不十分な面があるというところであれば、地域振興整備公団の工場設備資金あるいは運転資金の融資、そういったものもございませうし、また出資の面で不足ということであれば、地域振興整備公団の出資機能もあるわけでございませうし、また先ほど来の産業構造転換円滑化法の体系の中でのいろいろな支援も考えられると思うわけでございませう、そういった制度的な助成あるいは私どもの持つておりますいろいろなノウハウも含めまして、企業に相談をしながら助力をしていくと考えてございませう。

○鳩山(由)委員 ありがとうございます。
○竹内委員長 次に、北村直人君。
○北村委員 私も、北海道の産炭地出身の議員の

一人として、今回の第八次石炭政策の行く末については非常に関心を抱いております。

本日、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案の審議に当たりまして、同僚の鳩山議員に續いて質問の機会を得ましたので、今後の石炭政策の遂行上最も重要と思われる点について政府の御見解をお伺いしたいと思います。

特に、第八次石炭政策は、ここ二、三年の世界のエネルギー需給の緩和に加えて、今、一昨年から急激な円高という背景の下で、海外炭と国内炭の格差が大幅に広がってしまひ、需業界の協力の限界を超えてしまつた、そして、そのために六十六年度までの五年間に国内炭の供給規模を一千万トンに縮減するという方向を打ち出さざるを得なかつた。私としては、非常に残念であるし、また今でも実は理解が得られないというふうな気がしておりますけれども、しかしやむを得ないという認識をしております。

しかし、答申にもうたわれておりますように、一千万トンの縮減の過程で生ずることが予想される摩擦は、これを極力小さくして、いわゆるソフトランディングすることがぜひとも必要であると考えております。

そこで、まず最初に、六十二年度の石炭勘定予算案及び合理化法の改正案には、この第八次石炭政策の基本というべきソフトランディングの実現のための具体的措置をどのように盛り込んでおるかをお伺いしたいと思います。

○高橋(達)政府委員 お話ございましたように、昨年十一月の石炭鉱業審議会の第八次答申におきまして一千万トン規模への段階的な縮小が提言されております。ただ、当然のことといたしまして、その過程におけるいろいろな摩擦、地域経済あるいは雇用への影響を十分に緩和するように行つていけつたという提言でございますが、また具体的な方向といたしまして過剰貯炭対策、あるいは規模縮小の対策、閉山対策、地域対策、雇用対策等々の拡充強化が提言されておるわけでございませう。

私もといたしましても、この答申を踏まえま

して、六十二年度からの第八次石炭政策を円滑に実施するために法律面あるいは予算面でのいろいろなお願ひをしておるわけでございませう。

まず法律面におきましては、今回石炭鉱業合理化臨時措置法等石炭関係四本の所要の改正をお願いをしておるわけでございませう。この内容につきましては、期限の延長に加えて貯炭管理制度を創設するための規定、それからいわゆる石特会計におきまして長期借入金ができるための規定、このような規定を盛り込んでお願ひをしていこうと考えております。

また、予算案におきましても、これらの法改正を前提にいたしまして貯炭対策の創設、生産規模縮小円滑化対策の創設、それから閉山対策の拡充等に必要経費を計上してございませう。総額におきましても前年度比で見まして百七十七億円の増加の千三百五十三億円を計上してございませう。

予算案のうち、八次策関連の追加分で主なものとして、貯炭管理制度の創設につきましては、貯炭管理会社に対しましてNEDOが二億円の予算をもつて出資を行う、あるいはNEDOが貯炭管理会社に対しまして無利子融資を行う、このための利子補給金を約三十億計上してございませう。石炭鉱山規模縮小交付金の創設につきましては、一定規模以上の縮小を伴う炭鉱に對しまして、人員の削減に伴い発生する賃金債務見合ひ額の二分の一を交付するということでは九千万円計上しておるところでございませう。

また、減産に伴うコストアップに対応するために、石炭鉱業安定補給交付金制度の中に減産加算金を追加設定をいたしておりまして、このために三十七億円を計上しております。また、従来からございませう短期運転資金でございますが、経営改善資金の貸し付けの利子でございませうが、現行の六・二五%を三・七五%に引き下げるといふ措置もお願ひしておるところでございます。

そのほか、保安確保事業費補助金の拡充ということでは前年の九十三億円に對しまして六十二年度

は百六億円の保安対策費を計上しております。また、閉山交付金におきましても退職金限度額を現行の四百万円から六百万円に引き上げまして、トータルで七十五億円を計上しております。そのほか、産炭地域振興臨時交付金の中で閉山見合いの拡充を行っております、三十九億円を計上しているところでございます。

○北村委員 次に、それは具体的に一つだけお伺いしたいと思います。

私の地元は釧路でございます。釧路にも太平洋炭礦という、いわゆる一千万トン体制に行つた場合でも生き残り得る優良炭鉱と言われておりますが、それでも今後の需要の減少に伴つてある程度減産を余儀なくされていく、そうなる炭鉱の経営が非常に苦しくなっていくとおそれもございします。今後の各炭鉱の減産対策として、政府はそれでは具体的にどのような助成をしていくかお考えがあるか、ひとつお伺いしたいと思います。

○高橋(達)政府委員 御指摘の太平洋炭礦におきましても、お話しのように規模の縮小を来年度から行うということで労使が合意をしたということも私どもも承知をしております、各社それぞれ減産対策を考へておるところでございます。

先般の八次答申におきまして、段階的縮小はやむを得ないということでございまして、閉山あるいは規模の縮小というように対応をしておるわけがなければいけない状況が出ておるわけでございます。このような場合に、減産に伴うコストアップによる収支の悪化が考えられるわけでございます。これをどのように回避していくかというものが企業にとつても大きな問題でございます。

また、規模の縮小に伴いまして集中的に発生します労働者の解雇に伴う退職金の貸金債務の支払い、これも炭鉱が十分に対処できるように措置をしなければいけないところでございます。

まず、減産に伴うコストアップについては、当然に企業の合理化努力で対応することが第一義でございますが、政府におきましても、これを支援するということで安定補給金制度の中に減産加算

金制度を追加したわけでございます。この新しい減産加算金制度によりますれば、減産率が五%以上一〇%未満の場合には減産をした初年度には三百円、次の年には二百円、さらに、一〇%以上の減産率を実行した場合には初年度には六百円、次年度には四百円というふうな補助金を、それぞれ生産の単位当たりの分につきましてそのような補助金を出すということでございまして、これによつて相当分のコストアップの分が吸収できるというふうにも私ども考へておるところでございます。

また一方、退職金の貸金債務につきましまして、石炭鉱山規模縮小交付金制度を創設するということで、解雇された労働者の方々の貸金債務の見合い額の二分の一を補助金として交付する制度を設けまして、企業の経営の基盤を少しでも確保するように措置しているところでございます。

○北村委員 今後とも存続が期待される炭鉱については、第八次策期間のみならず、いわゆるポスト八次策、八次策以降においても十分な助成を継続する必要があると思ひます。その場合に、特に炭鉱の保安対策の充実というのには安定操業のための前提条件であるというふうには私ども考へます。今、各炭鉱は労使一体となつて保安の確保に努めていく必要がありまますので、政府としても保安対策の強化のためのいろいろきめ細かい施策を

実現あるいは実施をしていく必要があると思ひます。そのことについては実は通産省の御意見をお伺いしたいと思ひますけれども、その前に、なぜ保安対策が必要か、これはもう私が言うまでもございませぬけれども、炭鉱の中では特に電気による爆発というものが大変危険が大きいというところで防

爆、耐圧というふうな装置をたくさんつくらなければならぬ。通常の電気のスィッチであります。例えば仮に十万円くらいしかかからないようなそういうスィッチの類であつても、いわゆる防

爆、耐圧をすればそれが二倍にも三倍にもふえていく。そういう保安対策をしていかなければ炭鉱はこの後も保安上大変なことになつていく

ということになります。しかし、そういう防

爆、耐圧をつくつておられる会社が、石炭が減少することによつて中小企業のそういう会社が少なくなり得なくなつていくということになれば、ますます炭鉱自体での保安対策に非常な無理がかかつていく、あるいは不安が募つていくということになつていくのじゃないかと思ひます。そんなような意味からも、いわゆる保安対策の強化というのはいくらでも必要だ。それで、そのきめ細かい政策を

実施していくに当たつて通産省の御意見をひとつお伺いしたいな、そう思うところでございします。

○加藤(昭)政府委員 先生御指摘のように、保安の確保、これは生産の大前提でございます。このため、言うまでもないことでございますが、各炭鉱におきましては自主保安体制の一層の整備を図るといふことでもございします。通産省といつたしましても、保安技術開発の推進、保安監督指導の強化の面でもさらに一層力を注いでいきたいと思ひます。

今御指摘のいろいろな予算の面でございますが、各炭鉱の保安対策への支援、これにつきましては一層強化を充していきたく努力を払つておるところでございます。具体的に昭和六十二年年度予算政府原案におきましては、例えば鉱山保安確保事業費補助金につきましては補助率を七五%から八〇%への引き上げ、それから新規補助対象事業の追加などいろいろ盛り込んでおります。今般の非常に厳しい予算枠の中で、予算増額の面では一三・八%という大変な増額を圖つておるところでございます。

○北村委員 私の質問の内容がちょっとそつちこつちに飛んでしまつたものですから、私が聞こうと思つたところがなかなか聞けなくて大変恐縮でございます。

それは、次に産炭地域対策についてひとつお伺いしたいと思います。

言うまでもなく、石炭産業は地域に密着した産業でございます。仮に閉山や大幅の減少が発生すれば地域に与える影響ははかり知れないものがございします。炭鉱であれば、石炭だけで今食べているわけでございます。しかし、その石炭が減少するあるいは閉山に追い込まれていけば、炭鉱自体いろいろな面に複合的な産業に発展を遂げていかなければならぬ、そういう事態が出てくるのではないかと思ひます。特に昨年閉山した高島炭鉱の例では、これは高島町の町民のほとんどが何らかの形で炭鉱に依存をしておりました。このような場合、何の手だてもしなければ人口の流出等により町が崩壊してしまつていくことになりかねない。第八次策ということでは国内炭の大幅縮減を予定はしておりますので、それに伴う地域対策も従来以上のものを用意しないと、政策の一貫性を欠くものと思われまます。今後閉山が予想される地域の振興策について、具体的に政府はどのように取り組んでいかれるのか、そこら辺のことをまたお伺いしたいと思います。

○高橋(達)政府委員 御指摘のように、第八次(石炭政策)におきまして石炭合理化安定対策と産炭地域振興対策というのはいわば車の両輪であるといふふうにお考へておられて、特に段階的縮小に伴いまして閉山あるいは規模縮小が進んだ地域における炭鉱の持つ影響力というものを考へていかなければいけないといふふうには私どもも考へておるわけでございます。

産炭地域対策といつたしましては、従来から企業誘致あるいは産業基盤、生活、環境基盤の整備であるとか、あるいは地方財政に対する援助、各般の施策を実施してまいりまして、それなりに成果を上げてきておると思つてございします。特に今後閉山地域あるいは大きな規模縮小が行われる地域につきましては対策を真剣に考へていかなければいけないと思つてございします。当然のことながら、そこに操業しておりました企業の責任あるいは企業の任務というものも私どもも重視をしてまいりまして、これらに対する指導も強めてまいらなければいけないと思ひますし、また地元

ところも大いにその地域の再構築に努力をしていかなければいけないわけですが、なかなか財政困難の折でございまして、いわばみんなで知恵を出してその地域の再構築を考えていかなければいけないというふうに考えております。

仮に閉山が起ったような場合には、まず当面の対策と中長期的な対策が必要になるわけですが、当面の対策につきましては、高島の場合もそうでしたが、関係の省庁の連絡会議の仕組みを通じて、最大限その地域に当面の雇用対策あるいは地元地域対策を投入していくという態勢で今後ともやってまいりたいと考えておるわけでございます。また、中長期的な問題としましては、なかなかこれは即効性のある対策がないわけでございますけれども、息長く辛抱強く関係者が努力をしていかなければいけないという中で、私もといたしましては産炭地域活性化支援事業を大いに活用いたしまして、プロジェクトの発掘なり企業化のための対策について支援をしてまいりたいというふうに考えております。

いづれにいたしましても、そのあたりを整理する意味を含めまして、近く産炭地域振興審議会、これは通産大臣の諮問機関でございますが、この審議会を開きまして八次政策下における産炭地域振興対策のあり方、特に移行炭鉱地域に対してどのように新しい対策を講じていったらいいのかということにつきまして先生方の御意見を承ろうということ、夏ごろにも意見が取りまとめられればというふうに考えているところでございまして、そこらあたりでかなり具体的な新しい政策が出てくるものと期待しているところでござい

○北村委員 私の地元の釧路は、御承知のとおり水産業も非常に不振でございますし、石炭も減産を余儀なくされて、非常に大きな影響が与えられておられるところでございます。特に私の釧路の太平洋炭礦で働いておられる若い従業員、職員の人は、石炭産業の将来に非常に不安を抱いております。今後、石炭産業自体が地域経済の発展の

ために複合型の産業に発展していくことが強く期待をされていくところだと思っております。

このような観点から、通産省が別途今この国会に提出しております産業構造転換円滑化臨時措置法が成立したときは、こうした地域を真っ先に指定をしていただきたい、そう思うところでござい

○杉山政府委員 お尋ねのございました産業構造転換円滑化臨時措置法につきましては、あす商工委員会におきまして御審議をいただく運びになっておるところでございますが、提案をいたした私どももいたしましては、この法律に基づきまず地域振興対策、これにつきましては、地域の中核となつております業種が内外の経済事情の変動に際しまして産業調整を迫られている場合、第三セクターに対する助成でございますとか、当該地域での設備を新増設する企業に対する助成を通じて地域経済の振興及び新しい雇用機会の創出といった点についてお手伝いすることを考えておるわけでございます。

一方では、当該地域につきましても中小企業対策ということも重要でございますが、これにつきましては、昨年成立させていただきました特定地域中小企業対策臨時措置法におきまして所要の対策が講じられております。

○北村委員 特に産業構造の転換対策は今後非常に重要になってくると思われまますので、この法律をベースに通産省の積極的な政策の展開を期待したいと思っております。

町では五八%、歌志内では五一%と非常に高い。今後閉山あるいは大幅な規模の縮小が行われるとすれば関係の市町村の地方税の収入が大幅に落ち込んでいったり、あるいは地方財政に非常に厳しいことが予想されるわけでございます。このような状況におきまして、自治省は特別交付税等によりこれら地方公共団体の財政対策に十分配慮すべきだと考えられますけれども、どのように今後取り組んでいくつもりでありますか、お伺いをさせていただきます。

○柿本説明員 お答えいたします。お尋ねのように、産炭地域の市町村で炭鉱が大幅な減産、閉山等に追い込まれた場合には人口が減りますし、産業も停滞いたします。したがって、当該地域の市町村の財政運営が大変困難になるということが予想されるわけでございます。

このような地方団体に対しては、基本的には関係の道県と御相談しながらその財政運営に支障が生じないように、お尋ねにもございましたように、地方債あるいは交付税の配分を通じて適切に対処してまいりたいと考えております。

具体的には、閉山等が行われますと当面の応急対策あるいは場合によっては公共施設等の集約あるいは整理、こういうことにもなりますし、さらには長期的には産業振興対策等に対して地方団体が積極的な対応をしなければならぬということになると予想されるわけでございますが、大規模なそういう事態であればあるほどやはり基本として今後どうあるべきかという地元の計画なり方針を持つていただくことが大事だろうと思っております。そして、そういう計画に基づいて行つていただく現実の財政需要に対して、いろいろな制度もございまして、それとあわせて、先ほど申し上げましたように、地方債のいろいろな制度あるいは特別交付税等の地方交付税の配分を通じて財政運営に支障を生じないように努めてまいりたい、かように考えております。

○北村委員 時間がございませぬのであと二つだけ、特に石炭の需要確保に関して質問させていただきます。

第八次策の検討の過程で、需要界の引き取り協力についてはいろいろと大変な議論がなされ、電力業界には大変な御理解と御協力を得て、当面一千万トン、六十六年度にも八百五十万トンの引き取りをお願いすることとなったわけでございます。言いかえれば、第八次策においては、電力用炭を中心に需要を確保していくことを基本的に石炭政策の枠組みが成り立っていると理解しております。ところが、六十二年度において北海道電力の引き取り量を九千万トン減少し、その分本州の電力会社が引き取るということが業界内の話し合いで決まったと伝えられておりますけれども、これはどのような事情によるものか、あるいはこれによって電力業界の引き取り量一千万トンの約束に影響があつてはならない問題であると私は思いますが、約束は確実に遂行されるのかどうか、そこら辺を簡単に聞かせたいと思っております。

○野々内政府委員 六十二年度におきます九千万トンの振りかえは、北海道電力に偏つております国内炭引き取り負担を公平化しようという観点でございます。電力業界の引き取り量総量につきましては、昨年の八次策をまとめます最終段階におきまして、田村大臣と那須電事連会長の直接の話し合いによりまして、六十二年度一千万トンは確約されておりますので、これは約束どおり履行されるものと確信いたしております。

○北村委員 最後に一つだけお伺いいたします。国内炭は、向こう五年間、非常に厳しい期間を乗り越えていかざるを得ないわけでございます。将来とも生き残ることとされておる炭鉱が今日の試練に耐え、地域産業の中核としての役割を立派に果たしていくためには、需要の確保と政府の助成の継続が不可欠であると考えています。

最後に、この石炭問題について、本当に深い認識と愛情を持って取り組んでこられました田村大臣の今後の石炭問題への取り組みについての御所見と、もう一つ、労働大臣には、閉山あるいは減産に伴つて職員の離職等が予想されるわけござ

いたしたいと思います。

います、それらのことにつきまして、両大臣から一言ずつ御所見をお伺いさせていただいて、私的質問を終わりたいと思っております。

○田村国務大臣 御承知のように、昨年十一月の石炭鉱業審議会の第八次答申におきましては、地域経済あるいは雇用への影響を緩和しながら生産体制の集約化を円滑に行うことが必要である、このために、石炭企業の自己努力とこれを前提とした需要業界のぎりぎりの協力、政府の適切な措置、こういうものが必要であるということがうたわれておるわけです。

この答申を踏まえて考えますと、石炭業界の自己努力でやっていかなければならぬわけですが、いもののがたくさんあるわけですから、これを政府がカバーしていく、あるいは地方公共団体にもお願いをしていく、こういうことになるわけです。この解消し得ない需給ギャップを調整するための対策、いわゆる過剰貯炭対策あるいは炭鉱の規模縮小対策等に政府はもちろん努めますとともに、閉山対策、地域対策、雇用対策につきましても、雇用対策は後で労働大臣からお話があると思いますが、関係各省庁挙げてその実施に万遺憾なきを期したい、このように思っております。

特に、今労働大臣にここに出席していただいておりますわけですが、このたびは、御承知のように、労働、通産両省が完全と一体となつて取り組んでおります。そして事務次官を長とするハイレベルの協議機関を常置いたしましたし、いろいろな面で協力をし合つていこうとお互いに誓い合つておるところであります。

また、石炭鉱業が時代に適合した新しい体制に移行できますように努力をしなければなりません。今いみじくもおつしやいましたが、私は、石炭関係の方々、とりわけ山で働く方々がどんなに不安な思いで毎日を過ごしておられるであろうか、あるいはまた山に依存しておられる地域の方々などのように不安な気持ちでおられるであろうか、このように思いますとまことに胸痛む思い

であります。この気持ちでもって今後も懸命の取り組みをしていきたい。私の任期中、あるいはよしんば任期を終えた後においても、石炭対策は私の終生の仕事としていきたい、このように考えておる次第でございます。

○平井国務大臣 基本的には田村大臣からお答えいただいたわけですが、第八次の石炭政策、非常に厳しいものがございますと同時に、それを取り巻く環境がさらに難しくなつておるということで、雇用問題全般について大変懸念をいたしておるわけでございます。

炭鉱離職者対策の基本的な点だけ触れておきますと、先ほども本委員会でも申し上げましたように、原則は雇用金をフルに活用いたしまして、できるだけ失業の予防を図つてまいりたい。しかしながら、離職者に対しましては、御案内のようなこの臨時措置法に基づきまして求職手帳、これは黒手帳でございますが、これを発給して再就職援助措置の充実強化ということを図つてまいらなければならぬ。さらに、炭鉱離職者求職手帳の発給対象とならない関連企業関係でございますが、これらからの離職者に対しまして、特定不況業種を発給いたしましたので、この手帳制度に基づき再就職援助措置を活用してまいり、そして再就職の促進に全力を挙げてまいらなければならぬ。いま一つ、産炭地域対策というのがございます。この地域における雇用機会の確保のため、関係各省政府と、田村大臣が今お述べになりましたけれども、十分連携を図つていかなければならぬ。労働省としましては、総合的な地域雇用立法でございます。地域雇用開発等促進法案、この法律を今通常国会にお願いをいたしておるところでございます。本法律案の成立を待つて、これに基づく対策を基本的に考えてまいりたいというふうに考えております。

○北村委員 ありがとうございます。
○竹内委員長 次に、中沢健次君。
○中沢委員 まず、通産大臣にお伺いをしたいと思

います。

十一月二十八日の石炭審の答申を受けて、その後六十二年の石炭会計の予算の問題、あるいは具体的な、大政政治決断を含めて通産当局が努力をされた貯炭管理機構の創設、さらには減産に伴う財政措置、あるいは若干の産炭地振興の質的強化、こういう今日までの努力につきまして、冒頭敬意を表したいわけでございます。

しかし、残念ながら私自身は、十一月二十一日の委員会でも質問申し上げましたけれども、もともこの第八次の石炭政策の答申の基本的な底流策についても予算についてもそれをベースにして組まれている、したがって、今回出されました石炭鉱業合理化臨時措置法、これにつきましては基本的には反対でございます。しかしながら、関連する三つの法案については賛成をしたいと思います。この立場でこれから具体的に質問をさせていただきます。このように思うのでありますけれども、しかしながら、いずれにしてもこの四月一日以降の関係法律が空白になるといふ事態については、私自身も産炭地の夕張の出身でございます、しかも夕張で生まれて夕張で育つて、現在も夕張の市民でございます。私の友人や親戚、多くの知人が現在炭鉱で働いている、あるいは産炭地で生活をしている、こういうことなどを考えますと、やはりこの法律の空白ということは避けなければいけません。一人の人間としては自己矛盾を感じるものでありますけれども、しかしそういう気持ちで大臣に率直にお願いをいたしたいと思います。

確かに昨今は円高の問題ですとか、あるいは貿易摩擦の問題、あるいは産業の空洞化の問題を含めて、通産大臣としては大変御苦労が多いと思うのでありますけれども、今の答弁にありましたように石炭問題については一政治家としても今後とも自分のライフワークにしたい、こういう決意でございますので、いずれにしてもこの法案の運用に当たつて、あるいは予算の執行に当たつて

は、産炭地の生の声あるいは炭鉱の労働者の悲痛な叫びというのをやはり率直に受けとめていただいて、血の通つた、愛情のある石炭行政というのをぜひ責任大臣としてやっていただきたい、このことをまず基本的にお伺いをしたいと思

○田村国務大臣 先ほど来申し上げておりますように、八次答申におきましても明示しておりますが、私どもはこの答申を受けて、石炭業界が本来やっていかなければならぬことではあるけれども、自分の力ではもうどうしようもないという点を政府や地方公共団体、とりわけ政府が補完をしていくということが基本になつておるわけでございます。私は今日まで、石炭業界の方々とはしばしばお目にかかりました。経営者の方にも組合の方にもお目にかかりました。これは率直なことを申し上げますと、この炭鉱問題につきましては特にその点を私は感じますが、経営者の方の御心労もさることながら、あすの自分の人生を思うとまことに胸痛む思いがするという立場に置かれております炭鉱労働者の方々のお気持ちというものはいかにばかりであるうかと察するに余りあるものがあります。

私は特に、かつて党で北海道開発委員長というのをもいたしておりました、北海道に關しては割合によく知つておる一員であります。夕張線にも万字炭山線にも乗つた経験がありますが、いずれにいたしましても私は、通産大臣としてはもちろんのことでございますけれども、大臣をやめた後も、そのときどきの大臣を補佐しながら、この炭鉱問題には終生の仕事として取り組んでいきたい。それはもちろん情熱といふとあるいは似つかわしくない言葉になるかもしれませんが、炭鉱に対する私の思いというのをにじませた行動をこれからもとつていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○中沢委員 誠意ある答弁をいただきましたので、ぜひひとつ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。
それは、以下具体的な問題につきまして質問

をしたと思うのでありますが、まず一番最初に国内炭の需給問題についてでございます。

これは一般炭と原料炭に分けてお尋ねをしたいのでありますけれども、まず第一に、一般炭の六十二年の需給見通しはどのようになっているか。それから、関連をいたしまして二番目には、原料炭の同じく六十二年の需給見通しについてどのようになっているかお尋ねをしたいと思いま

す。

○高橋(達)政府委員 先生も御案内のとおり、第八次石炭政策の策定に当たりまして、最終段階で非常に難航したわけでございます。最終的には関係者間で合意ができたわけでございますが、その際に国内炭の需給につきましてはいろいろと具体的な合意ができていたわけでございます。

一つは、鉄鋼業向け、あるいはコークス業界向けの原料炭、それからセメント、紙パ等一般産業用の一般炭については今後漸減をいたしまして、六十六年度にはゼロとする。それから電力用炭につきましては当面現行水準をいたしまして、その後漸減して六十六年度には八百五十万トンとするというふうな関係者の合意ができていたわけでござ

います。

そこで、毎年度の分につきましては需給両業界が話し合つて決めるということになっておりますので、お尋ねの六十二年度でございますけれども、今後需給両業界が話し合つて決めていくということがまず需要サイドでのファクターでございます。それに応じまして生産の方も決まってくるわけでございますが、生産の場合にはもちろん在庫のような格好で持つこともできるわけでございますが、基本的にはこの需要というものが左右されるわけでございます。したがって、六十二年度の一般炭及び原料炭の需給がどうなるかというお尋ねでございますが、現在のところ確たる見通しがないわけでございます。ただ、方向としましては電力用炭については現在の水準、それから原料炭のうちガス業界が使用する分についても現在の水準、それから先ほどの鉄鋼業向け、あるい

はコークス業界向けの原料炭についてはそれぞれ現在の百七十万トンの六十一年度の鉄鋼向けの実績あるいはコークス向けの実績をベースに漸減の方向で考えていくということでございます。また、紙パ等につきましても、現在六十二年の実績が百万トンというふうになっておられるわけでござい

ますので、この百万トンをベースに漸減の方向で話し合つてくるものでございますので、そのあたりで大体のフレームはできるわけでございます。供給サイドにおきましてもそのあたりを考えながら各社生産計画を立てているところでございます。

○中沢委員 六十二年度については正確にはまだはっきりした見通しがないとおっしゃることについてはわからぬわけじゃないのですが、今ちよつと答弁がありましたけれども、実は鉄鋼業界が六十二年度百七十万トン、そして六十二年度はこれの約半分の八十万トンに大幅に減少する、こういう報道がございまして、正直言つて六十年から六十一年大幅に落ち込む、六十一年から六十二年もまた大幅に落ち込んでいくことになってくると、言われるようにならぬか縮小ということ

は、原料炭に限つて言うとき全く当たらないのではないかと、こういう率直な感じを持つのです。ですから、この鉄鋼業界の言つておきます八十萬トンということについて正確な情報なのかどうか、今部長から百万トン程度という話があったのですけれども、その辺ちよつともう一度確認をしたいと思

います。

○高橋(達)政府委員 御答弁申し上げます前に、ただいま百万トンと申し上げましたのは、六十一年度の一般産業向け一般炭の実績見込みでございます。それをベースに漸減の方向で一般産業用の一般炭について需給両業界で話し合いが行われるということでございます。

そこで、お尋ねの六十二年度は鉄鋼業界が六十二年度の半減を主張しているということでございますが、確かに一部報道にそのような記事があったように私も承知しておりますが、私どもの方にはそういう方針について報告をしてきたとい

う事実は一切ございません。

今後、鉄鋼業界及び石炭業界が協議をして六十二年決定してまいらるわけでございますけれども、その決める際の精神といたしましては、昨年十一月の最終段階で話し合われた方針でございます。一つは先生御指摘のなだらかに縮小をしていくというラインを確保するという精神でございます。もう一つは、鉄鋼業界としても経営環境の非常に厳しい、苦しい状況にあるわけでござい

ますので、ぎりぎりの協力をすることでございます。まして、このなだらかな縮小の確保と最小限度ぎりぎりの協力がどのくらいであるかというところで両業界の話し合いが決まってくるものと考えてお

りまして、私どももいたしまして、短期集中閉山はぜひとも避けなければいけないということ

は十分念頭に置かしていただきまして、今後両業界の話し合いを注意深く見守つてまいりたいと思つております。

○中沢委員 関連しまして、六十一年度の年度末の貯炭の見通しと、それからごく最近の貯炭の実績は数字的にどうなっているか、私の方で調べた数字もありませんけれども、通産省の正式な数字をちよつとお聞かせいただきたいと思います。

○高橋(達)政府委員 当省のエネルギー生産需給統計の速報値でございますが、六十二年の二月末におきまして、在庫は原料炭におきまして八十八万四千トン、それから一般炭におきまして二百九十万トン、合計三百七十八万四千トンという数字になってございます。

あと三月を残すだけということでございますが、私どもの推計では、六十一年度末におきまして貯炭量につきましては、原料炭がおおむね九十万トン、一般炭がおおむね三百万トンということ

で、合計三百九十万トンという数字になるかと

思つております。

なお、この数字は昨年十二月に石炭鉱業審議会におきまして需給見通しをはじましたときの数字が三百八十万トンでございますので、それをや

りや上回る実績となる見込みでございます。

○中沢委員 そこで、貯炭対策についてお伺いをしたいと思

います。

今の答弁がございましたように、想像以上に在庫がふえている。もちろん新政策の中でその対策として貯炭管理会社をつくりまして買い上げをする、あるいは融資をする、こういうことになるわけなんですけれども、実際問題として四月から直ちに新会社が具体的に買い上げや融資を行うことができるのか、できないのか、これが一つ。それからもう一つは、融資の一つの方法なのでありますけれども、基準炭価で買い上げるとい

うことを当然お考えだと思つておりますが、もちろん貯炭をするということになってきますと貯炭そのものにいろいろなコストがかかるわけですね。選炭場から貯炭場所に移す場合は当然輸送費がかかる、貯炭のしつ放しであれば自然発火のおそれがあります、そういう意味での管理費もかかる。やはりこういうものも含めて、この際買い上げるなり融資の対象にすべきである。石炭会社にその分のコストを負担させるということ、やはり間違いないかと思つたのですが、その辺についてまずお聞かせをいただきたいと思

います。

○高橋(達)政府委員 新会社によりまして貯炭買い上げの開始の時期でございますが、ただいま御審議をいただいております法案の年度内の成立をお願いいたしまして、また新年度に入りまして予算執行が可能になるという前提でまいりまして、四月中にはこの貯炭買い上げの業務を開始させたいというふうな思つてお

処理せよという方針でございます。ただ、その企業の最大の努力によってもカバーできないところを政府が需給ギャップを埋めるような格好で支援をすべきであるという考え方になっていて、それでございまして、仮に金利及び管理費を見るような格好で値段をつけるといたしますと、その買上げに必要な経費をまた石炭企業から徴収しなければいけないというようなことになるわけでございまして、結局徴収した分で支払うというような格好になるわけでございます。

私どもの構想では、この管理会社が買上げをいたしました貯炭につきましては、実際には石炭会社に委託管理をしようという格好で石炭を管理しようという考え方でございまして、その管理費を確保するためにあらかじめ管理費を徴収するというようなことになりますれば、結局、企業から集めて企業に支払うという考え方になるわけでございますので、そのあたりはそのプロセスを省略いたしまして、管理費並びに金利については石炭企業サイドで負担をしようというところで行かざるを得ないということでございます。

ただ、貯炭対策としての融資の面で資金を無利子化することによってその金利は無利子化しようというところで、その分については、政府として石炭企業を支援していくという考え方でございまして、

○中沢委員 きょうは余り時間がございませんので、この問題はまた別な機会に譲りたいと思っております。

次に、先ほどの北村委員の方からの質問にもちよつと関連するのでありますが、例の北海道電力の九十万トンをはかの電力会社に協力をしていただく、こういう問題について少しく具体的にお尋ねをしたいと思っておりますが、北電は六十一年度は四百五十万トン、これが六十二年度は三百六十万トンになる、九十万トンは他の電力会社三社にそれぞれ協力をしていた、こういう内容で、電事連ですか、その業界内部で話し合いが

いたということを正式に聞いておるのであります。が、もともと社会党の関係委員や私もそういう趣旨で質問をして、結果的に北海道電力に対する犠牲を少し和らげる、こういう配慮がされたことについては評価をしたいと思っております。

ただ、これは中身をずつと見ていきますと、いろいろ問題が出てまいります。

一つは、苫小牧の一号機、これは政策火力でございまして、火力発電所の建設に当たりまして四十数億円、四十七億と記憶しておりますけれども、国から助成がされている。これは、国内炭をたく、国内炭の需要を確保する、こういう観点で政策火力ということとずつときているわけですが、しかし、今度九十万トンをほかの会社に回すということになってきますと、苫小牧の一号機でいいますと、実は五十五万トン、これが海外炭に結果的にはなっていくんではないかというふうな言われております。そういう点からいいますと、政策火力という基本的な命題が九十万トンという関連の中でそれだけ国内炭の需要を結果的に抑え込む、そういうことになってはならない、これが問題の一つです。

それからもう一つの問題は、火力発電所の場合には、いろいろ公害問題が各地で出ておまして、建設の時点で苫小牧段階あるいは北海道段階でも随分環境、公害問題が議論になりました。これが海外炭をたくことによってその辺が一体どうなるか、こういう問題も出てくると思っております。

それからもう一つは、これはなかなか説明ができませんのでありますけれども、仮にこの九十万トンをほかの三社で協力をしていただく、その場合は北海道から相当運賃をかけて運んでこなければいけない。私の希望的な観測でありますけれども、恐らくそれはユーザーがそういうことは全部負担をして、石炭を売る会社としては山元手取りがその分減るだとかコストアップになるということにはならないと思うのでありますけれども、今指摘をいたしました程度でも三つぐらいの問題点を感じるわけですね。

さらにこれからの問題として、果たしてこの九十万トンの将来性がどうなのか、ずつと引き続き九十万トンについて本州方面の電力会社が協力体制をしいていただけるのかどうか、こういう将来的な問題もあるわけでございます。以上四つの点についてお答えをいただきたいと思っております。

○岡松政府委員 お答え申し上げます。

まず御指摘の九十万トンの振りかえの件でございますが、お話しございましたように北海道電力の内外炭格差の負担の平準化ということで、電力業界内で話し合われまして、北海道から九十万トン減らし、これを他の電力で引き取るということに決まったわけでございます。

お話しございました苫小牧第一号機につきましましては補助金が交付されておまして、これに基づきまして国内炭の引き取りということを五十六年の運開以来続けておるわけでございまして、既に六十一年度まで合計約五百九十万トンの国内炭の引き取りが行われたというふうに承知いたしております。

今後この炭が他の電力会社に振りかわるわけでございまして、御指摘の公害の問題につきましましては十分配慮し、公害面での影響のないように措置をいたしておることでございますが、また六十三年度以降の点のお尋ねがございましたが、この点につきましてはまだ未定でございます。したがって、とりあえず六十二年度につきましまして従来からの引き取りから五十五万トン相当分を海外炭に切りかえるということが決定されているということでございます。

(委員長退席、愛野委員長代理着席)

○中沢委員 今の答弁でございますと、一般論の答弁でございますが、どうも納得ができません。御指摘の通り、結局政策火力という観点で言うと、国内炭をたく、そういうことをやるために国が財政援助をする、ここが基本だと思っております。確かに国内全体としては九十万トン、ほかの電力会社が協力をする、経営的には助かる。しかし、問題は、海外炭を新たに五十五万トンたくという問題が出て

くる。これは直接通産省としてはなかなかタツチしづら問題かもしれないけれども、しかし政策助成をしている、こういう観点で言うと、強力的な行政指導があつていいのではないかと。

それともう一つ、実は北海道の地元でいろいろ苦勞しながら今議論をしておりますけれども、結局九十万トンが事実上北電の納炭が減るわけですね。そうなりますと、私の聞いた話によりますと、坑内掘りを中心とした大手炭鉱からは今まで三百三十万トン売っていた。そして露天や混炭やあるいはペーパーカンパニーを含めて百二十万トンであった。これが九十万トン減ることによって、それぞれ現実問題として北電に対する納炭がずつと減っていくと思うのです。特に私が問題視をしたのは、余り立ち入った話を本日は言いたくないのでありますけれども、商取引の関係で言いますとペーパーカンパニーもかなりのシェアを占めている、このように聞いているわけですね。ですから、額に汗して働いている坑内掘りの炭鉱あるいは露天、こういう関係についてそういう納炭の量が大幅に減らないように、この辺はうまく通産としても北電の方にいい意味での行政指導みたいなものをやっていただけではないのか、この辺、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

○岡松政府委員 まず補助金との関係でございますが、先ほど触れましたように、六十一年度まで五百九十万トンの国内炭の引き取り協力が得られたわけでございまして、補助金をもらっているというところも含まれて、従来の経緯にかんがみまして第八次対策中は今後とも一定量の国内炭の引き取りをこの火力について期待しておるということも申し上げさせていただきます。

また、ただいま御指摘の炭の引き取りをどういふところから引き取るかということでございますが、北海道電力が個別にどのような石炭業界からどのような炭を引き取るかという点につきまして、これは会社の経営判断の問題ということでございまして、具体的に石炭の引き取りにつきましては同社の判断にゆだねるべきものというふう

に

考えておる次第でございます。○中沢委員 時間があればいろいろ繰り返してやりたいのでありますけれども、今の答弁については納得ができないわけでありまして、別の問題について質問したいと思うのです。

閉山対策についてはぜひお尋ねいたします。縮小、撤退、こういう路線をとる以上、閉山については現実的に避けて通れない、私どもとしては非常に残念ですけれども、そのように受けとめざるを得ないわけですね。今度の予算で閉山交付金を四百六十万から六百万に引き上げる、これは一応評価したいのであります。そのうち、最近も新聞その他で連日のように報道されておりますけれども、真谷地という炭鉱がございます。これは、今日まで通産の方で資金の関係、融資の関係について大変な御尽力をいただいているのであります。実は既に退職をした人に対する未払い退職金が二十四億程度、これに同じ友山の帳内を入れますと八十億程度と莫大な未払い退職金を持つているわけですね。これは閉山交付金をもって始末をする、こういう建前については原則的に私どもとしてわからぬわけではないのですけれども、現実問題としてはなかなかそういうことにはなっていないのではないかと。二十四億ということになると対象人員が四百五十人もいるということでございますので、これは通産だけではなしに当然労働省としても重大な関心を持つていただいて、単なる労使問題あるいは単なる閉山の課題というだけではなくて大変な社会問題でありますから、この際通産としても労働省としても、この問題については相当な決意を持ってぜひ円満に解決するようにお願いをしたいと思うのですが、その辺についてお答えいただきたいと思うのです。

○高橋(達)政府委員 御指摘のように、北炭真谷地炭鉱株式会社については私どもの調査によりまして、やや古うございまして六十年九月末時点で未払い退職金が四百二十八人分、金額にいたしまして二十二億九千三百万円のいわゆる未

払い労務債があるように承知しております。退職金につきましては、御指摘のように本来企業が労働者との間の雇用契約に基づいて当然の報酬として労働者に支払われるべきものでございまして、そういったものが多額の未払いの状態になっていることはまことに遺憾な事態であると私どもも認識しております。

基本としては経営の安定、改善が本問題の解決につながるわけでございます。私どもとしても北炭真谷地炭鉱の企業経営の改善が図られるように努力していきたいというふうに思っております。しかし、御案内のような原料炭の山でございます。企業としても一生懸命経営改善に努力をしておるわけでございますが、なかなかその改善の方向が出ない状況でございます。いろいろと合理化計画なども検討しているようでございまして、そのあたりを聞きながら、今後さらに私どもとして支援ができるようなところがあれば支援をしていくということにいたしたいと思っております。また、この労務債の支払いにつきましては、労働省と連絡をとりつつ会社を適切に指導していくと考えてございます。

○中沢委員 次に、産炭地の振興問題につきまして二、三具体的に御尋ねをして、そしてできれば通産大臣の御決意をお伺いしたいと思っております。

これは昨年の札幌通産局の内部資料でありますけれども、仮に全部閉山になった場合、これは仮にの話ですが、その場合の大変な地域に対する影響がいろいろの問題ごとにと数字が出されております。資料として持つておられますけれども、これは大変な問題だと思っております。

それは一応仮定の問題でありますから別にいたしまして、つい最近日本立地センター産炭地活性化研究会が空知管内の産炭地自治体の活性化について提言をされているわけですね。私も資料は入手しておるのであります。通産省に直接関連をするのでありますけれども、産炭地振興審議

会が今まで本格的に八次の問題をめぐって開催をされていない、恐らくこの法律案が成立をした後早急にやる、こういう予定だと思っております。私は、ぜひ早く正式にこの産炭地域振興審議会を開催していただいて、できれば北海道分科会あるいは九州分科会、もつと言いますと空知管内のプロジェクト、こういう具体的なものを論議の受け皿としてもつくっていただいで、相当突っ込んだ議論をぜひ通産が責任を持って、審議会ではありますけれども早急にやっていただきたい、これが一つでございます。

それからもう一つは、従来からやっております産炭地の活性化支援事業の問題でありますけれども、確かに六十一年度に比べて六十二年度は予算がふえている、これは評価をしたいと思っております。ただ問題は、先ほど部長の答弁にございまして、ただ問題は、先ほど部長の答弁にございまして、たように、いわゆる企業化について具体的にいろいろ研究をしながらも、いよいよ産炭地にいるような企業を立地をする、あるいは持つていく、企業化という段階について言えば、残念ながら六十二年度はまだその調査段階だ、本格的には六十三年度以降だと言っているわけなんです。正直言つて六十二年度に閉山の危険性がある、そういう地域については、この際六十三年度のスケジュールというのを思い切つて一年間繰り上げて具体的な企業立地をする、そういうことについて通産としても本腰を入れていくべきではないかと、このように考えるのですが、これについてお答えをいただきたい。

それから、例の公団について言うと、空知にいろいろ工場団地をつくっている。しかし、中核の団地でいいですとほとんど分譲がされていない。社会党の内部の議論としてはまだ固まっておりますが、この際あそこにはローカル空港でもつくつて、道内のエアカーゴ基地でもつくつてはどうか。相当大きな話でありますけれども、最近では臨空工業団地というところが相当クローズアップもされておりますので、そのぐらいやらなければ本当に空知全体の産炭地の活性化ということとはな

なかな難しいのではないかと。やや夢のような話かもしれませぬけれども、この辺もひとつ産炭地域振興審議会の中で真剣な議論をぜひお願いしたい。

そこで、大臣に今申し上げました個別の答弁は必要ではありませぬけれども、実はこの高島でございますと、三菱が十億円の町に対する振興基金というのを拠出する、こういう話を聞いております。大変結構なことだと思っております。空知関係でも三菱や三井や住友の石炭資本がある。しかし、いざれ閉山、縮小ということになってくるとその企業責任をどう問うか、これが一つの問題になると思っております。同時に、国もどういう責任分担をしようか、これも非常に大事です。国と地元の外でもいろいろデベロッパもありますので、そういう全体的な産炭地の大規模な再開発構想といましようか、そういうものについてこの際通産大臣としても新しい政治決断をする、こういうお考えをぜひお示しいただきたい。

以上、まとめてお答えをいただきました。○田村国務大臣 まず、最初におっしゃいました産炭地域振興審議会の開会のことでございまして、極めて早い機会にお聞きいただいて、いろいろと御審議を願いたいと思っております。多分、四月の上旬ごろになるんじゃないかとお思います。この審議会で、当然部会も開かれることと思っております。北海道部会も入ることと思っております。

それから、先ほどいろいろとお話がございました。私の所管事項でない問題もありませんが、何といたしても空洞化した地域を救済する、企業を誘致する。それに一番必要なものはアクセスでございますから、これは、その点は私も真剣に関係各省庁と御相談申し上げたい、このように思っております。それから、もちろん産炭地の問題につきましては、特に閉山問題等につきましては当該の関連企業、特に親会社等も含めて関連企業が、関連グループが努力をすべき問題などは申すまでもあり

ませんし、地域もまた挙げてそれに協力をする、これはもう当然でございます。

しかしながら、それにはもちろん限界もございませぬから、通産省としても、例えば産炭地域振興臨時交付金の拡充等を図りまして、関係者の地域振興努力に対して一層の支援を図るといふようなこともしなければなりません。また、その他いろいろの手当をしなければなりません。

いづれにいたしましても、各省庁と十分連携プレーをして、可能な限りの対応をしていきたいというふうにご考えておられる次第でございます。

〔愛野委員長代理退席、委員長着席〕

○中沢委員 今後に残っている課題はたくさんございまして、ぜひひとつよろしくお願いをしたいと思ひます。

次に、雇用問題について、まず労働大臣にお尋ねをしたいと思います、確かに今の国会は、言われておりますように売上税中心の税制国会だ、異常な事態を迎えていると思ひのであります。

しかし、産炭地に限らず全国的にも、とりわけ北海道にとりましては雇用問題が極めて大きな政治テーマだ、このように考えるわけです。完全失業率は全国に比べて北海道は四・二％、これは全国一。有効求人倍率についても北海道が低い。しかも、この間数字をちよつと調べてみますと、夕張職安では有効求人倍率が〇・〇四％、これは一月ですけれども、考えられないくらいの大変な雇用不安があるわけですね。

そういう点でいいますと、やはり今度の国会も、社会労働委員会でも随分新しい法案の議論はすると思ひのであります、雇用問題について、一体どうするか、非常に重要だと思ひます。

そういう点でいいますと、今度の関連法案を含めて労働大臣としてのそういう雇用情勢についての認識、離職者の関連する法案についての決意、基本的にまずお尋ねしたいと思ひます。

○平井国務大臣 雇用情勢、非常に厳しくなっておりますことは委員まさに御指摘のとおりでございます。

いまして、そういう意味合いから政府・与党も緊急対策本部というのを設置したわけでございます。御案内のように今日の雇用対策というのは、単に労働省の当面の対策のみをもつて効果的に対応し得るような情勢ではないと判断をいたしております。

一口で申し上げれば当然経済政策、産業政策、雇用対策一体となつての效果的な対策でなければなりませんし、率直に申し上げて為替の安定というのはいまもう不可欠の問題でございます。特に昨年来ずつと言われております抜本的な内需対策という点も、これまたベースとしては絶対に不可欠でございます。そういう中で労働省の雇用対策がどうあるべきか、かようなことになつてまいるわけでございます。

若干申し上げますと、やはり総合的にやる中で、特に労働省といたしましてはもう御案内のように特定の不況業種、また今御指摘のございました北海道、さらには福岡地区、非常に地域に集中いたしておりますので、そのような対策も最優先して力を入れなければならぬというふうにご考えております。簡単に申し上げますと、この不況業種における職業訓練、転換訓練というのは、労働力のミスマッチ解消という観点から見ますとこれも一口で申し上げてなかなか容易でない。容易ではございませんが、今後力を入れてまいりましょうやらなければいかぬ。

さらには、御案内のように、これは民間主導ではございますが、雇用安定センターに対する援助を通じて、つまり労働力の移動というものもこれもまた抜本的に考えなければいかぬ。当然のことながら、既にやっておりますような雇用調整助成金、これも思い切つた拡充ということ、でき得る限り失業の予防ということも考えていかなければいかぬ。いま一つ、地域における雇用開発のための助成制度の創設、こういう総合的な地域雇用対策の整備、これを内容とする既に発表になつております三十万人の雇用開発プログラムというところでございますが、内容の中心が今申し上げまし

たようにやはり地域に力点を置いて考えていかなければならぬ。したがって、従来の枠組みを超えた強力な措置が必要だということで、地域の雇用開発等の促進法案を提出いたしておるわけでございます。

いろいろな御議論の中では、その対策で本当にやつていけるのか、さらに拡大すべきでないかという御議論もございまして、既に千億を超えざる予算措置もいたしておりますし、やはりこれだけの効果も出てまいるといふことでございまして、それだけの効果が出てまいるといふことでございまして、そういう面の予算措置の追加というものは当然考えてよろしいか、したがって、三十万人、さらには五十万人ということにも対応できるものではないかと私は思ひます。

○中沢委員 実は社会党としては五十万人の雇用創出、三千億という構想は公表しております、いづれにしても今の労働大臣の御答弁にありましたように今後とも前向きにやる、こういうことでございますから、決意のほどはひとつぜひよろしくお願ひをしたいと思います。

時間がございますので、あとは具体的な問題に絞ります。二つほどお尋ねをしたいと思います。

一つは、いわゆるマル炭手帳の制度の見直しの問題でございます。今度の予算措置の中では確かに若干の就職促進手当の引き上げはやっておりますけれども、実はこれを生活保護とちよつと比較をしてみますと、私の出身は夕張でございます。二級地でございます。標準世帯でございます。六十一年度で十四万五千六百九十五円。ところが最高限度の促進手当は月額に引き直しますと十三万六千三百八十円、二級地の標準世帯の生活保護よりも低い。これはどうも納得ができません。引き上げを具体的に労働省の方にも迫つておりますけれども、この際ひとつ前向きな答弁をぜひ期待したいと思います。

に關連をいたしました範囲の拡大でございます。炭鉱労働者というものの規定について言いますと、法律が施行されました昭和三十八年に労働省の通達が出されまして、マル炭手帳の支給対象者はこういう人です、こういうふうな決めているわけですね。ところが、もう四分の一世紀前の通達でございます。炭鉱会社というものはその当時全体を抱えて会社を経営しておりましたけれども、最近では、例えば機械修理は別会社、石炭の輸送についても別会社、あるいは昔は分配所と言つておりましたけれども、物品の販売についても別会社。つまり系列会社、別会社をつくつて、事実上は下請の業者になつておられるわけですね。そうしますと、そういうところの職員について言つて、坑内夫と選炭夫は下請も対象になるというふうになつておられるのですけれども、すべて対象外になつてしまふ。これはどう見てもちよつと時代にそぐわないのではないかと率直に思ひます。ですから、この際、せつかく労働大臣も前向きに基本的な問題で答弁をされておられるわけでありまして、やはり手帳の対象の範囲の拡大をぜひやつていただきたいと思ひます。御答弁をお願いします。

○甘粕政府委員 まず最初に、就職促進手当の問題でございます。就職促進手当といふものは、そういう手帳の発給をいたしまして長期にわたつて就職指導を行う、そして再就職を図るといふことで、その求職活動期間中の生活の安定に資するといふことを目的にしております。その額につきましては、離職前の賃金日額に対応いたして決めるという仕組みになつてございます。一方、生活保護につきましては、家族の人数あるいは年齢等ということで勤業して決定されるという趣旨になつてございまして、そういう制度の趣旨の違いから生活保護を下回る場合もあり得るといふことにつきましては、制度の趣旨という点から御了解いただければというふうな思ひでございます。ただ、そういう問題もございまして、私どももいたしまして、毎年この引き上げにつきては、厳しい財政事情でございますが努めて

ございまして、昭和六十二年度につきましては二・四%の引き上げを図りたいという事を考えているところでございます。

それからもう一点の炭鉱離職者の求職手帳の発給の問題でございますが、これは先生の方が十分御承知というふうな思っておりますが、関連申請企業等につきましては、やはり手帳の発給というものが坑内業務の特殊性というところに非常に大きなウエイトもございました関係から、坑内業務等に絞っているというところでございまして、ただ、昨年十一月に石炭鉱業を特定不況業種ということで指定しました結果、こういう関連申請のところで今度炭鉱離職者求職手帳の発給を受けられなかった人につきましても、今度は不況業種の求職者手帳というものが発給できることになりまして、この手帳の発給を受けることによりまして、雇用保険の給付日数の延長の特例あるいは職業転換給付金の対象ということも訓練手当の支給あるいは広域求職活動費あるいは移転費という転換給付金の支給の対象にもなりましたし、また特定求職者雇用開発助成金、この助成対象にもなるということになりましたので、こういう施策を講じまして、私も再就職に全力を挙げたいというふうな考えておるところでございます。

○中沢委員 時間が参りましたので、以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○竹内委員長 午後零時五十分再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四十分休憩

午後零時五十三分開議

○竹内委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。田口健二君。

○田口委員 私は、まず通産大臣、さらに、きょうは労働大臣も御出席のようでありますから、労働大臣にも冒頭にお尋ねをいたしたいと思いま

私、昨年の十一月二十一日、本委員会におきまして、当時十一月末に閉山が予定をされておりました高島問題について質問をさせていただきまして、特に高島の場合に一島一町一企業という特殊な立地条件にございまして、住民もその大半が何らかの形で炭鉱に依存をしながら生活をしておりという状況でありましたために、もしここで高島が閉山ということになればまさに地域そのものが崩壊をする、あるいは高島町という自治体そのものが消滅をしようではないか、そういう大変な危惧を持っておりました。当時はまだ最終決定にはなっておりませんでした。第八次石炭政策が決定をされれば当然に高島のように相次いで閉山の事態も予測される、そういう意味におきましては、まさに高島の問題というのはこういう産炭地といわばモデルケースとしての位置づけにあるのではないかと、こういう立場で質問をさせていただきまして、通産大臣からは、大変御配慮をいただいた御答弁をいただいたのでござい

すが、実際に閉山になりましたらまさに予測どおり大変深刻な状況に陥っておるわけでありまして、全く考えてもおりませんでした高島労働組の山崎書記長の死という大変痛ましい出来事もございましたし、閉山からまだ四月にもならない今日の現在で、既に人口も千六百九十人減少しております。これは三月十八日現在の数字でありますから、小中学校の卒業式が終わりました今月末あるいは来月初めにかけてはさらに大幅な人口の流出が考えられるのではなからうか、こういうふうにも思っておるわけでありまして、また、離職者の再就職についても遅々として進んでおらないというのが現状であります。こういう点について、今後の高島の地域振興について、さらにまた離職者の再就職の問題についてどのようにお考えになっておられますか。基本的な点につきまして通産大臣並びに労働大臣の方から御答弁をお願いいたします。

○田村国務大臣 まことに残念なことでございます。特に、亡くなった書記長は、私もお目にかか

ったことがありますだけに本当に悲しめてもなお余りあるものでございます。私は、先般申し上げましたように、あのかわいいにしばらく住んでおりました。高島をよく存じております。高島あるいは伊王島、香焼島と私はずっとあの付近におりましたから、それだけにひとしおの感がいたしております。

早速私どもでもとりあえず私が指示をして、あるいはお願いをして、いたしましたことは、まず港湾予算で六十二年の地域配分を一億たしか数千円だったと思えますが、それから海岸の予算もたしか五、六千万だったと思えますが、ちよつと数字を定かに覚えておりませんが、これを港湾局にお願ひ申し上げました。そうして長崎県知事にも直接私から電話でお願ひを申し上げ、何かと御協力的には、距離がありますから無理かもしれませんが、長崎地域に高島まで入れたわけでございます。

そういう対応は一応いたしました。なお、今おっしゃったような悲惨な姿でございます。三月十六日現在で約千六百人の島民の方々が離島されたというふうな状態でございます。こういうふうな状況が踏まえて、通産省は、閉山提案以来これまで、産炭地域振興関係各省庁等連絡会というのがございます。これを五回ほど開催いたしました。長崎県からの要請も踏まえて、各省庁における雇用対策、地域対策、町の財政支援策等について検討を行いまして、去る一月三十日この結果を取りまとめたところでございます。各省庁間において今後具体的な対策を実施することとしておりますけれども、通産省としては、雇用対策につきまして労働省との緊密な協力のもとに統括取り組むとともに、地域対策としては、引き続き親会社である三菱グループ内の企業プロジェクトの展開を求めるほか、高島町が取り組んでいるプロジェクトビジョンの作成、その具現化に対しても積極的に支援してまいりたいと思っております。

先ほど申し上げましたし、また前々から御承知と思っておりますが、今たまたま労働大臣もここに同席をしておられますから率直に申し上げますと、ちよつどあのころには私は事務次官を連れて労働省を訪ねたしまして、労働大臣に私からたつてのお願いを申し上げ、そして事務次官を長とするハイレベルの協議機関を常置していただく、そして我々の通産省の対策と労働省の対策とが完全に連携できるようにしようというところで、いろいろと御協力を願っております。それが功を奏して、最近労働大臣から、この際通産省と労働省とで、中堅どころの役員をお互いに出向させて人事交流をしようじゃないかという御提案がございました。私ども、大変うれしく思っております。た次第でございますが、今申し上げたようなことで、今後も我々としては可能な限りの努力を尽くしていきたいというふうな考えております。

○平井国務大臣 高島町の問題でございますが、御指摘のように、これは全く炭鉱に依存した地域でございます。正直に申し上げますと、現段階においてまことに多くの雇用の場が見込めない、非常に環境が厳しいと申し上げてよろしいかと思っております。

参考までに申し上げますと、高島鉱山の閉山に伴う解雇者が千六百九十三人、直用が九百六十八人、下請が七百二十五人と相なっております。ございまして、このうち三月二十日現在に千四百五十人が安定所へ求職申し込みをし、再就職者は内定者も含めて現在二百六人、かように相なっております。さらに労働省としても、既に御案内と思っておりますが、早速省内に炭鉱離職者の対策本部を設置いたしまして、現地に臨時の職業相談所を開設したところでございまして、当然のことながら地元長崎県とも緊密な連携をとりながら、職業訓練の機動的実施、広域職業紹介活動の促進、また各種給付金制度の積極的活用等によりまして、離職者の早期再就職の促進に全力を挙げなければならぬと考えております。また、今後当面の問題でございますが、やはり

子弟の転校等の関係もございまして、まさしくこの四月が再就職の山場にもなるかというところも考えられますので、長崎県を初めとする関係各県とも連携をとりながら、ともかくにも全力を挙げて再就職の促進に取り組んでまいらなければならぬと考えております。

○田口委員 今、大臣の方からも具体的に数字を挙げてお答えをいただいたのでありますが、その中にもありますように、大体求職者の一割程度しか今日の段階で再就職はできておられないという、大変厳しい状況であると思っております。したがって、今後の見通しについて労働省としてはどのようにお考えになっておられるのか、少しお尋ねをしたいと思っておりますが、それに関連をしまして、これは昨日も現地から私のところに電話がかかってまいったのでありますが、再就職のネットクになっておる問題の一つに、住宅問題がやはりあるということなすね。ですから、この辺を考えていかないと、大変この問題も難しいのではないかと。

例えば雇用促進事業団住宅などについても、就職の決定がなければ入ることができない、こういうことなどもあって、何とかこういう点についても対策が講じられないものだろうか、実はこういう連絡などもあつておるわけでありまして、今後の再就職の見通しについて、ひとつお考えを聞かしていただきたいと思っております。

○甘粕政府委員 たいま労働大臣からお答えいたしましたように、現在のところ就職決定件数は、内定者を含めて二百六名という状況でございます。ただ、私もいたしましては、求人数を約二千百人程度確保しているということの中で一つの山は、やはり四月に入りまして子供さんの転入学等の問題がございまして、この時期が非常に重要な一つの時期になるのではないかとこのように思っております。

それから、先生御指摘の住宅の問題でございまして、住宅の問題につきましても、やはり私どもの現

地職業相談所の方で、住宅等につきましても調査をいたしてございます。住宅等につきましても、やはりかなりの人が必要ということになってございますので、雇用促進住宅につきましては長崎に新たに二棟、建設等も含めまして入居可能をできるだけ広げていきたいというふうに思っております。

それで、もう一つ先生御指摘ございました就職が決定しないと入居できないという問題につきましては、今のところそういう取り扱ひでございまして、これは職業相談、それからそういう紹介結合という中で具体的に決まりましたときにできるだけ入居できるようにということで、一層再就職につままして全力を挙げていきたいというふうに考えておるところでございます。

○田口委員 今のことに関連をいたしまして、再就職のための職業訓練、この辺の実施状況あるいは受講状況といいますが、少しお知らせをいただきたいと思っております。

○甘粕政府委員 職業訓練の実施状況でございます。職業訓練につきましては、現在のところ大型自動車運転科の訓練、これは二十人が修了してございます。それから建設機械運転科等につきましまして、三訓練科で二十一名が受講中ということでございます。それから、その後の訓練でございますが、私どもの今把握している限りにおきましては、百四十人の訓練受講希望者があるということでございますので、高島に臨時職業訓練施設というのを四月に開所する予定でございます。これは三科目ございまして、溶接、配管等を内容としてございまして、こういう高島における臨時に設置いたしました訓練施設と、それから長崎等で、百四十人の人たちに對しましての訓練を実施したいというふうに考えているところでございます。

○田口委員 これは地元の新聞記事などでありますが、三月十八日付であります。高島に職業訓練校の分校が設置され、四月から開校される。ところが、これの応募者というのがまだ定員の八割ぐ

らいにしかあつてないというふうに、当初の予想からすれば希望者が殺到するのではないかと思われておつたのが、実はその定員の八割ぐらしか希望者がいない、一体これはどうしたことなんでしょうかというように話も出ておるわけですね。実はこういう意見も私のところに寄せられておるわけですが、やっぱり炭鉱労働者の再就職の問題ですから、炭鉱労働者に見合った職業訓練をやってほしい。今もお話がありましたが高島、高島の訓練校の場合には、溶接科、塗装科、配管科、こういうふうになつておるわけですが、現地の希望を私、聞きますと、例えば建設機械、こういうものなどの職業訓練というものをとふやしてもえぬだろうか、こういう意向も伝わつてきておるわけでありまして、その辺はどうでしょうか。

○甘粕政府委員 先生御指摘のように私どもの把握している限りにおきましては、配管・住宅設備科、それから塗装・インテリア科、これにつきましましてはほぼ定員どおりということでございます。溶接・板金科の方が入校希望者が少ないということ、全体といたしまして約八割程度の入校希望者という現状になってございます。

私も、こういう科目を設定いたしましたときは、現地における職種別の需給状況と、それから特に私どもがこの離職者の方々に對してどういふ訓練科目を受けたいかということを調査した結果をあわせてこういう科目を設定したわけでございます。そういう意味では溶接・板金科の方が、少しといえますが、かなり定員に満たない。これは非常に残念でございますが、先ほどお話しございましたような点等については長崎の訓練校その他でございますし、そういうところに移転するのは非常に大変だとは思いますが、訓練手当等の支給あるいはそういう寄宿舎に入った場合の費用ということも私どもの助成措置に入っておりますので、そういう中で訓練を受けていただきたいと考えているところでございます。

○田口委員 時間が余りありませんので詳しくお尋ねすることはできませんが、先ほど通産大臣から

らもまた改めて御決意を聞かせていただきまして、大変力強く思っているところであります。地域振興策の中で海洋開発プロジェクトという形で、これは通産関係だろと思うわけでありまして、そういうものが地元の町でも発表になっておるわけでありまして、この構想の中身についてわかつていいる点がありましてらひとつお知らせをいただきたいと思ひます。

○高橋(連)政府委員 高島町の中長期的な振興を図る観点から、御指摘のような海洋都市構想についてのプロジェクトビジョンの作成が現在行われているところでございます。これは当省の産地地域振興臨時交付金の中に活性化支援事業というのがございまして、ビジョンをつくる経費の二分の一を補助するというところでございまして、現在事業費全体で千八百万円の規模をもちまして、高島町を中心にしてこのビジョンの作成に当たつておるところでございます。内容的にはまだできておる部分もございまして、海洋都市構想というところで魚の養殖のシステムであるとかレジャー関係あるいは観光関係の施設というものを設置することを中心に現在取りまとめられておるようでございます。

これは別に、また新養殖のシステム開発のために技術開発法人を設立するという構想もございまして、そういう構想ともあわせて、高島町としてはこの調査を完成することを通じて海洋都市の構想を進めることで地域開発を図つていつたらどうかという方向を目指しているようでございます。私も、私どもとしてもこういう方向に對して最大限支援をしていく考えでございまして、今申し上げました調査費の補助のほか、企業化に際してのファイジビリティスタディーが行われますれば、このファイジビリティスタディーに對する補助も六十二年の予算の中で計上してございまして、これをもつて充てたいと考えております。また実際の企業化に当たりましては、地域公団あるいは現在国会で御審議いただいております産業構造転換円滑化法の体系の中でいろいろな支援を検討していきたいと考えております。

○田口委員 続いて文部省の方にお尋ねしたいと思っております。

人口の流出に伴って小中高生がかなり極端に減少してきておられるわけですが、このまま進めば恐らく半数以下になるのではないかと見られておられるわけがあります。今後の高島における小学校、中学校、あるいは高等学校が一校ございませうが、この辺の将来的な見通しについては一体どのようにお考えになっておられるのか。

それからこれは前回も私御質問申し上げたのでありますが、特に高校生への転入学の問題について現状はどうなっておられるのか、資料的にわかればそれをもひとつ教えていただきたいと思っております。

○小西説明員 先生今お尋ねの高島鉾山の閉山に伴いまして小学校、中学校、高等学校の生徒数はかなり減少しているようにございませう。特に本年の四月以降にはまたさらに減少することが予想されております。

御存じのように高島町には現在町立の小学校、中学校がそれぞれ一校ずつございませう。さらに高等学校があるわけですが、長崎県としては、まず小学校、中学校については児童生徒が限る限り存続させていきたい、このように考えているようにございませう。それからさらに高等学校については、六十二年度は応募者数が非常に少なかったために生徒の募集を行わなかったものでございませうけれども、現在の一年生、二年生が在学している限りにおいてこの高島高校は今後も存続させるという考え方でございませう。

それからもう一つ、いわゆる高島高校の転学の問題でございませうけれども、私も調べましたところ、六十一年の十一月から六十二年の三月までに高島高校から転校した生徒は四人だったとございませう。希望が四人で転校が四人。全員希望どおり転校されたとございませう。それが現在のところとございませう、この四月以降またさらに転校を希望している数はかなり多いというように伺っております。

以上でございませう。

○田口委員 時間がなくなりましたので、最後に自治省にお尋ねをしたいと思っております。

先ほどから申し上げておりますように急激な人口の減少によって地方財政も大変な状況になってくると思っております。ただ、六十二年年度については閉山関係の諸事業等の問題もあつてかと思はれますが、前年度に比べて一〇％程度予算規模自体は伸びておられるわけでありませう。しかし、住民税なり鉾産税というものは完全にゼロになってくるわけでありませうし、財政調整基金一億五千万円を取り崩してどうにかこうにか六十二年年度予算が組まれておるといふ状況でありませう。今後の見通しについて、自治省としてはどういふお考えで、あるいはどのよう指導されていくのか、その辺をひとつお尋ねしたいと思います。

○松本説明員 お答え申し上げます。ただいま先生御指摘のとおり今後高島町の人口の減少は相当程度のもので見込まれておられるわけでありませう。それに伴いまして、地方税も昭和六十年度には四億三千六百万円ぐらいあつたわけでありませうが、今後は相当に減少するだろうと考えております。町の推計によりますと、人口が一番減少したようなケースの場合には一億円程度ぐらゐまで落ちるのではないかと考えてございませう。ただ他面、地方交付税の算定においては、先生御案内のとおりかと思はれますが、六十年度の国調の人口が次の国調人口が出されるまで適用になりますし、それからまた人口急減補正というような補正を通じて一定の需要を確保してまいりまして、いわゆる一般財源の激変を緩和していく措置を講ずることといたしてございませう。しかしながら、中長期的には財政規模そのものを見直していかねばならないというところは言うまでもないこととございませう。そのために現在公共施設の統廃合等について具体案をまとめたというように伺っております。自治省としても、町及び県の案がまとまり次第、地方債等の財政上の措置を通じて十分配慮してまいりたいと考えておる次第でございます。

○田口委員 時間が参りましたので、お尋ねしたいことはまだたくさんあるのですが、冒頭お答えをいただきましたように、通産大臣として労働大臣、ぜひとも今後の高島の地域の振興あるいは離職者対策についてさらに御尽力をいただきたいと思はれます。ありがとうございます。質問を終わります。

○岡田(利)委員 質問に入る前に、昨日アメリカ、イギリスにおける円の動向は極めて憂慮すべき状態でありましたけれども、伝えられるところによりまして、十時三十分には一ドル百四十八円七十銭、十一時には百四十八円八十銭という円の急騰が見られるのであります。今後のエネルギー政策やまた我が国の通産行政に極めて重大な関係のあることとあります。今年度予算はドル百六十三円で編成をされておるといふ面から大変関心事であるわけでありませう。こういう円高が続くならば、もう売上税などは到底導入できる条件ではないのではないかと、こう思うのでありますけれども、この際通産大臣の所見を承つておきたいと思はれます。

○岡田(利)委員 質問に入る前に、昨日アメリカ、イギリスにおける円の動向は極めて憂慮すべき状態でありましたけれども、伝えられるところによりまして、十時三十分には一ドル百四十八円七十銭、十一時には百四十八円八十銭という円の急騰が見られるのであります。今後のエネルギー政策やまた我が国の通産行政に極めて重大な関係のあることとあります。今年度予算はドル百六十三円で編成をされておるといふ面から大変関心事であるわけでありませう。こういう円高が続くならば、もう売上税などは到底導入できる条件ではないのではないかと、こう思うのでありますけれども、この際通産大臣の所見を承つておきたいと思はれます。

○岡田(利)委員 通産大臣はこの第八次政策策定に当たつて、特に鉄鋼業界の原料炭引き取りについて大変努力をされて、最終的に第七次政策の最終年度でその引き取り量を二分の一、半分に残念ながら減らしたと認めざるを得なかつたわけでありませう。このときに、第八次政策の原料炭の引き取りについては、あとの半分についてははなだらかに考えていく、こういう内々の話し合いもあつたと私は実は承知いたしておるわけでありませう。

○岡田(利)委員 売上税そのものを聞いたのではなくして、この円高の状況、宮澤・ペーカー会談で、G5で一応五百円台に安定をさせるといふそういう状況の中で円高が行われているのでありますから、その点私は通産大臣の所見を求めたわけでありませう。本論じゃないからこれはまあいいでしょう。

○岡田(利)委員 売上税そのものを聞いたのではなくして、この円高の状況、宮澤・ペーカー会談で、G5で一応五百円台に安定をさせるといふそういう状況の中で円高が行われているのでありますから、その点私は通産大臣の所見を求めたわけでありませう。本論じゃないからこれはまあいいでしょう。

そこで、今回の第八次政策で昭和六十六年度の我が国の生産規模が一千万トン程度と位置づけられたわけでありませう。従来、生産規模についてはそれぞれその評価が明確にされておりました、今回第八次政策で半減とも言える生産規模の縮小が行われて、一千万トン程度という生産量が位置づけられておられるわけでありませうけれども、この評価については通産大臣、どういふ評価を与えておられるのか、この際承つておきたいと思はれます。

○岡田(利)委員 売上税そのものを聞いたのではなくして、この円高の状況、宮澤・ペーカー会談で、G5で一応五百円台に安定をさせるといふそういう状況の中で円高が行われているのでありますから、その点私は通産大臣の所見を求めたわけでありませう。本論じゃないからこれはまあいいでしょう。

そこで、今回の第八次政策で昭和六十六年度の我が国の生産規模が一千万トン程度と位置づけられたわけでありませう。従来、生産規模についてはそれぞれその評価が明確にされておりました、今回第八次政策で半減とも言える生産規模の縮小が行われて、一千万トン程度という生産量が位置づけられておられるわけでありませうけれども、この評価については通産大臣、どういふ評価を与えておられるのか、この際承つておきたいと思はれます。

○岡田(利)委員 売上税そのものを聞いたのではなくして、この円高の状況、宮澤・ペーカー会談で、G5で一応五百円台に安定をさせるといふそういう状況の中で円高が行われているのでありますから、その点私は通産大臣の所見を求めたわけでありませう。本論じゃないからこれはまあいいでしょう。

きないんだと思うんですね。

したがって、私は、今の前段で述べた精神というものが当然その場合になされておるものと判断するのですけれども、この点についてはいかががでしょうか。

○田村国務大臣 新聞で報道されたというお話でございませうが、鉄鋼業界から通産省に対してはまだ何ら意思表示がございませぬ。鉄鋼業界が大変苦しい立場に立たされておることもよくわかりませぬし、確かに私も石炭、原料炭を押し売りしたいといひますか、押し売りに近い形で押しつけたということも事実でございませぬ。事実でございませぬけれども、なだらかなことをあくまでも実現しようとすれば余り急激な形になつてもどうかと心配はしておりますが、今のところ全然その話は参つておりませぬ。

○岡田(利)委員 私は、あとの四年間で引き取る量をゼロにするわけですから、半減されたこの供給量は、基本になるベースからいへば四分の一、クォーター、クォーター、クォーター、クォーターでゼロになる、これが縮小の原型でなきやいかぬと思うのですね。そういう認識は、これはいかがですか。

○高橋(達)政府委員 ただいま大臣からも答弁申し上げましたように、需給両業界で昨年来八次策の策定に当たりましていろいろと協議を重ねてき、また通産省当局といたしまして、大臣を先頭にこの需要の確保に努めてきたわけでございませぬ。

その際の基本的な考え方といたしまして、短期的な集中閉山は避ける、なだらかに段階的縮小をしていかなきやいけぬということとございませぬので、ただいま岡田先生からお話のございませぬように、今後の引き取り量の話し合いに当たりましては、方向としましては漸減ということと減る方向でございまして、鉄鋼業界、セメント、紙パ等につきましては六十六年度ゼロということに相なるわけでございませぬが、その漸減という方向の中でなだらかな縮小が確保できるような、そう

いう毎年の数量が決められることが私どもとして期待しているところでございませぬが、一方におきまして、もう一つの考え方とございませぬ、需要業界が非常に厳しい中でぎりぎりの協力をすると、いうこととございませぬので、どうしてもそこには、できるだけ少ない引き取りという考えも出てくるわけでございませぬので、そのあたり、なだらかな縮小とぎりぎりの協力という中でこの話し合いが決められていくものと考えております。

通産省といたしまして、冒頭申し上げましたように、短期的、集中的な閉山はせむとも避けたいということと、今後需給両業界の話し合いが進められていくことを十分注意深く見守つてまいりたいと思つております。

○岡田(利)委員 鉄鋼の場合も大変な大きな合理化が今労働組合に提案されておるわけですから、そういう状況についても我々は承知はいたして居るわけですが、ただ、一番大きい客体の引き取る量が半減になつて、さらに極端に半減していくということになりますと、これはちよつと大変なカーブになると思つておるわけでありませぬ。

ちなみに、もし四分の一の原料炭の引き取りが減ると仮定いたしますと需要は大体一千三百九十万トンになるでしょう。二分の一にしますと、これは一般産業向けに一般炭もありませぬから一千三百九十万トンぐらゐになるでしょう。私の試算ではそうなるわけでありませぬ。これに雑炭というものがございませぬから、雑炭というものを、百四十万トンが百四十万トンから百二十万トンになるかわかりませぬけれども、これを計算して考えていくと、生産量というものは出てくるわけですね。そして、在庫も出てまゐるわけですね。極めて単純なんですから、もはやこれは簡単に計算できるわけですね。そういう面を考慮してこの点を非常に重要視しているという点を私は強調しておきたい、かように思ひます。

したがって、一千万トン体制というものは現在、百四十万トンある雑炭のウエートがいかに高いかということですよ。一千万トンになつて百万

トンあれば一割ですから非常に高いウエートになるわけですね。ですから、雑炭を無視をするという段階はもう過ぎた。一体どう雑炭の問題を処理するのか。もちろんこれには普通の雑炭と駆け引きもあるでしょう。ある程度のは出てくるでしょう。しかし、今の場合は異常なものでございませぬ。ですからこれにどう対処するかということが石炭政策上極めて重要なポイントであるわけですね。この実態の把握とこれにどう対処しようとするか、姿勢を伺つておきます。

○高橋(達)政府委員 雑炭の問題でございませぬけれども、水洗炭等の回収炭やあるいは流通在庫の取り崩しなどによりまして、毎年この雑炭というものが発生しているものと見られておりますけれども、なかなか実態は把握しにくい面があるわけとございませぬ。しかしながら、この第八次石炭政策の期間におきまして、国内炭生産規模が全体として縮小の方向にまゐるわけでございませぬので、雑炭の供給規模につきましても当然にこれは縮小されていくべきものと認識をしておるわけとございませぬ。

ただ、その縮小の仕方とございませぬけれども、雑炭を扱つております関係の需給両業界、これがまず適切な対応をしてもらう必要があるわけとございませぬ。当面は私もこの需給両業界の対応に關心を持って見守つてまいりたいと思つております。

○岡田(利)委員 例えば、ボタの水洗炭とかそういう素直な形で認められる雑炭は私は問題にするわけはございませぬ。しかし、この雑炭は異常でありまして、調査をすれば把握できると私は思つて居る。これ以上言ひませぬけれども、そういう意味でぜひこの対応をしていただきたいと思ひます。

一千万トンというものはランニングストック八十万トンという意味なんですよ。雑炭が今百四十万トンですから、一千万トン体制下でランニングストックよりも多い雑炭が動いているということが異常なわけですね。そういう意味で非常に大切な

ポイントでありますので対応方をお願い申し上げておきたいと思ひます。

次に、今後電力を中心にして、昭和六十六年度には八百五十万トン電力で消費をする。そして九百七十万トンの規模ということに第八次答申は位置づけられておるわけでありませぬ。したがって、電力消費について我々は重大關心を持たなければならませぬ。

そういう意味で石炭政策の流れの中で、政策需要の面から石炭火力を政策的に位置づけ電発に出資をし、これを建設し、北電の苦一号を石炭特会から助成をして建設をしてきた。しかも十年間というは大変なヒットだったわけですね。このために電力料金の面で大きな貢献をしたということとは何人も認めるところであるわけですね。したがって先般も磯子、竹原、高砂、苦について政策火力である、このように確認いたしておられます。この確認については変わらぬものだと私は思つて居るわけでありませぬ。だがしかし、先ほど中沢君が質問しましたように、今度昭和六十二年九十万トンを北電の場合には八電力の方に移行するということになりました。なぜ一体この移行が行われたのか。

もう既に電力の料金の差益還元ということで北電は百二十億還元態勢に入つて居る。先取りで入つて居るわけでしょう、四月から変わるわけですから。そして石炭の分は百二十億のうち百億だとも言われて居るわけですね。したがってこれは通産省指導のもとでそういうことが行われたんだと思つて居る。今まで苦でもって、ここで約九十万トンの石炭をたいて居る。今度は六十二年度は三十三万トンになるわけですね。したがって内陸に向けていた石炭も苦小牧を通つて、五十万トン苦の分で減りますから、そうすると九十万トン中あと四十万トンは内陸分でもって、苦を通つて本州の電力会社に向けられるということになるのが九十万トンの内容なわけですね。それで、先ほど何か公益事業部長の答弁では、それはもう電事連に任しているからわからないんだなんて言つて居る

けれども、石炭というのは流通が一番大事なわけですから、押せ押せでいったとしても石炭を受けとめるところは決まっておるわけでしょう。例えば小名浜の常磐火力、そのほか磯子、高砂、竹原、こうなっているわけですね。

ですから、そういう点については的確に答弁してもらわないと、いや心配がなくなると言ったら、我々は心配しようがないわけですね。やはりぎりぎりまでやっているわけでしょう。ある程度たき増しもやっているわけでしょう。そういう形で九十万トン消化していくんじゃないですか。そうすると、その状態というものは安定性があるかどうかと我々は心配するわけですね。そういう面に答えなければいかぬわけですね。電力会社に任じていいというものじゃないでしょう。そういうことをきちっと答えることによって我々は安心できるわけですね。

私は、大きな見地に立てば、今通産の指導もあるように他は円高差益の還元がある。北海道はない。その場合九十万トンを移す。そして道民に百億還元する。北海道の道民に還元されるわけですから、それを否定するものではないわけですね。それを否定しないけれども、不安のないように、質問したらちゃんと答弁しなければいかぬじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○岡松政府委員 お答え申し上げます。

北海道電力の引き取り分が九十万トン移されるわけですが、これにつきましては電源開発株式会社の火力発電所及び共同火力の発電所等を使いまして東京電力、中部電力、九州電力が代替することになっておるわけでございます。これによりまして六十二年の電力業界の一千万トンの国内引き取りを円滑化しようということから、電力業界内で負担の平準化を図るという見地から行われたわけでございます。この結果電力業界が約束しております六十二年の一千万トンの引き取りということにつきましては確実に実施されるものというふうに承知いたしております。

○岡田(利)委員 どうですか委員長、今の答弁を

聞いていて、不親切だと私は思うのです。我々のところだってもうニュースは耳にはほとんど入ってきませんよ。例えば東電は五十万トン、あるいは中部が二十万トン、関西が二十万トン、九十万トン負担するんだと、そういうことも入ってきいてるわけですね。そうすると発電所別にわかるわけでしょう。例えば電発だつて今まで通常一〇〇%たいいていたんでしようから、それ以上たかといつたら、もうたき増しをしなければいかぬじゃないですか。私はそういう心配を感じておるわけですね。石炭をたく火力発電所がたくさんあるのならば、わかってはいても、今言ったように電発三地点から四地点でたくわけでしょう。だから当然そういうことについての的確に答弁できないというものは非常に遺憾だと思つておるのです。答弁できますか。それでは我々はほかの方から聞いた方が早いではないですか。

○岡松政府委員 お答え申し上げます。

九十万トンの振りかえにつきましては電発の火力を使いまして五十八万トンのたき増しをいたすことになっております。それから常磐共同火力で十三万トン、それから東北の火力を使いまして十九万トンでございます。先ほど私ちよつと言ひ間違えましたが、これらを通じて関東と中部電力、東京電力の三電力で結果的には引き取ることになる。その数字を申し上げますと、関西電力で二十八万トン相当分、それから中部電力で二十二万トン相当分、それから東京電力で四万トン相当分、都合九十万トンの引き取りの振りかえが行われるということでございます。

○岡田(利)委員 初めからそう答弁してもらえば

時間からかぬわけですね。やはりそれくらい言わないとわからないわけですね。したがって、この九十万トンが崩れる場合には、もちろん北海道でその分たかなきやならぬということにも考え方としてはなるでしょう。しかし、同時に生産そのものが縮小基調にあるわけですから、その場合、苦小牧苦一号、全部外炭をたいてしまふ。二号機は百三十万トンたいてます

ね。これを少なくとも全部外炭に振りかえるということはないんだと思うのです。我々は北海道道民に電力差益が還元されるということで、三十万トンまで落ち込んだのを認めたのですよ。だからそういう点については当然慎重であり、今までの石炭政策を進めた私どもにも十分話をしてくれるものと私は思うわけですが、この点いかがですか。

○岡松政府委員 お答え申し上げます。

政策的に設立されたいわゆる政策火力発電所といったしまして、電発のもの及び苦東厚真の一号機があるわけでございます。これが従来、国内炭の需要の確保のために十分な役割を果たしていたわけでございますが、今後第八次石炭政策期間中におきましても電力業界全体の国内炭引き取りを円滑に実施するためにこのような、先ほど触れましたいわゆる政策火力発電所と言われるものにおきましても、一定の役割を果たすものというふうな期待されているわけでございます。

○岡田(利)委員 苦でたく供給の内容と

は、幌内が二十九万トン、太平洋炭礦が四万トンなんです。今までは幌内が四十一万トン、太平洋が四十五万トン、三菱大夕張が七万トンというものが供給の内容なんです。ですからこの数字を見ると、何かやはりぐつと偏っているわけでしょう。だから、今言ったように縮小する、閉山をするなんていろいろわさがあるものだから、そうすると、ここ早目にゼロにするのかなあという印象を数字から受けるわけですね。受けるのが当たり前であらぬのがおかしいと私は思うのです。

そういう点でいろいろ心配があるものですが、聞くのですが、役割を果たすと言われども、一定の役割は果たさざるというのが原則だ。しかし、原則であるが、事情変更の場合には慎重に検討して十分相談します、このことを約束できるかどうか、それ以上のことを答弁せよと言つても無理でしょうからね。その点、いかがですか。

○岡松政府委員 第八次石炭対策中におきまして

は、当初一千万トンの引き取りを電力業界として約束しておるわけでございますが、その後種々の事情がある中で八百五十万トン、六十六年度の引き取りとすることをぎりぎりの線として電力業界が引き取ることを約束しておるわけでございます。このような全体の中で、先ほど触れましたいわゆる政策火力発電所というものの一つの役割を果たしていくということが期待されておるということをお聞きしたいと思います。

○岡田(利)委員 抽象的ですが

も、ある場合においては日本で二番目に大きい北海道の炭鉱が北海道の電力会社には一トンの納炭をしない、全部本州の方に納入する、こういう現象も下ししたら起きるわけですね。だから聞いているわけですね。そういう意味で、時間がございませぬからあれですが、十分慎重に考えてやつてもらわなければならぬ問題です。

新聞の報道によると、昭和六十二年三百六十万トン北電がたく、六十三年が三百六十万トン、六十四年は三百三十万トン、六十五年には二百二十万トン、六十六年も二百二十万トン。そうしますと、結局二百四十万トン引き取り量が下がる。そうしますと、だれが計算しても、奈井江一号、二号と砂川の三、四号があるわけですから、内陸だけで海岸の発電所はたかぬということになるのか。これは新聞報道で出された数字ですから、そういう判断が実は出てくるわけですね。二百二十万トンを六千カローで換算すると百八十万トンという意味なんです。ですから、そういう点も十分いろいろ報道もされてますし、みんな心配をしておるのであります。今の公益事業部長の歯に衣を着せるような答弁ではなくして、もう少しできるだけ親切に言った方がいいんじゃないか、私はそう思います。ですから、そういう意味で、ひとつ慎重に対処して、十分この協議もしてほしいということをお聞きします。

例えば公害の問題なんて、車が多いといつたつて海から持ってくれば、何もトラックで持つてくるわけじゃないですから、そういう公害もなくな

仮定すると、五十万トンにプラス五十万トンです。から、四半期ごとでは三カ月で百五十万トン、適正貯炭量の五十万トンに対して二百五十万トンで差し引きゼロというような、そういう状態も考えられるわけですが、したがって、そういう貯炭の買い上げ等の問題、こういう点について、原料炭から一般炭に転換する炭種転換のコスト上昇の対応策としては、現行の政策で考えれば今言った点を弾力的に運用されたらどうか、こう思うのですが、この点は検討していただけますか。いかがでしょう。

○高橋(達)政府委員 今回の減産加算制度におきまして、前年に比べまして減産するという比較をする場合に、物理的な数量で行うかあるいは石炭の持つカロリーに着目して行うかということがございまして、カロリーに着目して減産を図るとすれば、これは一応炭種転換というものを考慮に入れた減産対策ということになるわけですが、今後財政当局と相談してまいらなければいけないわけですが、当方の考え方としては、カロリーをベースに考えるように財政当局の方にお願ひしてまいりたいと思っております。

また、御指摘の貯炭対策の中で炭種転換を考慮して考えていったらどうかということですが、買上げの炭種その他については各会社の資金繰り、経営の困難な状況、そういったことを十分勘案しながら、炭種転換ということも念頭に置きながら運用していくように指導していきたいと思っております。

○岡田(利)委員 労働省にお伺いしますけれども、マル炭手帳の発給については従来の政策下と今回の第八次の政策とは違いがあると思うのです。第八次政策というのは五年間も縮小基調なのです。これが政策上はつきり出ているわけですね。そうしますと、閉山で発生する失業者あるいは規模縮小の過程で発生していく失業者とあるわけですが、したがって、マル炭手帳の発給は、規模縮小交付金の受給者ももちろんのこと、百五十名

以下でも生産縮小の安補加算を受けている炭鉱で職を離れる人、こういう人も当然対象になると理解されるわけですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○平井国務大臣 この規模縮小交付金が交付される場合、またこの安定補給金の減産加算が行われる場合につきましては、労働省としましてはできる限り雇調金の活用ということで失業の予防を図ってまいりました。現に、昨年十二月来石炭各社が休業によって減産を行いました場合には、雇調金制度の活用によって失業の予防を図ったばかりでございます。

また、やむを得ず離職した者は、石炭鉱業の合理化に伴う離職者と考えられますので、炭鉱離職者の求職手帳が発給されるものと考えられまして、この手帳制度に基づいて再就職の促進に力を入れてまいりたいと思っております。

○岡田(利)委員 これは労働省がいままで通産省がいままで、先ほどの質問の中で関連業界、関連業種についてのマル炭手帳の適用の問題について出たんですね。労働省からこれは答弁がありました。ただ、過去の政策展開の中で、それらの問題には弾力的に扱っているという経過があるわけですね。例えば、炭鉱を閉山する場合に、運ぶ鉄道の会社は別な会社だった。しかし、閉山前にこれを会社に吸収した場合にはこれを認める。あるいはまた、そういう工程的に関連する業種がありますね、炭鉱には関連業種がありますから。それは閉山前に親会社というか、その炭鉱会社に吸収すれば、働いている人々はマル炭手帳の扱いをする。これは企業ぐるみ閉山の場合同様にやってきました。これからそういうものも出てくる可能性があるんですね。かつて、十八年前の場合には、まだ関連業種を直営でやっている部分が多かったのですけれども、最近ではほとんど切り離してありますから、企業ぐるみ閉山から十八年たっていますから、したがって、そういう政策の過去の経過からいえば、基準に該当する形で炭鉱会社に吸収すれば、坑外の場合でもマル炭

手帳の対象になる。これは、過去の政策がそういう運用をしておられるわけですね。したがって、そういう理解でいいんじゃないでしょうか。いかがでしょう。

○甘粕政府委員 私どもの炭鉱離職者求職手帳につきましても、いわゆる炭鉱関係の事業所そのものにつきましても、一応その事業所の従業員につきましても手帳の支給対象としていたということでございますので、今先生の御質問のような格好で、そここのところの従業員ということになれば手帳の発給対象となるといふふうに考えてございまして。

○岡田(利)委員 貯炭管理会社に随分質問が出ましたからごく一部分聞いておきますけれども、結局質問して答弁を聞いておきますと、これは貯炭管理会社などというものと縁が相当遠い会社じゃないかと思えますね。この会社は単なる貯炭無利子融資会社です。管理もしなければ全部委託するわけですから、全く中途半端なものだ、こう思えますね。それならむしろ、前にありました電力用炭納入株式会社、これなんかは無利子では金を出ませんでしたけれども、それと余り変わらぬ性格のものだ、こう思えますね。買上げというのは形式的買上げですね、結局は、そういう感じがします。極端に言えば、無利子融資をするだけだ、管理はそれぞれの企業がやるということになる。おまけに、買戻し条件について保証する保証事項がついているのに、親会社の返済保証まで要求している。この辺なんかはちよつと念には念を入れて過ぎていくんじゃないか、こう思えますね。したがって、私どもが特に主張してきた貯炭管理会社とは、残念ながらほど遠いものであるということに尽きるわけでありまして。

そういう意味で一つ伺っておきますけれども、六カ月論などという問題は、これは余り強調なさらないで、せめて大きく弾力的に運用できるようにしてやるぐらいの貯炭管理会社にはいかがでしょうか。いかがですか。

○高橋(達)政府委員 貯炭管理会社をつくりま

以上、この会社の健全な運営を図る必要があるためにいろいろ制度を設けていることを御理解いただきたいと思っております。したがって、他方、需給ギャップの解消の一時的な経過措置としてこの貯炭会社を機能させるわけでございますから、御指摘のように六カ月の一応の買入れ期間で買戻し条件つきというところで行いますが、その時点になってなおおの会社にとつて適正在庫を超える異常な過剰貯炭が生じておるといふふうには認められるときには、引き続き貯炭会社において買入れることを考慮してまいりたいと思っております。

○岡田(利)委員 時間がありませんからあれですけれども、全く私の率直な印象を申し上げたいわけですが、政策立案者に対してはまことに失礼かも知れませんが、無利子融資の機関だ、単なる運用に過ぎないものだ、こう思えますね。したがって、運用については十分弾力的に対応されたいかなるものか、また、そうせざるを得ない状態に追い込まれるんじゃないかと私は先を分析しながら考えておりますこともつけ加えておきたいと思っております。

そこで、もう時間がないですから二問でやめますけれども、先ほど中沢委員からの質問で、未払い労働債の問題についていろいろありました。私は、今残っている十一炭鉱というものを考えて縮小するという政策を出す場合に、もう少し今までのいろいろな政策について深く検討されたかどうかという観点も私自身持つておられるわけですね。例えば企業ぐるみの閉山制度というものが第四次政策では行われて、それも例えば炭高松は、企業ぐるみ閉山制度に準ずる特閉制度などということも縮小したという経過もございまして。また、明治鉱業のごときは、北海道三山、九州三山、六山あって企業ぐるみ閉山した。したけれども、九州の三山はそっくり残ったわけですね。ただし新たな投資はやらない、金は貸さない。したがって、保安炭柱をずんずん掘り上げて、その後五年もこの三山は生きておった、平山とか明治古賀山とか。そういう政策の歴史があるわけですね。

問題は、社会的摩擦をできるだけ防ぐという場合に、もう長年働いた退職金も踏み倒してやめるなどということになりますと、一方においてはそこに現在働いている人は最低三分の二もらえるわけですね。六百万の交付金があるわけですね。それを前の日にやめた人が踏み倒されるなどということももし起きた場合には、大変な暴動が起きるんだと思うのです。そういう兆候が今あるのですよ。ですから、そういう意味で、こういう今までの政策過程もあるわけですから、先ほどの答弁もありましたけれども、政府としても十分指導し、これらに対応することを考えておかれる必要がある、私はこう事態を認識をいたしております。これは答弁を求めても答弁が難しからうと思いつから、そのことを特に申し上げておきますので、肝に銘じてひとつその対策を進めてほしいということをお願い申し上げておきたいと思つております。

そこでもう一つは、まだ五分ありますが、基準炭価の問題と外割りの問題について伺つておきたいと思つております。

と申すのは、昭和六十六年度になりますと、政策需要は電力用炭だけになるわけですね、電力だけですから。電力の基準炭価を決める必要があるが、それ以外の炭価は決める必要がないわけですね。ないという場合にはどうなるのか、こういう問題が当然残つていふらうかと思つております。例えば国内炭は引き取り義務のない紙パルプやセメントあるいは鉄鋼に対する基準炭価を決めるわけではないでしょうか。基準炭価が決まらない場合はどうなるのか。それとI・Qの問題もあるわけですね。そういう場合に外割り制度というものはどうなるのか。少なくとも第八次政策五年間は外割りを抑える。したがって、基準炭価はないけれども、その場合といえども外割りを残しておくことによつていろいろな心配される状況というものをコントロールする、こういうことを考えられておられるのか。ここが非常に重要なところでありますので、この点承つておきたいと思つております。

○高橋(達)政府委員 昨年十一月の第八次石炭答申においては、第八次石炭政策の期間における需要の確保の対策をいたしまして、I・Q制度と基準炭価制度は維持すべきであるというふうになつておるわけでございます。その後の問題につきましては、その時点でそのときの状況を勘案して最終的に決めるということにならうと思つておられます。御指摘のように段階的縮小が残念なことに進んでまいりますと、割合に単純な取引の構造になつてくるわけでございますから、現在の国内炭が将来とも競争力を持たないという状況の中では、何らかの数量的あるいは炭価的な補正の手段が必要だと思つておられます。それが今のような基準炭価制度を必要とするか、あるいは今のようなI・Q制度を必要とするかは、いろいろな代替案もあり得るのではないかと。例えば長期契約によつてその需要を確保するということもあり得るのではないかと。例えは八次策の期間の遂行の状況を見ながら、数量あるいは価格面での政策のあり方を考えていくということにならうかと思つておられます。

○岡田(利)委員 時間が短くて質問が残つたのですけれども、今の問題も、私はやはり五年間というのには非常に変化があるらうかと思つて、いろいろなことが予想されるらうかと思つて、八次策政策というものをじつと掘り下げて自分なりに勉強してみますと、八・五次策、九次策政策の間にちよつと補強的なことが必要なのではないか、こういう気が実はしておりますことを申し上げます。

いづれにしても、この八次策政策が雪崩閉山にならないように進めることが基本であります。産業調整の言うならば第一号、こう言われておるわけでありまして、したがって、雪崩閉山だけは絶対に起こさないという意味で大臣も臨まれておると思つております。最後に大臣の決意のほどを伺つて、質問を終わります。

○田村(務)大臣 懸命の努力をいたします。

○竹内(委員)長 次に、吉井(光)照君。

○吉井(委員) まず最初に、石炭企業と売上税についてお尋ねをしたいと思つております。

今回の税制改正案の中で、新税である売上税が導入されようとしておるわけですが、当初非課税品目が七つであった。これが後に四十三品目、そしてさらに五十一品目となつたわけですが、この経緯等につきましては、せんだつての予算委員会では我が党の大久保書記長がいろいろと広範囲にわたつて質問をしたわけですが、この課税、非課税を区別する判断基準といふものが、こうしたものがいまひとつはつきりしなかつたわけでございます。ところで、非課税品目の中に石炭は含まれておるかどうか、まずこの点をお伺いしたいと思います。

○薄井(委員) 説明員 お答えいたします。

五十一品目といふことは、別表第三の五十一の項目の中には含まれておりません。

○吉井(委員) この石炭と対照的に考えるものが石油でございますが、石油が非課税となつておるわけですが、これは、御承知のように、現行の揮発油税等、こうしたものをそのまま残すために、さらに石油に課税すると二重の税負担となるというところで避けられたのだ、このようにも聞いておるわけですが、しかし、今ここで石炭に新たに課税するということは、石油という問題とは異なつて、現在御承知のように非常に厳しい情勢下にあるところの石炭産業の実態を考慮すれば、やはり課税すべきではないか、私はこのように思つておるわけですが、いかがですか。

○薄井(委員) 説明員 課税、非課税の基準につきまして、御指摘のように私も予算委員会でも御質問を受けておりました。三つの大きな項目があつて、その最後に今御指摘のありましたような既存の問接税がかかっているものについてはダブルツツかけないということでは石油についてはこれ外れておる。今の御質問は石炭についての御質問でございますが、石炭につきましては私も課税する考え方はいたしますが、石油も含めてなんです。

すが、広く薄く課税対象を求めていくというこの税の性格上課税対象に選ばせていただいているわけでございます。特にこの間の予算委員会の御質問にもございましたように、非課税品目につきましても、税の累積という問題も生ずるというやうな問題もあつて、産業用に使われる面が多い石炭等につきましても、これが課税になるという事はむしろ次の段階で控除ができるという仕組みにもなつておるわけでございます。理由として、先ほど申し上げました薄く広く課税させていただくというところが理由でございますが、課税しないという事はかえつて問題を起す場合もあり得るということをお答え申し上げます。

○吉井(委員) 仮に石炭に5%の売上税が課税されますと、当然のこと石炭価格の上昇を見ることになるわけですが、そして石炭の需要は今まで以上に抑制されるのではないかと、その結果として閉山が早まつていくのではないかと、こういう見方もあるわけですが、もつとも石炭企業は競争条件が非常に不利なため税額の負担転嫁ができないで、税額分を収益からはじき出さなければならぬ。その結果、同じように閉山が早まるということも当然考えられるのではないかと、思つておるわけですが、この点はいかがですか。

○野々内(委員) 政府委員 この売上税は価格の上昇を通じまして購入者に転嫁されていくということが予定された税でございます。石炭企業は現在でも赤字になつておられますから、この売上税分をみずから吸収する能力はないかと考えざるを得ないと思つておられます。今後売上税が実施されます場合にこれが取引価格にどういふふうな反映していくかと私ども大変関心を持つて見ているわけでございます。私どももいたしましては今後とも適正な石炭の取引価格のあり方というものがどういふふうになるかということも、関心を持つて今後需給両業界の話し合いを見詰めていきたいと思つておられます。また私どもとしても必要な指導を行いたいと思つておられます。その際、売上税とい

うのは当然転嫁されていくべきものという考え方から指導をしていきたいと思っております。

○吉井委員 今の質問に関連してですが、現在も御承知のように円高で、石炭以外に鉄鋼それから造船等、地域の基幹産業で相次ぐところの大幅な合理化計画、こういったものが打ち出されているわけですが、いろいろと私たちも実態の調査をしておるわけですが、これらの産業は非常に、いわば崩壊の危機にさらされている、このような見方もあるわけですが、当然そうした企業を抱えるところの地域住民の皆さん方は、その動向というものをかたずをのんで見守っておる、こういう状況にあるわけですが、したがって、こうしたところの売上税が導入されますと、これらの企業では、現在でも韓国等の発展途上の厳しい追い上げの中にあるわけ、その税負担というものを価格に転嫁することは到底不可能ではないか。したがって、結局その企業の操業というものを縮小しないように思っておるわけでは、このように思っております。

先ほど御答弁をいただきましたが、この売上税の性格というものが最終的には消費者に転嫁される、これはなるほど筋論であるかもしれないけれども、やはりこうした現実の問題を考慮してみれば、そうしたことは非常に難しいのではないかと、このように思っておりますが、いかがですか。

○薄井説明員 お答え申し上げます。この税の性格が、再三申し上げておりますように最終的には消費者に御負担いただきたい、それは価格の中に税が入っていく形で転嫁していったほしい、こういうことを考えておるわけでございます。そういう流れがうまくスムーズにいくように政府全体としていろいろな手だてを講じていかなければならないと思っております。

○吉井委員 次に、閉山に伴うところの失業者と、それから売上税に関する問題ですが、先ほどからいろいろと申し上げましたように、私は売上税の導入というものは石炭企業にとりましてもマイナスに作用して、今のままで閉山を早めるこ

とになる、このように思っております。

ところで、昭和六十年度の通産省の調査によりまして、炭鉱就労者の平均年齢は四十一・二歳、一方、労働省の調査によりまして、全国労働者の男子の平均年齢は三十八・六歳とされているわけですが、したがって閉山に伴う失業者は、一般産業の失業者に比べて高齢者が非常に多いということになると思っておりますが、その状況についてお聞かせを願いたいと思っております。

○甘粕政府委員 炭鉱離職者の平均年齢でございますが、私も具体的に高島炭鉱の離職者を見てございまして、高島炭鉱からの離職者の平均年齢は四十三・八歳ということになってございまして、一般求職者につきましては、平均年齢というのを出してございまして、年齢階層別の分布状況ということととらえておりますが、これで見ますと二十九歳以下というものは四六・四％、一方、高島の場合には一三・四％ということでございます。年齢的にはかなり炭鉱離職者の年齢が高いというふうに考えてございまして。

○吉井委員 したがって、こうした方々が閉山になりますと、炭鉱就労者の方々はそのほとんどが、今までは企業負担でもって住居、水道等企業で負担をされておったわけですが、今度これが閉山になりますと、こうしたものまで完全に自己負担にならざるを得ない。また雇用保険による手当は就労時の六割から八割に下がってしまふ、このようにも聞いておるわけですが、これは事実ですか。

○白井政府委員 お答えいたします。雇用保険受給者の基本手当日額は、その従前の賃金に応じて給付額は定められております。大体八割から六割程度の水準になるといふように計算されておりますが、賃金日額の低い人ほど給付率は高くなっております。

炭鉱離職者の場合には、先ほどの高島炭鉱の離職者で見ますと、段階が一級から三十六級まで分かれておりますが、高い段階のところの二十六級から三十六級のところに五四・六％の人々が受

給者として存在いたしております。

○吉井委員 そこで、中高年齢失業者の就職条件は、その肉体的または精神的条件の悪さから見て、若年者よりも極めて不利な条件にあるわけですが、したがって炭鉱失業者は中高年齢者が多いわけ、再就職が困難、また再就職までの期間というものが非常に長くなってしまふのではないかと、このように思っておりますが、実態はどうなっておりますか。

○白井政府委員 お答えいたします。年齢別の離職から就職までの数字をちよつと手元を持つておりましたが、先生御指摘のとおり、年齢が上がるにつれて失業期間が長くなると思っております。したがって、失業期間が長くなると思っております。失業期間も長くいたして、奨励金その他のいろいろな高齢者に対する特別の制度を設けてまして就職の促進を図っているところでございまして。

○吉井委員 ところで、売上税はこのような閉山に伴うところの失業者の皆さんにも等しく課税をされるわけでありまして、大蔵省の資料によりますと、この売上税の年齢別負担は、二十五歳から二十九歳で二万九千円であるのに対して、四十五歳から四十九歳では六万六千円、これが五十歳から五十四歳になりまして六万八千円、それから五十五歳から五十九歳になりまして六万三千円、いずれにいたしましても、中高年齢者にとりましては特に大きい負担となっております。

ここで炭鉱失業者の皆さんは、就労時に比べて生活水準というものがどうしても大幅にダウンをする。その上に、中高年齢なるがゆえに再就職までの期間がまた長期化する。したがって売上税はこのような炭鉱失業者の方々に特に厳しいものがあるのではないかと、このように見られるわけですが、いかがですか。

○平井国務大臣 この売上税を実施いたしました場合の物価上昇その他各般にわたっているいろいろな御議論があることは承知をいたしておるわけでご

ざいですが、やはり税制改革でございますので、所得税、法人税、住民税等の減税面、さらには実施いたしました次々に、これは転嫁税でございますから、転嫁いたしました場合の物価押し上げ分等々が政府試算によると平年度ベースで一・六％前後になっております。ただ、失業者の世帯等所得税の負担のない家計には所得税減税の恩恵は当然のことながらございませぬが、この売上税では国民生活に密接な関連のある食料品等々は非課税ということもございまして、家計への影響というのはいささか小さくするような配慮がなされておると承知をいたしております。

○吉井委員 もう一度大臣の所見をお伺いしておきたいのですが、御承知のように去る一月の完全失業率は戦後の混乱期以来最高の三％、百八十二万人に達した、このように言われております。円高に伴う産業構造の調整によつて通産省は、六十五年にはこれが四％にも達するのではないかと、このように言われているわけでは、このように思っておりますが、したがって、このような大量失業時代を迎えて再就職がますます困難になるこの時期に、結局所得がなくても課税されるというこの売上税を導入して、そしてその失業者にまで広く税負担をさせる売上税についての大臣の所見をもう一度伺っておきたいと思っております。

○平井国務大臣 私も税制の専門家ではございませんが、御案内のように失業者の問題、既に私閣議等でも申し上げましたが、特に三％台に達して、今後の日本の雇用問題に対する非常に大きな警鐘だと受けとめております。しかしながら、政府といたしましては今お願いしておりますような手だてをもつて、とにもかくにも年間平均で二・九％に失業率を抑えてまいらなければならぬというのが政策目標でございます。

そういう中で、一段と雇用情勢が厳しい、さらには税制改正も行われる。その中における売上税の影響はマイナスでないかという御指摘でございます。もしも、やはり雇用面等々からとらえまするとなかなか労働省だけで対応できません

で、御案内のような抜本的な内需の拡大策さらには為替の安定、産業政策さらには経済政策等、まさしくかつてないほどの、打って一丸となった各府庁挙げての対策を講じまさんと、この雇用問題を収束することは安易でないというぐあいに考えております。

その中での上乗税論議でございまして、これは私が得々と申し上げることでございませぬが、先般来予算委員会等でもございましていろいろ御意見の分かれるところでございませぬ。ただ、このたび政府が御提案申し上げておりますのは増減税同額という形で、やはりこれは新しい意味での大きい税制の改正であるということも一人でも多くの方に御理解願わなければならぬ一番難しい時期ではないか、かように考えております。

○吉井委員 では自治省の方にちよつと尋ねたいのですが、地域振興と売上税の問題です。閉山後の地域振興対策としては、公共事業によるところの産業基盤の整備を初め第三セクターを活用したところの新規プロジェクトの掘り起こしとか新しい企業の誘致、また既存企業の業種転換といったものが挙げられているわけですが、自治体によるところの産業基盤整備のための公共事業にもこの売上税が課税されるために、今のままで財政基盤の弱い炭鉱所在の自治体では当然予算の制約というものが、事業量を縮小せざるを得ないのではないかと。その結果、産業基盤の整備がおくれることになるおそれが十分考えられるわけですが、どうでしょう。

○松本説明員 お答え申し上げます。

御指摘のように売上税が導入されますと、地方団体も直接財貨サービスを購入する場合には、その歳出予算の執行を通じて購入した財貨サービスにかかる売上税の負担をすることになるわけでございます。御指摘の公共事業等につきましてもそのような影響が及ぶことは事実でございませぬ。しかしながら、地方財政計画に売上税導入による物価上昇も勘案した上で内需振興のために必要な事業費が確保されるよう計上いたしております。

て、例えば単独事業は5%の増加というように計上をいたしております。したがって、売上税の導入による影響を見込みましても、なお地方団体は地域振興のために必要な事業量を確保することができると考えておりますし、ただいま御指摘のような地域については地方債等を通じて重点的な配分をしてみたいというふうなことも考え、地方団体の財政運用に支障のないように考えてまいりたいと考えておるわけでございます。

○吉井委員 しかし一方、そのような自治体では事業量を確保するために売上税分を場合によれば建設業者に押しつけて、建設業者はこれをさらに下請それから孫請といったところに転嫁するおそれもあるのではないかと、こういってことを実際に現地の建設業者の皆さん方は口々におっしゃっているわけですが、こういう心配はありませぬか。

○松本説明員 お答え申し上げます。

そういうことのないように政府全体を通じて見守つていかなければならぬものと考えておるわけでございます。

○吉井委員 また、第三セクターによる新プロジェクトといつても、これが実際に軌道に乗るまでは最低五年から十年かかるのではないかと、このようにも言われておるわけですが、例えば地域の特産品を製造し、そして販売するというケースでも、たとえその中身は食料品のように非課税品目だとしても、包装また運搬等の経費には当然売上税の負担というものが生じてくるわけでございます。したがってこれらの第三セクターは、軌道に乗るまでは経営基盤が非常に弱いためにこの売上税負担を吸収する余裕はない。結局これを価格に転嫁せざるを得なくなつてくるわけですが、それはやはり当然販売面で大きい支障にならざるを得ないと思つておるわけですが、どうでしょう。

○薄井説明員 お答えいたします。

税の制度からいいますと、おっしゃる様に価格に乘せて消費者に御負担いただくというシステムになつていくと思つておるわけですが、先生の御指摘は、購入してくれないのではないかと

という御心配かと思つておるわけですが、その点は、こういう税が日本でも新しく入ることになる以上、国民、納税者といつたしましては、一回だけではありませんけれども税負担といつたしましては、一回だけではありません。分上があるんだということを十分御理解いただいで、御購入いただけるように環境を整備していただくように努めていかなければならないと思つております。

○吉井委員 先ほどからいろいろと御答弁をいただいたわけですが、このように見てまいりますと、この売上税というものが、炭鉱閉山に伴う地域振興というものに対してもマイナスに働いて、このように言わざるを得ないわけでございます。村おこしにかける自立的な地域住民のせつかくの創意工夫というものを無にするものではないか、このような気もするわけでございます。

そこで、私は今まで炭鉱に対してこの売上税というものがどのように作用するかという点を論じてきたわけですが、結局この売上税は、存立が危ぶまれているところの鉱山の閉山を促進をし、そしてはまた中高年齢者を中心としたところの就労者の雇用を失つて失業を発生させ、そしてこの失業者の皆さん方にも税負担を求め、さらに閉山後にかけるところの地域再生のための芽、これさえも摘み取つてしまつてはならないか、このようにも言わざるを得ないわけですが、炭鉱閉山が間近に迫つている今日、このような売上税は、どう考えてもここで拙速に導入すべきではないのではないかと、このように思つておるわけですが、ひとつ通産大臣の御見解をお伺いしておきたいと思つておるわけですが、どうでしょう。

○野々内政府委員 御指摘のような事態にならないようにすることが必要なことであると思つておるわけですが、今後できるだけの手を打つていきたいと思つておるわけですが、例えば、売上税の転嫁に伴う値上げの問題あるいは内需の拡大という点による一般的な産業活動の活性化の問題

あるいは業界間の話し合いについて独禁法との間での細則が決まります過程で、それぞれ業界の取引に適切な適正な価格形成が行えるように、あるいは経済環境がよくなるように、各種の手を打ちながら、税制改正全体がうまくいくような方向に、政府の一員として取り組んでまいりたいと思つておるわけですが、どうでしょう。

○吉井委員 ところで、今国会に提出されておりますところの産業構造転換円滑化臨時措置法案、これは産炭地域の第三セクタープロジェクトの事業化に非常に役立つ、このように思つておるわけですが、産炭地域というものをこの「特定地域」と指定すべきだ、このように思つておるわけですが、やはりいふほど網を掛けて、そしてこういふ産炭地域の振興を図つていかなければならぬ、このように思つておるわけですが、大臣の所見はいかがでしょう。

○田村国務大臣 産炭地の事情を十分勘案して行動いたしたいと思つておるわけですが、まだ法案が成立していない段階でこれ以上具体的な物を申すわけにはいかないものから、この程度の答弁でお許しを願つておるわけですが、十分その状況を踏まえて判断をいたしたいと思つておるわけですが、どうでしょう。

○吉井委員 では次に、高島町の現状についてちよつと尋ねておきたいと思つておるわけですが、昨年十一月、石炭産業審議会から、最終年度に国内炭を約一千万トンの生産体制とするという第八次石炭政策が政府に答申されたわけですが、石炭産業の縮小合理化が進められているわけですが、その第一号となつたのが、同月閉山した三菱高島礦であるわけですが、現在までの高島町の人口の推移やまた炭鉱離職者の状況等がどのように把握されているのか、また、今後の見通しはどのように立てておられるのか、またさらに、企業誘致等地域振興の状況、これは当然第三セクタープロジェクト等の事業等もあるかと思つておるわけですが、その点についてちよつと御報告を願つておるわけですが、どうでしょう。

○甘粕政府委員 お尋ねの件で、私も労働省関

係の分についてお答えしたいと思います。

まず、高島町における人口でございます。これは三月十八日現在でございますが、三千八百一人ということ、これは十一月三十日の五千四百九十一名に比へまして千六百九十人減少してございます。

それから離職者の状況あるいはその就職状況等でございますが、高島の安定所に求職申込件数が一千四百五十名ということでございます。そのうち、就職決定が百九十七名、それから就職内定者九名ということで、二百六名の方が就職ということでございます。

今後のこういう就職のあつせん等でございますが、私ども、四月が一つの転入校の時期ということでございますので、これが一つの山になるのではないかとということで積極的な就職あつせんをしたいというふうに思っております。

また、当然こういう炭鉱の場合ですから職業訓練が非常に必要になるということで、現在も二十名程度の方の訓練等が終了したところでございますが、四月から新たに百四十名の受講希望者の方がおりますので、こういう方々の職業訓練を積極的に推進していきたいというふうに考えております。

○吉井委員 昨年の十一月二十一日に本委員会では質問をしたわけでございますが、そのとき以降の経緯についてひとつお尋ねをしておきたいと思うのです。

まず、閉山自治体職員の雇用対策について、そのときの政府答弁によりますと、それぞれの団体の行政需要に対応した適正な規模であることが必要だとの基本的な考えが示されて、そして炭鉱の閉山等による人口減少によって行政需要が減った場合には、関係の市町村の実情を踏まえ、適切な対応を図られるように県などと協議をしていく、このような考え方が示されておるわけです。

炭鉱依存率一〇〇%の高島町の人口が、先ほど述べましたように、閉山後短期間のうちに急減しておるわけです。今後とも急速に減少していくこ

とが予測をされるわけですが、約百三十人いらつしやるところの町の職員の処遇について、自治省は長崎県を初め、関係者とのような協議を重ねてその結果、どのような規模を適正なものとしてたかどうかお尋ねをしたいと思ひます。

○柘植説明員 高島町の職員数の問題でございますが、高島町では今後の人口減少等に伴います行政需要の縮小を見通しまして、組織、機構の見直しや希望退職の推進、定年退職者の不補充等による職員数の縮減策の検討を進めていくところでございます。

この間、地元長崎県におきましても、町当局の取り組みに対しまして助言指導を行いますとともに、県内の他の地方公共団体に高島町の職員を採用するよう文書により要請するなどの内容が図られていくところでございます。県及び町当局によりまして、このような対応が図られていくところでございますので、自治省といたしましては当面その推移を見守つてまいりたいというふうに存じております。

○吉井委員 次に、小規模市町村の合併のことについてもお尋ねをしたわけですが、そのときには、政府はあくまでも地域の実情を踏まえつつ、関係市町村が自主的に判断すべきであるとの基本的な考えを示されたわけですが、小規模化していく状況の中で今後どういふような格好で行政水準を維持していくのか、これから十分検討しなければいけないと前向きな答弁があつたわけですが、特に長崎県では現在、閉山後の町の行政のあり方について検討中であるようですが、その検討結果はどういふふうな検討をしていくのか、もしまだ検討中であるとするならば、今後相次ぐ閉山が予測される以上、自治省も独自にこの問題について検討しようものを開始すべきではないか、このように思うわけですが、いかがですか。

○松本説明員 お答え申し上げます。先生御指摘のように、高島町の炭鉱の閉山後の行政のあり方につきましては、現在長崎県にお

いて中長期的な観点から検討中であると聞いてございます。したがういまして、まだ結論が出たということをお私ども直接承つたことはないわけでございますが、今後とも県当局とともに、自治省といたしましてよく連絡を密にしながら検討してまいりていきたいと思います。

自治省のさしあたりの考え方といたしましては、当面、交付税の算定につきまして激変を緩和するということを考える一方、高島町の開発振興事業、集落の再編成等については、今後事業の必要性及び財政状況等を具体的に聴取しつつ、適切な財政措置等を検討してまいらなければいけない。いずれにいたしましても、地元とよく連絡をとりながら地方財政運営に重大な支障の生じないよう適切に対処してまいりたいと考えている次第であります。

○吉井委員 最後に、八次答申に基づくところの今後の具体的なスケジュールについてですが、政府の見解ではこの答申は今後の石炭政策のフレームとなるべき事項あるいは石炭企業の個々の活動に対する指針を示すものである、このように性格づけをされていくわけですが、個々の具体的な山の消長につきましては個々の会社の経営判断に属する問題だ、このようにされているわけですが、その問題だ、このようにされているわけですが、現在供給規模千八百万トンから一千万トン体制の中で基本的な考え方として緩やかな、いわゆるゆるやかな縮小を旨として、具体的には石炭審の審議を見ながら毎年注視をしていく、このような答弁があつたと思うのです。しかし、このように何だかわかつたようなわからないような抽象的なことでは、全国二万三千人を超すところの炭労働者及びその家族、さらには炭鉱に関連をして生活をしていらっしゃる多くの方々の先行きの不安解消に役立つ答弁ではないと思ひます。

炭鉱労働者には先ほどからいろいろと申し上げましたように中高年齢の方が非常に多く、また炭鉱への依存度が高いため他の産業がないことから、雇用面にしても地域振興面にしても、いずれも先行きは大変厳しいものがあるわけですが、政

府のおつしやるところの緩やかな、いわゆるなだらかな縮小ということとは一体どういうことなのか。六十二年から六十六年までの五年間で一千万体制にするとの枠組みがはつきりしているのなら、どこどこがこの体制に適しているのか、また、六十七年度以降残るのかどうか、また、五年間でこの体制に合うようにするには毎年何鉱ずつ閉山する必要があると見ていらっしゃるのか、このあたりをもう一度お聞かせを願ひたいと思ひます。

○高橋(達)政府委員 ただいま先生からお話ございましたように、個々の山の操業を継続するかどうかということは、これは経営者の判断に属する事項でございますが、マクロ的な規模といたしまして第八次石炭答申の中で、今御指摘にございましたように、六十六年度に向けておおむね一千万トンということで、現在水準の千七百万トンを七百万トンばかり縮小しなければいけないわけでございます。その間五年間でございませうけれども、実際には五年目にはその水準に到達するということ、四年間に平均いたしました二百二十万トン程度の縮小が必要になってくるわけでございます。予算の積算などではそういう考え方に基づいて積算しておるわけでございませうが、それでは実際にどういふ手だてでこの二百二十万トンを実現していくかということになりますと、これは企業の判断に属するわけでございませう。その際のメルクマイルと申しますか、基準といたしまして、第八次答申におきましても、一つは経済性を勘案した炭量から見て長期的な安定供給の可能な炭鉱であることという基準を示しております。それから第二に保安の確保を前提として採掘条件等から見て合理化の余地が大きいことという条件を示しております。第三に経営の弾力性を期待し得る、こういう条件を具備しているものが長期的に継続し得る炭鉱であるというふうに言つておるわけでございます。

こういった要素を考慮しながら、先ほどの六十六年度に向けて一千万トンに縮小していくことを

勸業しながら経営者がみずからの炭鉱の経営の方針を決めていくということにならうかと思っております。

○吉井委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○竹内委員長 次に、藤原房雄君。

○藤原(房)委員 午前中から各方面にわたりましたの質疑があったわけでありまして、私も私の立場から数点についてお聞きをいたしておきたいと思っております。

これは八次政策に伴いまして、石炭審の審議の途中、またその後、当委員会におきましても何点かの問題についてはいろいろお尋ねをしたところでございますが、物事というのは、大きく発展するというのにはそれなりに着実に進めていくのでありまして、石炭産業につきましては撤退のやむなきに至るといふ現状の中にあつたわけでありながら、国内唯一の石炭産業、エネルギー源として日本にはまだ埋蔵量があるこの石炭、いろいろな要因の中で縮小せざるを得ないところがあるわけでございますので、私はどうしても一つは、以前にもお聞きをいたしましたが、国際的エネルギー情勢といいますが、こういう問題についてひとつお尋ねをしておかなければならないと思つております。

先ほどもお話ございましたように円がまた強くなつたようでございますし、それからまた海外における石炭も最近、需要家との交渉では海外炭も値引きをするというような状況も伝えられておるところでございますが、しかしながら長期的に見ますと、海外炭と比較する石油の需給状況というのは、一九九〇年代に入りまして決して樂觀するような状況ではないのだとも言われておるわけでありまして、八次策におきましては、海外炭の供給見通しということにつきましては、私どもから見まして非常に楽観的な見通しというふうに見なければならぬように述べられておられますけれども、この石油との対比におきま

て、石油が、いろいろな方々の意見もございましてけれども、OPEC等の価格形成、これも現在はまだ崩れてはおりませんが、九〇年代に入りましてやはり逼迫する状況になるのではないかと、国際的に一致した見方がある、このようにも報告されておるわけでございますが、そういう中にもありまして石油が何か引き金になりますと、エネルギー全体の問題となつてまた石炭に当然影響が及ぶわけでございます、こういうことを考えますと、国際的なエネルギー情勢というのは非常に大きな課題として私どもも絶えず注意をしなければならぬ問題であると思つております。こういうことにつきましまして通産省といたしましては、エネルギー庁としましてはどのように現時点でお見通しになっておられるか、まずその点からお伺いしておきたいと思つております。

○野々内政府委員 石油の需給見通しにつきましては、御指摘のとおり現段階ではやや弱含みでございますが、これは、昨年のOPEC総会以来、十八ドル固定価格制への復帰ということとOPECが減産を強化いたしておられるのではないかと、最近では大体十八ドル前後になっておられるのではないかと、今後は、夏場の不需用期に向かひまして若干弱くなる可能性もございまして、一般的には十八ドル固定価格制といふのはそれに近い線でおさまつていくのではないかと、御指摘のとおり発展途上国を中心に石油の需要が増大してくる、それから石油の埋蔵量につきましまして、だんだん非OPECのウエイトが減つて中東依存度が高くなつてくるというようなことから、九〇年代に入りまして再び逼迫化の可能性があるというふうに見ております。

私ども、先般「二十一世紀エネルギービジョン」といふものをまとめましたが、二十一世紀に入りましてやはり石油につきましましては資源量の制約といふものがあらわれてくると言わざるを得ないと思つておられますので、今後とも石油代替エネルギーの開発導入には大いに意を用いたいと思つてお

ります。その代替エネルギーの中で特に石炭は大きなウエイトを占めておられますが、これにつきましましては現在可採埋蔵量が二百年程度ございまして、まだまだ供給につきましましては安定的な供給が可能であるというふうな考えをいたしてはならないかというふうな思つておられます。

○藤原(房)委員 次に、国内炭の役割といひますか、今もお話ございました可採埋蔵量とかいろいろなことからいひまして、国内炭というのは非常に大きな役割を持つておると思つております。八次の石炭審の答申の中にも、国内炭については、一つは供給の安定性、二つには電力用としてのウエイト、三番目にはエネルギーセキュリティとしての有効性、四番目には技術の保持涵養等を挙げて評価をいたしておるわけでありまして、こういう国内炭の役割といふものと、一方で、答申を受けまして六十六年度には一千万トンというふうな段階的に縮小しなければならぬという、国内炭の役割の重要性といふことを力説する一方で縮小しなければならぬという、非常に自己矛盾といひますか、そんなものを感じざるを得ないのであります。このように六十六年度に一千万トン、段階的に縮小する、こういう状況になつたといひましても、なおこの答申で述べられておられるような国内炭の役割といふものの評価は変わらない、このように見ておられるかどうか。特に電力用需要の確保についてはどのような見通しを持っていらつしやるのか、それからエネルギーセキュリティとしての量的な価値、こういう問題等についてどのようにお考えなのか、お伺いをしておきたいと思つております。

○高橋(達)政府委員 第八次石炭答申の中にも述べられておりますように、現段階におきましても国内炭の持つエネルギーセキュリティ上の役割といふものは十分に存在するわけでございますが、昨今の海外炭との競争条件の悪化であるとかあるいは国内需要産業の動向が非常に悪化しているという状況から見て、その国内炭の持つ役割が相対的に変化しているということを第八次石炭答

申では指摘しているわけでありまして、そういう観点から段階的に縮小して一千万トンというふうな考えざるを得ないわけでございます。そういうわけでございますので、依然としてエネルギーセキュリティ上の役割といふものは政府としてもこの国内炭に認めるわけでございます。

今後の方向につきましては、答申でも述べておりますように、今後のいろいろな情勢を勘案してその時点でそれぞれ吟味をしていくということになるわけでございます、いずれにいたしましても、第八次石炭政策が終わつた段階においても政府として適正な水準の生産規模のあり方について検討をしていくことになるかと思つております。

○藤原(房)委員 先ほど同僚委員からお話ございましたが、需要があつて供給が可能なわけでありまして、このバランスが非常に重要であることは論をまたないのでありますが、五年間で供給規模を一千万トンに縮減するといふ。しかしながら、それぞれの山にはそれぞれの出炭規模があるわけでありまして、これは先ほど冒頭に申し上げましたように、世界的なエネルギー事情といふものと、そしてまた国内的にはその山の出炭規模といふもの、こういういろいろなものが交差しておられるので、エネルギーの安定供給という点を考えますと、五年間に一千万トン体制に縮減をする。言葉としてはそれなりの意味はわかるのでありますけれども、現実問題として、これはどのような手だてで進めていくかといふことになりまして、非常に難しいことではないかと思つております。

先ほども何回か御答弁があつたようでございませうけれども、この点については私非常に不安を感じておる面もございまして、重ねて御答弁のほどをお願いしたいと思います。

○高橋(達)政府委員 先生が御心配されているように、五年間で一千万トンというふうな縮小が行われると、毎年かなりの規模で生産の縮小が行われるというところで、当然のことながら地域経済や雇用に対する影響が心配されるわけでありまして、そ

れに對する対策を十分に考えてまいらなければいけないという認識でございまして、今回の法律あるいは予算案におきましてそれぞれ手当てをしていくところと、特にならぬが、なだらかに縮小していくという観点からは、一時的に生じますが需給ギャップを調整するための過剰貯炭対策が極めて重要になってくるわけでございまして、また一方で減産に伴うコストアップをどうカバーしていくかという問題も、なだらかな縮小には重大な問題でございまして。

また、労働者の面からは、規模縮小対策ということで、やむを得ず合理化により解雇された者に対する賃金債務の手当てについても政府として与信していく必要があるということで、いろいろな面でも対策を講じておりまして、そういうことから今回の石炭鉱業合理化臨時措置法等の石炭関係四法の期限の延長あるいは諸般の規定の改正をお願いしており、予算案においても前年比で約二百二十億円増加の予算を計上しております。これによりまして、先生も御心配なさっております短期集中的な閉山を何とかして回避していくような努力をしていきたい。また、石炭業界の努力あるいは需要界の協力に加えて、こういった政府の支援が行われますれば、何とかなだらかな縮小が実現できるのではないかと考えております。

○藤原(房)委員 確かに先ほど御答弁がありましたが、撤退といいますが閉山といいますが、具体的にいつどうするかという時期、これは各企業がお決りになるのだらうと思っております。しかしながら、いろいろな手だてをしております、手厚い対策を講じていることは、今度の法律を初めとして私どももよく存じておりますし、その御努力には敬意を表します。しかし、今大手と言われる五社の経営状況を見ますと、損益ではいずれも赤字経営の状況にあることはよく御存じのとおりでございます。年次別にするのかどうか、需給関係のバランスとの問題はどうか、いろいろなるな憶測が飛び交っております。

さらに、貯炭管理会社との機構にもかかわる問題として、こういう経理状況の中にありまして手だてをするといいたしても、雪崩閉山ということにはならないという保証があるのかどうか、こんなことは答弁しろと言っても難しいかもしれませんけれども、非常に危惧を抱くところでございまして。今回のこの法律改正によりましていろいろな対策が講じられたら雪崩閉山ということも回避できるのだ、通産省、エネルギー庁としまして、いろいろな角度から御検討なさって、この問題についてはそのように御確信を持っていらっしゃるのかどうか、重ねてお伺いしておきたいと思っております。

○高橋(達)政府委員 先ほど来申し上げております各般の対策を講ずることによりまして、第八次石炭答申で述べておるなだらかな、段階的な縮小に何とか持っていくと考えておるところでございまして。

すなわち、毎年毎年の需給ギャップでございませけれども、例えば今年度につきましても、先ほど来出ておりますように、既に二百六十万トン程度の過剰貯炭が存在しているわけでございまして、これをもしそのままに放置いたしますれば当然これが企業の経営をそのまま圧迫するわけでございまして、新年度におきまして過剰貯炭を買い上げる貯炭管理会社を成立させまして、これで緊急避難的に買い上げていくというような措置によりまして集中的な閉山を避ける措置ができるかと思っております。

また、会社の経営面におきましても、減産に伴うコストアップをそのまま放置いたしますれば、これまた企業の経営を圧迫し倒産ということにもなりかねないわけでございまして、今御手当てをしております安定補給金の中におきます減産加算制度についてはかなりの部分の減産コストを吸収できる存在であると私も考えておるところでございまして。そのほか、規模縮小交付金あるいは閉山交付金における退職金の限度額を引き上げる等々の措置によりまして、答申に言うなだらかな、段階的な縮小が何とか確保できるものと考え

ておるところでございまして。○藤原(房)委員 貯炭が非常に累積されておるといふことについては先ほどいろいろお話がございましたが、鉄鋼とかセメントその他の引き取り量の減少が見込まれておるといふ現状の中で六十二年度の需給見通しをどのように想定していらっしゃるかと、生産とのギャップはどのようにお考えになつていらっしゃるのか、石炭鉱業合理化基本計画の策定をなさるのはいつとお見通しになつていらっしゃるのか。最近の鉄鋼やセメント等における引き取り量の減少等のことを非常に危惧するわけでありまして、六十二年度についてのこの需給見通しとかそれらに関する基本計画、こういうことについての見通し、これらのことについてお伺いしておきたいと思っております。

○高橋(達)政府委員 間もなく六十一年度も終了するわけでございまして、その六十一年度の需給の実績見込みは、現在のところ需要につきましても千四百六十万トン程度と推定しております。前年の六十年年度が千七百八十万トンでございましたので、ここで三百萬トン強の減少があるわけでございまして。一方、供給の方でございまして、先ほど来の御議論にもございましたように、各社特に下期に生産調整をしております千六百九十萬トン程度で供給が仕上がるのではないかと考えております。

そうなりますと、年度間の需給の過不足でございませけれども、二百三十萬トンばかり供給過剰というような格好でございまして、これが期初の在庫でございまして百五十萬トンに乗りまして全部で三百八十萬トンという数字になるわけでございまして、さらに最近の実勢ではこれを十萬トンぐらいい上回るような動きになっておるところでございまして。

また、六十二年度につきましては、まず需要の設定を需給両業界の話合いによつて決めていかなければいけないものでございまして、現段階でどのような需給の姿になるか、確たるところは申し上げることができないわけでございましてが、

今後需給両業界の話合いの進展の中で、また石炭鉱業審議会あるいは通産省といたしまして、先ほど来の雪崩閉山を回避するという観点からいろいろこの問題に取り組んでまいれる所存でございまして、その結果として需給の見通しができ上がつてくるわけでございまして。

また、新しい基本計画でございませけれども、石炭鉱業合理化臨時措置法が成立した晩には、当然新しい基本計画を策定することとなるわけでございませけれども、これにつきましては、目標年次は当然に八次政策期間ということと、昭和六十六年度の合理化の目標等について盛り込みまして基本計画をつくるわけでございませけれども、私どもといたしましてはできるだけ早い機会に石炭鉱業審議会にこの基本計画の諮問をいたしたいと思っております。

なお、同時に合理化実施計画も策定する必要が出てくるわけでございまして、昭和六十二年年度の合理化実施計画を当然に策定しなければいけないわけでございませけれども、これにつきましては、先ほどの需給見通しというものが前提となつて実施計画ができるという仕組みになっておるものでございませますから、基本計画よりも早く策定せざるを得ない状況にございませけれども、諸々の施策のおくれがないように、必要な部分についてはあらかじめ審議会などにもお諮りいたしまして行政の推進に遺漏がないようにしたいと思つてございませます。実施計画そのものについてははややおくれ策定するようにならうかと思つております。

○藤原(房)委員 時間もありませんから一つ一つ詳しいことは条文に沿つて逐条的に話を聞く機会もないのでありますが、貯炭管理会社の機能です。これも同僚委員から何点かお話がございましたけれども、管理会社の役員とか購入の方法とか市中資金の調達見通しとか石炭企業の出資見込みとか、こういうようなことについて、また、買い戻し条件の意味と、それから運用の方針。

また、六十二年度につきましては、まず需要の設定を需給両業界の話合いによつて決めていかなければいけないものでございまして、現段階でどのような需給の姿になるか、確たるところは申し上げることができないわけでございましてが、

それから、貯炭という概念の中に、最近ではできるだけコストをかけないようにということで露頭炭の採掘ということに意を注いでいるところが多いというか、多いといったって、炭鉱は幾つもあるわけではないからあれですけども、露頭炭の石炭については貯炭という条件の中には入らないのか。これは非常に最近いろいろ山の状況が変わっているということが一つ、それから各企業が非常に経理的に大変な中でやっていると、やはりこれは考えなければならぬ一つの問題だろうと思うのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○高橋(達)政府委員 貯炭管理会社の概要につきましては、現在石炭業界あるいは新エネルギー総合開発機構を中心に準備を進めているところでございまして、ただいまのところでは、新しい会社をつくりましていろいろ手続面で時間もかかりますし、また経費の面でもばかにならないものがあるようにございまして、ちょうど石炭業界に共同会社の存在で現在設置されております新昭和石炭株式会社というのがございまして、資本金が三億二千六百万円で、昭和三十四年に当時の異常貯炭を解消する目的で設立された民間会社でございまして、その後異常貯炭の状況も解消されました、現在では別の業務を一部行っているわけにございまして、その会社を拡大的に改組をいたしまして、今度の貯炭管理機能を付与する会社にして、どうにかということで現在準備が進められているようにございまして。法案を成立していただき、また予算案の中に貯炭会社関係のものを入れていただき、四月に執行が可能となるようなそういう状況がぜひ必要になってくるわけにございまして、その点、改めてお願いを申し上げたいわけにございまして、そうなりましては、四月中にも買い上げ業務を実施したいと思っております。

また、お尋ねの露頭炭の買い上げにございまして、これも、これは企業単位で異常貯炭が存在する

場合に買い上げることになるわけにございまして、露頭炭と坑内掘りの炭とを問わず、その会社に異常に在庫がたまっている場合にこれを買い上げることになるわけにございまして。

○藤原(房)委員 それから、規模縮小交付金についてですが、生産を継続しながら規模を縮小するということが非常に単純なことではないだろうと思うのであります。離職者に対する手当というものはある程度はできるかもしれませんが、炭鉱というお仕事の関係上、経営上のコスト要因というものはある程度見込まれるわけですから、人員を削減したからそれによって、全体として他産業とは違う要因が保安その他あるわけにございまして、ある程度縮減したからといって経営が他産業と同じようになるといふことにはならないだろう、こう思うのです。今度、規模縮小交付金につきましては、人員の面とそれから生産量の面と両方のことがあるんだと思いますが、一定の規模ということになっておられますが、これは人員についてはどういふことで、それから生産性では一〇%、五%とありますけれども、最低限どのくらいの生産量についてという何かがあったと思うのですが、その辺、どうでしょうか。

○高橋(達)政府委員 現在、予算でお願いし、また法律でお願いしております規模縮小交付金の制度でございまして、一定の要件として考えておりますのは、生産面で前年に比べまして減少がある場合というのが生産面での要件でございまして、その減少の規模、減少率を前年の五%というふうに考えておりました、五%と申しますのは、減産をする場合の最小の単位であろうかと考えておるわけにございまして。

補助でございまして、別途減産コストをカバーするための対策をいたしましては、安定補給金の中に減産加算金制度を入れるということで対応をしていく考えにございまして。

○藤原(房)委員 人員の場合、百五十人程度といいますが、百五十人というお話で、それは根拠は五%ということだからそういうことになるのだというところでございまして、実際今残って稼働しているついでに炭鉱を見まして、現在の炭山から百五十名退職なさるということになりますと、保安とかいろいろなことを考えますと、炭鉱としては百五十人以上でなければ該当しない、要件に当てはまらないというのはいささかきついなふうには私はいろいろな炭鉱の現状を見まして、見ておるのですけれども、確かに数字的にはじき出すと五%ということになるのかもしれないけれども、現在の炭鉱の規模からしましてちよつとこれは大きな数字ではないかと私は見ておるのですが、この辺はどのような見解をお持ちでしょうか。

○高橋(達)政府委員 現在の炭鉱の規模からいたします従業員規模が大体千五百人とか二千人といたうこととございまして、下請けなども入れますともう少し多くなるかと思うわけにございまして、そういつた中で、本来合理化を行いまして規模を縮小するということは企業の合理化自己努力の中で行われるべきものでございまして、それを、賃金債務を一部肩がわりをして補助しようという考え方でございまして、やはりある程度の規模の上には立つたものに對する助成ということに政策的にはせざるを得ないわけにございまして、その点五%以上、百五十人以上ということで一応行政的な割り切りをさせていたものでございまして、そのように御理解をいただきたいと思っております。

「未開発炭田の急速かつ計画的な開発を促進する」というところを削除しまして、「石炭の適正な供給の確保に資する措置を講ずる」というふうになる。今度は法の目的が変わるといふことですから非常に重要なことですが、我が国で今後は新鉱開発というものは行わないということになるのかどうか。未開発炭田の開発ということですから明確であつたわけですが、今度の追加された「石炭の適正な供給の確保に資する措置を講ずる」ということの中にそれに見合うような意味を読み取るのかどうか、その辺ちよつとお伺いしておきたいと思ひます。

○高橋(達)政府委員 第一条の目的から「未開発炭田の急速かつ計画的な開発を促進する」という文言を今回削つたわけにございまして、これの背景には、第八次石炭政策の期間中においてやむを得ず生産規模が段階的に縮小されていくということになるわけにございまして、そういう状況の中で新鉱の開発のための未開発炭田の急速かつ計画的な開発ということの重要性は残念ながら相対的に低下することを考へられるわけにございまして、しかしそのことをもって未開発炭田の開発ということを目的から明示的にもあるいはそうでないにしても全く落としてしまふということではななくて、むしろ「石炭の適正な供給の確保に資する措置」という新しい言葉を入れたわけにございまして、この「石炭の適正な供給の確保に資する措置」の中で、状況によつて未開発炭田の開発も読もうという考え方でございまして。したがいまして、そのほかのとつての規定につきましては現在でも合理化法に残つておりました、新エネルギー総合開発機構の行う開発資金の貸し付けに関する規定あるいは未開発炭田の開発そのものについてのいろいろの手順その他の手続の規定、そういうものは五章の二の規定として現在でも維持されておるわけにございまして、今後の状況によりまして未開発炭田の開発が必要になつたとしても十分に対応できる体制になつております。他方、石炭資源の基礎調査については来年度の予算においても一定

のものを確保しておるとご存じます。

○藤原(房)委員 大臣、この八次の答申、なかなか難航いたしました、それをおまとめになるには大変な御努力を大臣がなされた。この点については、私どもも昨年いろいろ見ておりました、敬意を表する次第であります。そしてまたさらに今回はこの法案の作成ということであります。しかしながら、石炭があつて、人が集まつて、そしてそこに町ができたという産炭地の性質からいまして、炭鉱が縮小すること、そしてまた撤退をするということになりますと、そこに生活の場を失うというのは、これはほかの産業とは違ひまして、大変に寂しいなという感情的なことだけではございせんが、現実はそのような厳しいものであるということは大臣もよく御存じのことだと思ひます。

そういう中で産炭地の振興ということが叫ばれておりました、通産省でもいろいろな手だてを今考へていらつしやることは私もよく存じておるところでございますが、北海道の空知などというのは本当に離れ島みたいなものでございまして、陸続きではございせんけれども、その地域に特別いらつしやる企業というのは、よつぽどの条件がなければ、いらつしやるような土地柄ではないだらうと思ひます。そういうことから、今までの発想を転換するような、あの空知のど真ん中に飛行場でもできれば、また変わるのかもしれない。今北海道で言われておりますことはやはり臨空ということ、飛行場へ何分で行けるかということ、これは日本列島どこでも同じことが言えると思うのであります。飛行場までどれだけ距離、所要時間で行けるかということが産業活動の一つの大きなファクターになるだらうと思うわけでありまして。空知は、滝川あたりですと旭川の方が近いかもしれません。それから夕張や何かは千歳に近い。こういうことで、今産炭地振興にはいろいろの手だてがあるのですが、これは大臣の所管でないかもしれせんけれども、高速道路とか道路網というのが何といつてもやはり大事なこ

とでございまして、総合的な、大臣は通産大臣ですから通産関係の法案の作成と、またそのための御努力をいただいておられるわけですが、田村大臣は大物大臣であり、そして閣僚の一員として、通産大臣という枠をちよつとほみ出して産炭地振興のために他省庁に對してもさらにまた力を尽くしていただきたいという意味で私申し上げるのですけれども、ああいう高速道路が滝川まで、旭川まで延びるとあの辺は一変するんだという地元の方々の大きな声でありまして、またそれぞれ主要都市へ結ぶ道路、いろいろ計画はあるわけでありまして、こういうものが通るといふことが地域の発展に何といつても大きなウエイトを持つておる。上砂川が、歌志内が大変だ、その町に企業が来れば一番いいことかもしれないが、今あなたの家庭にも車のある時代、車社会ですから、少しぐらゐ離れておりましたも、自分の町でなくとも通勤可能圏といふのは非常に広がつております。こういうことから言ひまして、広域的に産炭地振興のための企業誘致等を中心とした対策といふものが図られなければならぬと私は痛感をするのであります。

この部屋は、大臣が二十五年表彰で額がちやうどある部屋で、意義のある部屋でございまして。先ほど来お話聞いておりましたも、もう立場は変わつても石炭鉱業には力を入れていきたいという大臣の心情、私も先ほどからお聞きいたしておたわけでございますが、ひとつ通産ベースでの御努力は当然のこととして、おくれしております産業活動の基盤でありまして、道路とか、そのための基盤整備、こういうことには特段の御努力をいたさなければと、陸の孤島のような空知が浮上するといふことは非常に難しい、どんなに絵をかくてみましても、ぜひひとつ大臣の御努力を賜りたいと思ひます。御所見をお伺ひしたいと思います。

なれば、当然大きな空洞化現象が起こることは目に見えております。でございまして、そこに對して通産省のみならず、あらゆる省庁が精力的にいろいろな対策を講じなければならぬことは申すまでもございせんし、また地元の都道府県、市町村が御努力をなさることも当然だと思ひますし、それにも増してその企業グループがいろいろなことをしなければならぬ、これは当然のことではございまして。でございまして、私どもとしては御承知のようなことで全力投球を今日までいたしてまいりました。

今度、本日に国会といふものはありがたいものだとしめじみ思つたことは、例の転換円滑化法、あれを日切れ法案と同じ扱いをしていただいたといふことは、私はむしろ炭鉱のみならず、すべての企業をさうです、特に鉄鋼などといふのは大変なことではございまして、そういう意味で心からお礼を申し上げたいと思つておりました。

私は大変石炭には御縁が深くございまして、今から二十五年ほど前に労働省の政務次官をしたことがございまして。そのときから石炭の問題と取り組まされた。それからもう十五、六年になりました。ようか、労働大臣のときにも離職者対策をやつた、そして党では北海道開発委員長といふのを二年ほどやりました。そういう関係で、今度また石炭問題と取り組むことになつたことは、自分の人生の宿命のような感じがいたします。幸ひにして今コミュニティー空港を初めとして道路問題、いろいろなことをおつしやいたしましたけれども、私は先般、といつてももう大分前になりましたが運輸大臣を経験しておりますし、古い話ですけれども、若き日に建設省の政務次官をやつて以来、今日までずつと建設族としてまいりましたし、通産大臣としておせつかいに行くとはいはば慎まなければ

なりませんけれども、運輸族、建設族として物を言う分には堂々たる言ひ方ができるわけではございませぬ。同時にまた、通産大臣としていろいろのことをお願いもし、協議も申し入れるといふことは当然の責務でございまして、そういう点で今おつしやつたこと、本日に私はそのとおりだと思つたのです。何といつてもアクセス、そして輸送コストをいかに安くするか、輸送時間をいかに短縮するか、これが一番だと思つたのです。そういう点で奮闘努力をいたしたいと思つておりました。

先般、夕張メロンのことを私が褒めましたら、まあいろいろなものができるもので、夕張のメロンからつくつたブランドというものがあつて、それをちよつとお願いしました。それを飲んでみたところが大変おいしい。それからどんとん宣伝をしておりましたが、あれはどこの酒屋さんなんか頼んでうんと売つてもらつたらどうだろうか、それだけの生産量があるかどうかは別として、いろいろと知恵を出さなければならぬと思ひます。

○藤原(房)委員 労働大臣にはもう時間がなくて御質問できませんが、以上で終わります。どうもありがとうございました。

○竹内委員長 次に、青山丘君。

○青山委員 私からも限られた時間ですが、少し質問をさせていただきます。今も質問を聞いておりました、大変かみ合つてきておりますので、どうかひとつその延長線上で進めたいと思ひます。

私ども民社党は、これまで国内石炭に對しては石油にかわる重要なエネルギー源、石油代替エネルギー源の重要な柱の一つであるという受けとめ方をしてきました。したがひまして、この国内石炭の供給力を拡大していくための政策を展開していかねばいけません、そういう受けとめ方から、合理化法等では賛成の立場をとつてまいりました。ただし、今回の第八次石炭産量審議会

の答申を踏まえて、対策期間の最終の年度である昭和六十六年度には供給規模一千万トン、こういう方向が打ち出されてきておられるわけですが、まことに残念なことでございます。

(委員長退席、古賀(誠)委員長代理着席)

しかしこれも一昨年来の円高で、あの急激かつ大幅に上がった円高のために日本の国内産が相当大きな影響を受けておりますし、石炭価格でもこの円高のために輸入炭の約三倍という、本当に忍びない状況でありますだけに、引き取りが難航してきた経過がありました。

さらに加えて、昨年の四月であったと思えますが、前川レポートで石炭鉱業という名指しで産業構造の転換を余儀なくされていく。腸がねじれるといいますが、腸がちぎれるといえますか、断腸の思いというのがあるのですけれども、大臣もそんな思いをされたし、関係企業の皆さん、またそこに働いておられる皆さん方ほんな思いでこの前川レポートを読まれたことか。しかし一面、非常に厳しい状況でもありますだけに、仕方がないのかなと思う面もあります、これからの取り組みについてぜひ特段の御努力をいただきたい。

そこで今回の対策、最終年度であります昭和六十六年度には、原料炭がゼロになっていくということになっていきます。これがゼロになっていくということになっていきますと、石炭というのは原料炭だけで済むわけはないので、そういふ自然条件であるとか採掘の実態を考えてみますと、生産規模、一般炭だけで一千万トンというような体制へ実際問題持っていくことができるのかどうか、これはなかなか難しい問題であろうかと思うのです。そういう状況の中で一般炭山を維持することができるとかどうか、まず冒頭お尋ねしておきたいと思えます。

○高橋(達)政府委員 第八次石炭答申に基づきまして、六十六年度に原料炭引き取りゼロになるというところはまさに御指摘のとおりでございます。そういう状況の中で、一昨年来三百万トン程度生産をされております原料炭をゼロにすることができ

きるのかというお尋ねでございますが、現在各社相当な努力を払い、炭種転換と申しますか一般炭への転換を図っております。ただ一方におきまして、今すぐにゼロになるというのではなくて、六十五年度までは引き取りが存在するわけでございます。そのうち、先ほどお尋ねがございましたように、漸減の方向で需給両業界が話し合って決めるというところでございまして、いずれにいたしましても六十五年度までは引き取りが存在するわけでございますので、その間に各社が転換に努力し、また経営のあり方を考えていくということになりまして、各社のそれぞれの方針においてその原料炭の問題を処理できるものと考えているところでございます。

○青山委員 見通しとしては今おっしゃったような見通しであろうと思えます。ただ、原料炭がやがて六十六年にはゼロになっていく。そうなるというのと、一般炭だけで実際鉱山が維持できるのかという不安が非常に強くなります。今一般炭の生産規模は約一千二百万トン程度だと聞いておりますが、これも原料炭がゼロになっていくということになると、一般炭についても相当な影響を受けてござるを得ない。現状では一般炭だけを出してある鉱山は釧路の太平洋炭礦と先ほど話が出ておりました空知の幌内炭鉱、この二つの炭鉱だけだそうである、他はいずれも両方出てくるということになってきますと、一般炭だけで鉱山が守れるのか、それから本当に一般炭は一千万トン体制で石炭産業がやっていけるのかどうか、その辺の見通しはいかがでしょうか。

○高橋(達)政府委員 御指摘のとおり現在一般炭だけを生産している炭鉱は二炭鉱だけでございまして、ほかの八炭鉱については多かれ少なかれ原料炭を含む生産になっているわけでございます。しかしながら、炭鉱の形態によりまして原料炭を一般炭に転換することは可能でございます。もちろん一般炭の方がカロリーが低いということから山元手取りが悪くなるという状況がございまして、これらに対しては企業の努力あるいは

政府としても何らかのできる限りの支援をしなければいけないというところはございますけれども、いわゆる一般炭シフトということは可能な場合が多いわけではございまして、そういう線に沿って各社は努力をしているということでございます。

なお一部空知地方の炭鉱におきまして、急傾斜の採炭現場の補てん用としてどうしてもズリが必要であるという場合に、原料炭から一般炭にシフトすることが限界があるという場合が考えられるわけでございますが、それらも六十六年度までまだ時間があるわけではございまして、そういった間に対応策を考えていってまいりまして、何とか一般炭だけのおおむね一千万トンという体制で今後の国内炭の規模を確保してまいりたいと思っております。

○青山委員 一千万トンという供給体制で進むことになりまして、我が国の一次エネルギー供給の中でのウエイトは本当に低い、一%と少しという状況であります。しかし幅広く考えますと、石油を中心とした世界的なエネルギー需給見通しというのは将来展望として余り広くありません、むしろ逼迫化の傾向にあります。そうなるにつれて、今の総合エネルギー政策の中で一%強程度の石炭の位置づけを一体どういふふうに見ておられるのか。

なるほど価格の問題でも競争力がないというところかもしれませんが、長い目で見てまいりまして石油にそういつまでも依存していきわけにはいかない。国内における有力な資源として石炭がこれまで果たしてきた役割も極めて大きい。そういう点を考えれば、第八次策以降でも石炭を使っていくという、維持していくという姿勢で政策的な取り組みが必要であると思えます。このあたりいかがですか。

○田村国務大臣 この第八次石炭政策におきましては、生産を段階的に縮小して最終的にはおおよそ一千万トン、こういうことになっております。答申は六十二年度から五年程度ということでは、

の間の政策のあり方を示したものであります。それ以降の問題については、この第八次石炭政策の実施を踏まえつつその経過を眺めていく。そしてそのころあるいはそれ以降のエネルギー情勢あるいは内外炭の動向、そういうものを十分に把握して、そういう中における国内炭の役割をどう評価するかということになるだろうと思っております。でございますから、今からどうしようということも、どうも言えるものではないと思えますけれども、どうも第九次石炭政策を審議会が立てることになると思えます。ですから、今からこれをとやかく私から申し上げるわけにはいけませんと思えますけれども、私個人としては、できるだけ限り石炭の総合エネルギー政策の中における位置づけを今後とも重く持ち続けてやってほしい。そのころは通産大臣をしてほしいと思えますけれども、それはそれとして、しみじみそういう感じを抱いておるといことをつけ加えてお答えしたいと思います。

○青山委員 ありがとうございます。今の大臣の考え方をぜひ強く打ち出してもらいたい、現場におられる炭鉱の多くの人たちは恐らくこういう気持ちだろうと思えます。本当に一千万トン体制も大丈夫かなというのが非常に大きな不安として今増幅されてきておりますので、今おっしゃっていただいたような方向でこれからもぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

それから、貯炭管理制度の創設についてお尋ねしたいと思えます。

本年度末の貯炭量が三百九十万トンに達すると見込まれております。これから適正な在庫分百二十万トンを差し引いても石炭会社は四百億円という大変な負担を強いられるわけですが、現行三百八十万、三百九十万トンという貯炭を抱えているだけでも六百億円以上の負担が石炭企業に覆いかぶさってきておられるわけですから、そういう意味では、石炭企業がこのまま赤字を累積していき、しかも企業経営の基盤が非常に弱くなっていくようなことが続いているならば、先ほどからも話が出ておりました集中閉山あるいは雪崩閉

山というような事態になってくることを大変憂慮いたしております。そういう点では、貯炭管理会社が設立される、そういう構想が盛り込まれている、私は大変時宜を得た政策だと率直に評価をいたしております。

〔古賀(誠)委員長代理退席、委員長着席〕

そこで、これからの運営方針について少しお尋ねをいたしますが、貯炭管理会社は、当初私も聞いておりましたら、石炭企業を中心として民間会社から四億円の出資を受ける、そして新エネルギー総合開発機構から二億円の出資を受けていく、こういう形で貯炭管理会社を設立していくという当初の計画であつたようです。しかし、最近の報道を聞いてまいりますと、新昭和石炭という会社を、会社の規模を拡大改組していつて、これをその貯炭会社に充てていきたい、こういうようなことのでありませう。このことはそれなりに合理性を持っているのかなとも私は思っております。大変失礼な言い方だけれども、現実的だし手続上もこれはこれでまた一つの考え方。ただ、従来の考え方をなぜ改められるということになつてきたのか、その辺の経緯がどうも明らかではありません。その辺をひとつぜひ明らかにしていただきたい。

それから、もし新昭和石炭という既存の企業を貯炭会社として活用されるのならば、これまでの予定額というのはどういふふうになつていくのか。新昭和石炭というのは資本金が三億二千六百万円だということですが、石炭企業を中心とした四億円の出資及び新エネルギー総合開発機構の二億円の出資、この予定額というのはどのような形になつていくのでしょうか、これが第二点。

もう一つ、そうなつてきますと、定款であるとか事業内容を変えていかなければならないと思ひますが、その必要はないのかどうか。三点お尋ねしたいと思います。

○高橋(達)政府委員 第一の、新昭和石炭株式会社を活用する経緯いかんという点でございます。

御指摘のように、予算案上におきましては、NE DOの二億円に對しまして、説明上民間側が四億出資をして六億の会社を新設するという格好で考へておつたわけでございます。しかしながら、その後のいろいろな手続を進めるにつれて、一つは新会社を設立するのは非常に手続面で時間がかかるということ、予算及び法律の成立を待つて一刻も早くこの業務を開始しなければいけないという情勢から見て、もしほかの方法があるならばその方法が適当ではないかというふうな考えられたところでございます。もう一つは、会社を新設いたしますと、事務所を設定いたしましたり、いろいろな面で当然費用がかかるわけでございますが、これも新会社ということになりますと、既存の会社以上にかかり費用がかかるということでございます。また新昭和石炭という石炭業界の共同の会社が存在すること、費用の面、手続の面からして、活用することにして準備を進めていくわけでございます。

また、第二点の、これに對する出資でございますけれども、既に臨時株主總會を開きまして、増資の、資本金の増額の決議を株主總會でいたしておりまして、今月末には石炭業界側の増資手続を完了するということでございます。あと、予算、法律の成立を待つてNE DOの出資を待つという状況になるわけでございますが、トータルの資本金といたしましては七億を予定しております。この七億のうち二億がNE DOの出資分でございます。したがって、残りの五億のうち既存の三億二千六百万円がこれまでの資本金でございますので、残りの一億七千四百万円を三月末までに石炭業界サイドで増資対応をいたしまして五億になり、四月に入りまして予算、法律の成立を待ちましてNE DOからの出資を仰ぐというような状況にならうかと思つております。

第三点の、そのための手続でございますが、資本金の増額につきましては既に株主總會で決議を終了しておりますが、別途定款の変更をいたしまして、事業目的の中に過剰貯炭対策の実施を明記するということにいたしましたと思つております。この手続は四月に入つてから進めるといふふうになるものと思つております。

○青山委員 NE DOからの出資は変わらない、そして石炭会社への負担をできるだけ軽くしていきたい、こういうふうな受け取つて、新しい会社でひとつぜひ進めていただきたいと思ひます。それから、基準炭価についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

国内炭の価格については、合理化法第五十八条で、毎年通産大臣がこれを定めて告示をする、こういうことになつておりますが、第八次策の期間中は昭和六十一年度の水準で据え置いていく、これからもそういう形で固定していきたい、こういうことで昨年の答申案の経過の中で話し合われてきました。これも鉄鋼業界が大変な負担がなわぬ、こういうことから輸入炭並みの価格で仮私を實施したということから、七人委員会が大変苦勞なさつて、こういう形でひとつ八次策の期間中は進めていきたい、ただ、その辺の絡みは、合理化法の第五十八条は、毎年通産大臣が定めていくというのは、その年その年の経済情勢に合せて対応していく、こういう考え方であつたのではないかと思ひます。その基本的な考え方と、八次策が、原則的という言葉はありますけれども、こういう形で固定的に確定的な線が出ていくというのは、私はどうも矛盾していくような気がするのですが、そのあたりはどういふふうな受けとめておられますか。どうでしょうか。

○高橋(達)政府委員 御指摘のとおり、現在の石炭鉱業合理化臨時措置法の五十八条におきまして、毎年通産大臣が石炭鉱業審議会の意見を聞いて基準炭価を決めるという規定になつております。その際の、決定に際しての考慮要因でございますが、国内の生産動向、内外炭価格差あるいは競合燃料の状況、そういったものその他の事情を総合的に勘案して決めるということになつております。この考慮ファクターには供給サイドのフ

アクターとそれから需要サイドのファクターの両方が入つておられるわけでございます。これまでの運用といたしましては、毎年毎年その都度審議会の程度で生産費がかかるということで値上げの要求が出されて、それに対して需要側から適当なレベルでの意見が出るというようなことで決まつてきたわけでございます。

したがって、昨年の七人委員会その他の関係者の御努力で決まりました原則として据え置くというの、供給側あるいは需要側のそれぞれの意見を反映した結果でございます。そういう原則として据え置くという方針を参考にしながら審議会で審議をされ、通産大臣が決定をしていくというようなプロセスになるかと思つております。

○青山委員 もう一点は、規模縮小交付金の交付について先ほども少し触れられておりましたが、八次策の新規施策の一つとして規模縮小交付金制度の創設があります。内容は、一定の縮小を行つた炭鉱に對して閉山交付金の退職金見合分について通常の二分の一を交付する。これは規模縮小による企業の負担といたつてが大分助けられていくわけですから、恐らく関係企業では大変待つておられる、そんな気持ちであるかと思ひます。ただ、交付基準というのは政令で定める、その政令で定めるという根拠といたつてを少し明らかにしていただきたいと思ひます。

先ほど聞いておられますと、生産量が前年に比べて五%以上縮小される企業、それと人員が百五十名以上の縮小、この二つが条件として満たされたものでなければいけないというふうなことは受けとめてきました。前年に比べて五%以上というものが企業にとつてどれぐらいになつていくのかという問題。それから人員が百五十名以上ということになつてきますと、炭鉱の規模によつては百五十名の人員を削減することが必要以上的人员削減にならざるを得ないというような規模の炭鉱が出てく

るのではないかと私は思うのです。もしそうであったとするならば、人員だけではなくて一定の比率で人員削減がされていくという一面もぜひこれは加えていかないと片手落ちのような気がするのです。そのあたりはいかがでしょうか。

○高橋(達)政府委員 石炭鉱山規模縮小交付金の交付要件を政令で定める件でございますが、お話しのようにその基準につきましては、生産量については一月から十二月までの暦年中の生産が前年中の生産に比べ五%以上減少となることを基準として考えておりました。その場合、炭種によるカロリー補正あるいは災害による異常な事態を補正した上で行いたいというふうに考えております。五%の減少は減少規模として最小単位であるというふうに考えているところでございます。

他方、鉱山労働者の減少に関する要件でございますが、これは常用労働者に加えまして請負の労働者も対象にしたいと思っております。前年十二月三十一日の人数に比べて百五十人以上減少しており、かつその年の規模縮小に起因して業務から離れた炭鉱労働者ということで百五十人を設定したいと考えているわけでございます。

ただいまお話しのように、炭鉱の規模によつては、百五十人という絶対数で切つておられるのではございませんか、比率で考慮してもよろしいのではございませんか、比率で考慮して、一応行政的な処理の仕方といたしまして、平均的な山の五%から一割に相当する数が百五十人であろうかと思つておりますので、生産の方は五%ということ比率で示させていただきます。かつ実態として大体各山とも比率的にそうおかしな数字ではないというところで百五十人という数字で決めさせていただきますかと思つております。

○青山委員 ここだけは少し認識が違つております。私が現場の人たちから聞きますと、人員数でやつていくというのは少し不当だと、それぞれの炭鉱の企業の規模によつては、人員数でやられると

いうことになると必要以上に削減しなければならぬ事態が出てくるのではないかと危懼感を非常に持っています。したがつて、現場の人たちは員数にしても一定の比率というものをぜひ適用してもらいたい、こういう強い要請が出てきております。そうした声をどのように受けとめられま

○高橋(達)政府委員 私どももこの制度を創設いたします場合に関係の企業等から意見を聴取しておりますけれども、百五十人というのは規模を縮小する場合の最低の単位としてあり得る数字ではないかという意見を聞いておりました。今御指摘のようなほかの御意見があるとすれば、今後の問題として私どもも検討させていただきますけれども、一応充足に当たりましてはこの数字で既に積算を組んでおりますので、やらしていただきたいと思つております。

○青山委員 もう法律も出てきておりますし、今の段階でこの御答弁がございましたように、今後の問題として一定の比率を考慮するという点についてはまずぜひ率直に受けとめておいていただきたい。将来にわたつてこの答弁で拘束するつもりはありませぬけれども、そういう形式的なことでは私には申し上げておけません。実態としてぜひひとつ聞きとめておいていただきたいと思つて

時間がありませんので、離職者の問題で少しお尋ねをさせていただきますかと思つております。これからの雇用問題というのは炭鉱からの離職者の問題だけではありませんので、鉄鋼との引き取りのことで大分問題になってきたのに鉄鋼の例を取り上げるといふのはどうかと思つて、鉄鋼も大手五社だけでも四分一の人員、四万一千人の人員の削減がなされていくというような大変な事態をこれから鉄鋼だけでありませぬ。造船、繊維、非鉄金属、鉱山、大変な事態にこれからなつていきます。全国的な失業率も三%を超えてきておられますし、高い水準となつておられます。炭

鉱の場合でも従来のように炭鉱から炭鉱へというような形で人員の移動が可能であった時代ではなくなつてきた。そういう意味からしますと、これからの離職者対策というのをよほど性格を据えてやつていただかないといけない。その点で、一つは三菱高島炭鉱の場合もお大変厳しい状況だといふふう聞いております。高島での対応が現在どのようになつてきておられるのか、また、この高島での対応が今後の離職者問題に対する試金石にもなつてまいりますので、非常に注視、注目をされております。その意味で、三菱グループ全体としての対応はどうであつたかという点も含めて状況を聞かせていただきたいと思つております。

○甘粕政府委員 高島炭鉱の再就職状況でございますが、まず、閉山に伴う解雇者数は一千六百九十三人、直用が九百六十八人、下請七百二十五人という状況でございます。このうち三月二十日現在に安定所へ求職申し込みをした人は千四百五十人という状況でございます。求人につきましては二千二百という求人を確保しているところでございますが、再就職者は内定者を含めて二百六人という状況でございます。

千四百五十名の求職者に対して現在二百六名という就職状況はまだかなり比率的には少ない状況でございますが、これにつきましてはいろいろ原因等あると思つております。これは職種の問題ですとか労働条件の問題とかいろいろあると思つておりますが、同時に、離職者の人たちににつきまして、こういう閉山という格好で離職をしたということの中で、やはり再就職に際しましては、心の落ちつきといふことが整理といふこともさういふ期間も必要であつたかといふふうなことも考えられるのじやないかといふふうな思つてございます。そういうことで、一つの再就職の大きな山場といつたしましては、子供の転校の関係から四月といつた一つの時期であるといふふうな思つてござい

ますので、こういう時期を中心いたしました、もう一回関係各県とも、長崎県とも十分な連携をとつて再就職の促進ということに全力を挙げ

てまいりたいといふふうな思つてございます。それからもう一点、三菱グループの状況でございますが、私ども、昨年の十二月に炭鉱離職者対策本部長名ということで雇入れ要請等をお願いしたところでございます。そういう状況の中で、先ほど求人二千二百強確保できたといふふうな申し上げましたけれども、関連会社を含めて会社が確保した求人がそのうち約一千三百五十人をオーバーするという格好での確保をいただいたところでございます。

それからまた、これは離職者の再就職ということではございませんが、高島炭鉱における職員につきましては、十七人が三菱南大夕張礦業所へ配置転換、あるいは五十四人が親会社あるいは関連会社へ復職、出向といふふうな格好での状況になつてございます。

以上でございます。○青山委員 失業の問題というのは大変深刻でして、御承知のように産炭地域は北海道と九州、そういう地域が非常に雇用失業情勢というものが厳しい状況にあります。北海道は失業率四%を超しておるのだそうですね。こうした地域での主要産業が石炭、こういうことになつてきますと、地域経済も先ほど来話し合われておりましたように大変な状況です。私はかつて九州の炭鉱に働いていた人々をたくさん知つておりましたが、一定の年齢が来ますとまた再び九州へ帰りたいといつて帰つていった人たちがたくさんあります。そのように、炭鉱が仮に閉山してもやはりなじんで来た懐かしい土地に帰りたい、またなじんだ地域を離れるのはつらい、こういう人たちがたくさんいるのです。ですから、その地域全体の活性化を考えた雇用創出という点をひとつぜひ進めていっていただかなければいけない、その点は労働省としてどのように進めていくお考えでしょうか。

○平井国務大臣 御指摘のように、地域また特定の業種にかなり集中的なし寄せが参つておられるのでございまして、労働省がこのたびお願い申し上げる三十万人雇用開発プログラム、その中核を

なすのが今から総合的に申し上げる地域の雇用開発等の促進法という事でございます。

簡単に申し上げますと、現行の地域雇用対策を整理統合することと、地域的な雇用構造の改善を図る地域雇用開発を中心とする新たな地域雇用対策の体系を創設する、一口に申し上げたらそういうことでございますが、さらに、本法におきましては、地域の雇用失業情勢のそれぞれの特性によりまして、雇用開発促進地域、さらに特定雇用開発促進地域、三つ目は緊急雇用安定地域、このように分類し指定した上で雇用機会の開発を中心に地域の実情に応じた総合的な対策を講じていく。

一番目の雇用開発促進地域でございますが、これは、雇用機会が不足しており、雇用開発の必要がある地域につきまして、雇用開発促進地域として指定する、地域の雇用開発を行う事業主に対して資金や雇用機会拡大のための費用に關し大幅な助成を行う、地域雇用開発助成金制度の適用、能力開発の積極的推進と地域雇用開発のための施策を講ずる、これが一番目でございます。今申し上げた雇用開発促進地域の中で、産業構造の変化等により、これは業種に比重を置きまして、雇用状況が著しく悪化している地域につきましては特定雇用開発促進地域として指定する。地域雇用開発助成金にかかわる特別措置等地域雇用開発のための特別施策のほかに、雇調金の支給、さらには特定求職者雇用開発助成金の支給等、失業の予防、再就職の促進等のための施策、相当手厚くなっております。

三番目に申し上げた緊急雇用安定地域ですが、これは、経済的事情の著しい変化によりまして雇用状況が急速に悪化している地域について緊急雇用安定地域として指定して諸般の施策を行う。これはもう既に指定をいたしておりまして、指定地域でダブりましてはもう御承知のように手厚い方で賄うというふうなことが雇用対策のこのたびの中心という事でございますので、一日も早く御審議をいただいでとにかく早くやらなければならぬ、かように考えております。

○青山委員 あすでしたか、これは審議が行われますね。
時間がありませんので、最後に一問だけ。
やはり炭鉱といえども安全対策、保安対策ということになってくると思っています。ただし、産業が大きく後退を余儀なくされているときに、私が心配しておりますのは、そこに働いていられる人たちが本当に緊張感を持って高い水準で保安対策を維持していくことができるかどうか。その働く人たちの気持ち、士気というのはどうしてもなかなか上がらない。上がらないけれども、そういう産業の置かれた状況にもかかわらず、そこに働く人たちが、高い水準での保安管理のチェックであるとかあるいは行き届いた保安教育であるとかというものが、高い士気の中で、意欲のあるそういう雰囲気の中で進められていくことができるのかどうかという心配を私は持っております。その辺はいかがでしょうか。

○加藤(昭)政府委員 先生御指摘の保安の確保、これは第八次策にも盛り込んでおりますが、生産の大前提でございます。そうした観点から、石炭企業ばかりでなく、政府といたしましても種々の施策を講じていくわけでございますが、特に生産の縮小または閉山が予想される場合には、保安対策に問題が生ずることのないように万全を期する必要があるわけでございます。

こうした観点から、当省といたしましては各鉱山ごとに保安計画のチェックそれから巡回検査等を綿密に行うことによりまして、保安要員の適正配置、保安教育訓練の徹底あるいは作業手順の遵守等々、きめ細かい監督指導を進めてまいりたいと考えております。

○青山委員 質問を終わります。
○竹内委員長 次に、児玉健次君。
○児玉委員 先ほど幾らかの議論がありました。石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案、この中で法の目的から「未開発炭田の急速かつ計画的な開発を促進する」、これが削除

された、このことに関連して何点か御質問したいと思います。
まず、昭和三十三年に今の未開発炭田云々、この部分が提起されたとき、当時の商工委員会の会議録を私は調べてみたのですが、そこで白濁政府委員が次のように述べております。「将来の増大するエネルギー需要に対処し、石炭資源の開発を急速、かつ、計画的に行うため、未開発炭田の開発に關する規定を設けたこととあります。将来における増大するエネルギー需要、これはまさしくそのときの指摘のとおりになった。昨年来の論議で既に明らかにならぬように、日本の国民経済の石炭の消費量は既に一億トンを超している。ただ、その大部分が輸入炭であるという点が非常に残念です。

それで、昭和三十三年の段階で「未開発炭田の急速かつ計画的な開発」、これが盛り込まれたというのには非常に先見のだったと私たちは考えるのです。
そこで、お伺いしたいのですが、この条文に基づいてさまざまな事業が行われましたが、その事業によって新しく開発された炭鉱はどこどこか、まずそれをお尋ねします。

○高橋(達)政府委員 三池の有明鉱と夕張新鉱及び南大夕張炭鉱であるというふうに承知しております。

○児玉委員 石炭資源開発基礎調査、昭和五十七年に始まっておりますが、この調査の対象になっている地域数それから試錐本数、打たれているボーリングの数ですね、この基礎調査に要した経費、それはどのようになっていまして、基礎調査は昭和五十七年度から実施してございまして、これまで海域で三海域、陸地で六地点の調査を行っております。予算額の方は五十七年度の十八億を初年度といたしまして毎年おおむね十八億で推移してまいりましたが、五十九年度からは十七億、六十年年度十六億というふうな格好で推移してきております。

○児玉委員 これまでの調査経費は約七十一億円、こういうふうに乗っているわけですが、この調査は現在も進行中である。そして、この基礎調査の取りまとめは当然行われるべきだと思っておりますが、その取りまとめについて今どう考えているか。

○高橋(達)政府委員 この調査は新エネルギー総合開発機構が行っております。年々の調査各期について当然取りまとめたいだいでいるわけでございますけれども、一連の計画的な調査でございますので、まだ最終的な結論を得るに至っておりません。これまでのところでは、特に海域の調査においてはある程度有力な資源が存するというところは承知しておりますが、最終的な結論には至っておりません。

○児玉委員 陸域についてもかなり突っ込んだ調査が行われている、そのように私も聞いています。
そこで、先ほど先賢議員の論議の中で出てきたのですが、今回の合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案第一条でこの部分が消えていってしまふ。しかし、通産省の御答弁のとおり第五章の第六十八条の二でこれは本体そのまま残っている。第一条の「石炭の適正な供給の確保に資する措置を講ずること等」、「この「等」の中に含まれていると解していいですか。

○高橋(達)政府委員 「未開発炭田の急速かつ計画的な開発を促進する」という目的は削ったわけでございますが、そのかわりに入りまして「石炭の適正な供給の確保に資する措置」、この表現の中に未開発炭田関係の目的が入っていると私もは理解しております。

○児玉委員 この部分はきょうも何回か議論のあったところですが、国内の貴重なエネルギー資源をこの後どうしていくか。将来の国民に対する我々の責任として継続、発展させるべきだ、このように考えるわけですか。六十二年度予算においてこれがどうなっているのか、その点についてお伺いします。

○児玉委員 先ほど幾らかの議論がありました。石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案、この中で法の目的から「未開発炭田の急速かつ計画的な開発を促進する」、これが削除された、このことに関連して何点か御質問したいと思います。
まず、昭和三十三年に今の未開発炭田云々、この部分が提起されたとき、当時の商工委員会の会議録を私は調べてみたのですが、そこで白濁政府委員が次のように述べております。「将来の増大するエネルギー需要に対処し、石炭資源の開発を急速、かつ、計画的に行うため、未開発炭田の開発に關する規定を設けたこととあります。将来における増大するエネルギー需要、これはまさしくそのときの指摘のとおりになった。昨年来の論議で既に明らかにならぬように、日本の国民経済の石炭の消費量は既に一億トンを超している。ただ、その大部分が輸入炭であるという点が非常に残念です。
それで、昭和三十三年の段階で「未開発炭田の急速かつ計画的な開発」、これが盛り込まれたというのには非常に先見のだったと私たちは考えるのです。
そこで、お伺いしたいのですが、この条文に基づいてさまざまな事業が行われましたが、その事業によって新しく開発された炭鉱はどこどこか、まずそれをお尋ねします。
○高橋(達)政府委員 三池の有明鉱と夕張新鉱及び南大夕張炭鉱であるというふうに承知しております。
○児玉委員 石炭資源開発基礎調査、昭和五十七年に始まっておりますが、この調査の対象になっている地域数それから試錐本数、打たれているボーリングの数ですね、この基礎調査に要した経費、それはどのようになっていまして、基礎調査は昭和五十七年度から実施してございまして、これまで海域で三海域、陸地で六地点の調査を行っております。予算額の方は五十七年度の十八億を初年度といたしまして毎年おおむね十八億で推移してまいりましたが、五十九年度からは十七億、六十年年度十六億というふうな格好で推移してきております。

○高橋(連)政府委員 昭和五十七年度から実施してまいりました石炭資源開発基礎調査でございすが、六十二年度の予算額は十三億六千五百万円計上しております。

○児玉委員 この基礎調査のさらに強化、発展を強く要望して、次の問題に入ります。

石炭鉱山規模縮小交付金についてです。これもその内容がきょうの委員会の中でかなり明らかにされた、こう思います。そこで、国内の石炭生産の先行きに対する不安、それから非常に厳しい状況の中で炭価の切り下げが行われて、しかも原則として向こう五年間据え置きされる、そして全体として縮減していくということになるとそれぞれ炭価のスケールメリットが失われていく、さらには売上税の問題、こういう中である程度の規模以上でないこの規模縮小交付金は交付できない、そしてそれを交付する場合閉山交付金の二分の一、こういう状況では一挙の閉山を促進する要因とならないか、この点についてはどうですか。

○高橋(連)政府委員 規模縮小交付金につきましては、規模縮小に伴って解雇が予想されます失業率に對します賃金債務見合い額の二分の一を交付するというものでございますが、規模縮小についての一定の要件、先ほど来申し上げました五%及び百五十人以上という点については規模縮小の最小の単位というふうに御理解をいただきたいわけでございますが、さらにその二分の一という点につきましては、炭鉱が閉山交付金の場合と違いましてまだ存在するという点でございますことに加えまして、閉山に比べますれば賃金債務の支払い額が小さいということを勘案いたしまして、本来企業の合理化努力というところにまつべきところを支援するという観点から二分の一ということにするという点でございます。

なお、企業の経営の観点につきましては、別途安定補給金の中に減産加算金を設けまして、この面で企業の減産に対する経営の補てんをするという考えでございます。

○児玉委員 昨年来この委員会でも何回も議論して

きたことだし、通産省からの見解も述べられていたのですが、ある炭鉱が閉山するかどうかというのはその企業が決めることだと何回も皆さんはおっしゃってまいりました。そしてそういう中で、私たちはなだらかな閉山であろうとそれは閉山に変わりがないからどうやって国内炭の確保、発展を図るか、これがずっと議論の対象になったことなっています。

そこで、今の部長のお答えに重ねて聞きたいんですけども、経営を続けるかどうかというのはその企業が決めることだ。そして、たとえ全面的な閉山でないということから債務が若干少ないにしても、もしその企業が閉山交付金の二分の一、まあ前倒しの場合に二分の一ですね。そして、一挙に閉山するという点になると、閉山交付金は一〇%支給されるという場合に、この二分の一というところが閉山を促進する要因とならないか、そうならないという保証はどこにあるのか、この点をお聞きしたいのです。

○高橋(連)政府委員 この規模縮小交付金は、あくまでも退職金に対する補助でございます。企業が自分の炭鉱を閉山するかどうかは規模を縮小するかという点では、あくまでも第一義的には企業の利潤の確保の観点から決定されるべきものかと思っております。その炭鉱が今後とも収益上あるといける面あるいは保安の面から継続的にやるといける面というふうな要因が確保できれば、その炭鉱については企業としては経営を継続させようという、またそういう状況にないという企業については、これを閉山に持っていくということになるかと思っております。いずれにいたしましても、この規模縮小交付金が二分の一しか退職金の補助を行わないということ、企業が規模縮小よりも閉山を選ぶということは私はないと考えております。

○児玉委員 いや、そうならないことを私もぜひ希望しているんですが、しかし、危惧は改めて表明しておきたい、こう思います。

次の問題ですが、昨年の十一月二十一日、本委

員会で、北炭礦内、真谷地における退職金の未払い問題について私は労働省にお尋ねしました。そのとき労働省は、北炭礦社に對してあらゆる努力を尽くし、速やかに支払うよう指導を続ける、こういう趣旨の御答弁をなさいました。それから何カ月か経過いたしました。その後どのようになっているかお答えいただきたいと思っております。

○松原説明員 北炭礦内、真谷地両炭鉱の退職金の未払いの問題でございますが、会社から報告をとったところ、本年の二月末日現在におきまして、北炭礦内炭鉱にかかりますものが労働者数で八百五十八人分、約六十一億円でございまして、それから真谷地にかかります分が四百五十三人分、約二十四億円という状況になっております。

○児玉委員 最近三カ月の未払い退職金の支払状況はどうですか。

○松原説明員 幌内にかかります分が、昨年の十二月が約三千二百二十五万円、それから一月が三百二十五万円、それから二月が三千六十六万円余でございます。

それから、真谷地にかかります分が、十二月が二千五百万円、それから二月が六百万円、以上のようなことでございます。

○児玉委員 繰り返すようで恐縮なんです、未払い退職金をいまだ受け取っていない労働者の数については若干減っている山もありませんが、未払い退職金の金額自身は、昨年十一月、私が承ったときよりもふえている。この点で労働省はどういう指導を北炭礦社に對して行われたのか、その点を伺います。

○松原説明員 御指摘のように、支払った額を上回る新規の退職金債務が発生いたしました。結果としては総額がふえております。それから対象人員につきましては、幌内については変わりませんが、真谷地については四百五十三人と、若干減っております。

それから、御指摘のように、昨年末以来両炭鉱に對しまして、現地監督署のみならず北海道労働基準局におきまして、局長みずから両社の社長を

呼びまして指導をいたしておりますところでございます。

○児玉委員 私、何回か現地に入りまして事情を伺い、それから該当者の御意見も聞いたのですが、この際労働省に私ひとつ強く要望したいことがあるのですけれども、それは、未払い退職金の金額と人数をそれぞれトータルでつかむというのは当然必要なことですが、この未払い退職金というのは本来労働債ですから、その労働債は個々の人格が所有しているわけですから、一人一人の対象者に対していつまでにどのよう未払い計画をつくることが事態を解決する一歩になるんじゃないかと思うのです。その点の努力を求めたいのですが、いかがですか。

○松原説明員 現在の両社の経営状況は非常に厳しい状況にございまして、個人別という以前に全体の額につきましても資金的なものを立てる必要があるということ、従来から引き続き総額についての事態の改善を図るよう指導を続けてまいりたいというふうに思っております。

○児玉委員 それでは伺いますが、退職金というのは、例えばある人が二十五年働いてして二十万円ももらえる。その退職金は、その労働者がその後の生活設計をしていく場合に、文字どおり柱となるものですね。そうでしょう。そしてそれは、個々の労働者がそれまで働いていた企業に對して労働債として持っているわけなんです。支払いが困難かどうかというのはちよつとこの際さで、普通の企業だった場合に、三月二十日にやめたあるAという労働者が、その人の持っている二十万円の退職金、それはいつまで払われるかというの、普通の企業の場合は本人に通知するものですよ。そして多くの場合、それは通知された日までに全額一度に払われる。ところが、二十万円のものが、ある年は十万円、そして全く予告なしに五カ月後にまた十万円、そうやって少しずつ来る。これではどうにもならないわけです。それで先ほど言いましたように、一人一人の労働者に對

して未払い退職金が幾らかというの本人はもちろん知っていますよ。そして会社もそれを知っているからトータルが出てくるのですが、一般的にあるとき払いというのでなく、これについてはいつまで払うんだという一人一人の労働者に対する責任を明らかにさせるように指導を強めていく、当然のことではないかと思うのですが、どうですか。

○松原説明員 個々の労働者の退職金債務が幾らあるのか、会社からはもちろん我々も報告を受けております。ただ、いかにせん個別の労働者に対する支払い計画を立てる資金的なめどが立たないということ、いざれにいたしましても早期に退職した者から順次支払う、こういうことで少しづつ支払いが続けられておるといふ状況でございます。

○児玉委員 今私の要望したことについては労働省でこの後検討してほしいということ述べた上で、当然払わなければいけない退職金をいまだに払っていない、しかもこれが指摘されてから既に何年も経過している、こういう状況のもとで労働省としてはこの後どのような思い切った指導、思い切った措置をとるのか、その点を伺います。

○松原説明員 現段階におきましては、いざれにいたしましてもいかにして退職労働者に退職金を支払わせるかということが肝要かと思っております。そういう観点から今後とも指導を続けてまいりたい、こう思っております。

○児玉委員 この点で通産省にお伺いしたいのですが、閉山交付金の退職金限度額が今度六百万円になった。私は、この金額は必ずしも実態に合っていない、そう思うわけですが、退職金未払いの過去の退職者はこの部分の支払いの対象に当然なると思うのですが、いかがですか。

○高橋(達)政府委員 閉山交付金の対象になります。黄金債務は、閉山時に解雇された労働者に対する退職金その他の黄金債務でございます。

○児玉委員 今の点、もう一回お尋ねをします。

○高橋(達)政府委員 ただいま答弁申し上げます。

たのは算定の根拠でございます。支払いは未払い労働債全体に案分して払われるということでございます。

○児玉委員 そこで私は、通産省に指摘をしたのですが、確かに金額の積算は在職従業員数による、しかし支払いは、退職金は未払い従業員数による、過去の退職者も含めてなされる。そうなりますと、閉山はあつてはならないこと、本当にあつてはならないこと。しかし仮に、A炭鉱にあつては退職金はすべて支払われていて未払い者はいない、B炭鉱は何人かの未払い者、C炭鉱は相当数の未払い者を抱えている。その場合に、この閉山交付金を原資とする退職金を受け取る際に明らかに不均衡が現実にも生ずる可能性がある。その企業が退職金を払ったかどうかというのはその炭鉱の労働者の責めには属しませんから、この点で明らかに矛盾ではないかと思うのですが、いかがですか。

○高橋(達)政府委員 退職金を支払う義務につきましては、本来会社側と雇用者の間の契約に基づいて行われるものでございまして、会社と個々の従業員との問題になるわけでございます。私どもの閉山交付金制度はそういった会社の退職金を閉山時にいわば肩がわりをしてそれを助成する格好で支払おうということでございます。個々の企業にどういふ状況が起こるかということについては必ずしも整合をとった制度にはなっていないと思ひます。

○児玉委員 確かに制度はそうなっているでしょう。しかし、私が言うのは、現実には一定数の退職金未払い者を抱えている炭鉱と、そうでない炭鉱、そういう中でこの後の生活をどうするかという場合に、明らかに不均衡が生ずる、そういうことは現実に予想される。これは検討課題じゃないですか。どうですか。

○高橋(達)政府委員 現在の合理化法に基づきます閉山交付金制度あるいは現在法案をお願いしております新しい合理化法におきましても、私どもも考え方をいたしましては、企業と個々の従業員

で行われる退職金につきまして閉山時におきましてこれを円滑に、かつ従業員側の不利のないような形で助成をしようという制度でございます。すので、企業、企業に着目した閉山制度でありまして、そのような会社間の比較ということになると企業の問題と出ることが出てくるわけでございます。企業の問題によりまして強い体質、弱い体質の企業間におきましてそが生ずるのにはやむを得ないことかと思ひます。

○児玉委員 第八次石炭政策についてはさまざまに議論したところですから、その中でこういう部分がありますね。「閉山に伴い一時的に集中する退職金の支払いに対応しきれず、社会問題を惹起するおそれがあるが、政府はこうした事態を極力回避するため、所要の支援を行うことが必要であり、云々」という箇所がございます。今論議している点は、文字どおり社会問題を惹起する現実のおそれではないですか。制度そのものの仕組みは部長のおっしゃるとおりでしょう。しかし、労働者の責めに属さない要因でこういう社会問題が惹起される、その点について適切な手を打つべきではないかと思うのですが、どうですか。

○高橋(達)政府委員 御指摘のように、企業によりまして未払い退職金が残っているという状態は極めて遺憾でございます。そういう状態を解消するように企業を労働省とともに私どもとしても指導していくという従来からの方針は変わりないわけでございます。ただ、閉山交付金における黄金債務見合いの一部を肩がわりするという制度につきましては、あくまでもその企業の債務として負っている黄金債務に対してこれを肩がわりするという制度でございますので、それ以外の部分につきましてはやはり企業のサイドでこれを処理していただくということにならざるを得ないと思ひます。

○児玉委員 制度がどのようなものかというのは既に明らかになりました。そして部長のおっしゃる肩がわり、その金額を積算するときの積算は、その段階で存在している従業員数によるということ

ともこれは既に明らかです。しかし、先ほどの審議の中で既に明白になっているように、金額の積算は在職従業員数による、そして支払いは、退職金を受け取っていない過去の退職者も含めて対象となるという点は明白なわけですから、ここで生まれる制度そのものの、もしかしたら予想しなかつたかもしれない事態について、やはりこれは、私は直ちに閉山が起きてほしくない、これは先々の問題としてこの後も議論をしていきたい、こう考えているわけなんです。そういう積算と支払い対象の間に、炭鉱によって大きな差異が生まれてくる、この点はお認めですね。その点、聞きましょう。

○高橋(達)政府委員 まさしく会社によって差異が生じてくるものと思ひます。黄金債務の算定上、その閉山時における解雇された者を対象に行うわけでございますが、いわばその会社の中の問題として、その配分については運用を考えているわけでございます。別の会社に対しての問題と、当該会社における算定の基準と支払いの案分のぐあいの問題は、この際切り離して考えていただきたいと思ひます。

○児玉委員 会社によって差異があるということ、これは当然認められたわけだし、そしてその会社が当然の社会的責務である未払い退職金を、どのように労働者が督促してもなかなかこれを払わないということも明白な状態にあるので、この点は通産省と労働省でぜひタイアップしていただいで、社会的混乱が惹起されないように御努力をいただきたい、そう思うのです。その点で大臣のお答えをいただきたいと思ひます。

○田村國務大臣 重要で必要な問題につきましては、常にタイアップをしてまいります。

○児玉委員 じゃ、次の問題に入ります。

第八次政策に基づく石炭の合理化、それがどのように雇用失業問題を生み出すか、既に多くの議論が明らかになりました。三菱高島炭鉱についても、事態は既に明らかになっておりますが、私は高島炭鉱についてこの点だけお聞きをしたいのです。

高島町の現地で、三菱という企業が全国でなくて、閉山が生まれている高島町の現地においてどのような雇用創出の努力を今行われているか、そしてその雇用対象数はどのくらいかという点です。

○高橋達 政府委員 高島炭鉱につきましては、昨年の十一月に閉山という事態になったわけですが、私も三菱グループに対しては、諸々の要請を行い、何とか企業進出による雇用創出を図ってもらおうと、企業側にも努力をしていただけてきたところですが、これまでのところ、当面百名程度の雇用創出効果を生み出すような努力をされておるところでございます。

一つは企業進出ということで、コンクリート二次製品の製造販売会社の設立、ヒラメの養殖販売会社の設立というような企業の進出、それから高島炭鉱に残っておりまして発電所の運転を継続するというところで、ある程度の規模の雇用が確保できるわけでございます。

そのほか、炭住の廃棟工事がこれからかなりの期間にわたって行われるわけですが、これでやはり数十名程度の雇用が確保されるということでございます。今後につきましては三菱グループで昨年の十二月に現地視察を行いました。企業進出の可能性等について検討しております。二月の中旬に報告会をいたしまして、また具体的な結果は出ておりませんが、当省としてもこれに参加をいたしまして、さらなる要請を続けたいというふうに思っております。

その中から一つ、技術開発法人を設立する構想がございます。新養殖システムを中心とした技術開発の法人をつくって、そこに雇用の場を求めたいという動きもあるわけでございます。

○児玉委員 閉山に伴う問題で、地域社会が崩壊に直面するという問題が非常に重要なことで、この論議の一つの焦点は、先ほど田村通産大臣、夕張のブランドのことにしてお話になった。あれは夕張でつくられていたから意味があるのだ、東京でつくられたのでは余り意味がないので

す。

それで、今の通産省のお答えに関連して、ちょっと私の調べたところを言いますと、お話ししたラムの養殖、これは雇用規模はせいぜい数名である、セメントの二次製品のテトラポッド、これは十名程度、それから新しく申請されているシーテックス、これは四名ないし五名、発電所について言えば三十五名、これでは地域経済の崩壊を救っていくという点で規模が小さ過ぎますね。この点でのさらに引き続き努力を強く要望して、時間も余りありませんから、最後の問題に入ります。

通産省が三月十一日に「臨時円高対策本部における検討結果について」というのを御発表になりました。早速拝見させていただいたんですが、大変興味深い、そしてある部分については非常に率直に今日の事態を指摘されているものだ、このように私は拝見いたしました。

このリポートの中で、「日本全体としてみれば、労働需給の深刻化」、「地域経済の疲弊、製造業部門への加重的な調整負担に伴う産業構造のゆがみ等が懸念される。」というふうな述べられて、そして石炭について言えば、それが最も深刻な舞台であるという指摘がここにはなされております。そして昭和六十五年まで円高がそのまま推移すれば、失業率四割台、二百五十万人の完全失業者が生まれる。

昨年の十二月十日、この委員会でも平井労働大臣に御質問させていただいたわけですが、そのとき平井労働大臣は、今の産業構造全体が生み出している巨大な失業者群にどのように対処していくか、「どうしても雇用問題に対してはある程度から見れば受け身にならざるを得ない。こう述べられては、そして「これはもはや労働省の従来の枠組みだけでは解消できないだけの見通しを持たなくちゃいかぬのじゃないか」というのが私自身の考えでございます。ずばり申し上げれば、基本的には、思い切ったことで内需の拡大ができるだろうか。こういふふうにお答えがございました。通産省の今回のリポートの中でも、最後に、

この後どう現状を打開していくかという中で「II 内需型投資と消費の拡大」という点が明記されております。

そこで私は、両大臣にお伺いしたいのですが、この第八次石炭政策の遂行、そして去年の四月の前川リポートに端を発するいわゆる産業構造の転換、これらはまだ出発してからそう長い期間がたっておりません。政府の本部が組織されたのも夏です。今、三月です。緒についたばかり。そういう中で非常に厳しい状況を生み出している。なかんずく石炭を突破口にして鉄鋼、造船に及んでいる現在の状況。私、昨年末以来、因島の造船所、福山の製鉄所、そして呉、横浜の製鉄所などを見てきたんですが、そこで生まれている事態というものは、昨年労働大臣がおっしゃった、ずばり言っている切った内需拡大、そして通産省のリポートで言っている内需と消費の拡大、そこを逆行する方向ではないのか。この点について両大臣のお考えを伺いたい。

○田村国務大臣 去る一月十九日に円が百五十円を突破して、一時的ではございましたけれども百四十九円九十銭になりました。それで、通産省で事務次官を本部長とする臨時円高対策本部を設けました。私は事務次官以下に、赤裸々に思い切ったリポートをまとめてみる、格好をつけずに率直にまとめてみたらどうか、こう言って指示をしたわけです。また私自身もその会合に出たことでもありますし、特におもしろいもので、各局の総務課長を集めて、何でもいいたければいいことを言えと言いました。それは若いだけあって、しかもその局の一番の物知りですから、随分思い切ったことを言いました。そういういろいろな議論を踏まえて、そして三月十一日に御指摘のとおりその結果を取りまとめたわけでございます。

いろいろございますが、要するに問題は、為替レートをある程度適正なところへ持っていくかなければならぬ、これは当然のことでございます。今製造業者のほとんどいいますか、全部と言っ

てもいいと思いますが、今の為替レートであえいでおります。本当に苦しんでおります。でございますから、この為替レートを適正な規模に持ち込むにはどうするか。それはレーガン大統領が一般教書でも申しましたように、もう一回経済に強いアメリカを取り戻さなければならぬという自己批判もあつたようですが、とにかくG5、G7で合意されたごとく、各国の協調介入とそれから従来なかつた申し合わせ、合意、つまり政策協調をやるということになって、アメリカはもつと真剣に経済に強いアメリカにしよう、そのための構造調整、構造改善をしよう。日本や西ドイツは思い切った内需の拡大をやり、また日本、西ドイツの経済構造調整を進めよう、あるいは輸入を増進せしめよう。いろいろなことを決めたわけでありまして、まさにそれは我々が考えたことと同じでありまして、いろいろと各方面の意見もお聞きをして、そして例えば、この際思い切った内需の拡大策をやらなければならぬ。いろいろ意見はありますけれども、少なくともGNPの二割程度は確保し、中には一・五割といった向きもありまして、総合経済対策を講じた方がいいのではないかと。取りまとめる方向としては一割程度の内需拡大策は当然必要なのではないかと。いうことも御提言申し上げたわけでございます。

その他いろいろあるのですが、時間の関係ではしよって申し上げます、そのときのリポートの中に、このまま放置をすれば六十五年ごろには四割の失業率になるのではなからうかという一項を入れたわけでありまして、率直に言つて非常に微妙な問題でありますから、四割台という数字を出しているのだから、事務当局も若干迷つたようでもあります。私は、率直に世間に対して政府全体に対し警鐘を乱打することはいいことだろう、構わぬから出さない、こう言つて実は、放つておけば四割台になるおそれがあるということを出したわけでございます。

詳しい積算をどういふふうにしたかということ

は事務方に聞いていただかなければなりません

が、そういうことでございまして、あえて私が申し上げたことは、特に業観的にも悲観的にも偏らないで赤裸々にお出しをしたということでございます。

○平井国務大臣 ただいまの御指摘の中で内需拡大、これは私、機会あるごとに雇用問題について内需の拡大を申し上げておるわけでございますが、御案内のようにこれは何も本年になって出たことではございませんで、昨年一昨年も出ておりました。

ただ、内容的に考えてみますと、雇用対策の基本的なベースとしてはやはり思い切った内需の拡大、国内景気の浮揚ということがございまして、労働省の雇用対策というものはある程度の失業の予防であり、なおかつ訓練、助成等でありまして、雇用そのものでは決してございませんので、そこらあたりで総合政策が必要である。その中で不可欠なものが、言葉で申したら簡単でございまして、どうしても内需拡大ということになってまいります。

そうしますと、さらに内需拡大の中心は何だということになりますと、いろいろ御議論のあるところでございますが、やはり何とか需要をふやしていかなければならぬ、もはや今日抽象論議では相済みませんので、基本的には思い切った社会資本の投資ということで、何らかの形で大型の公共事業を中心にして支えていくのが現実的な政策でなからうかと考えております。

そういうふうな観点から見ますと、何と申しましても現在の本予算を通していただいて、そうして後には思い切った法制なり何なり、これは国内だけではございまして、日本の内需喚起というのは国際的にもまた国内的にももう避けて通れないような状態ではなからうか。こういう判断で申し上げたわけでございます、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思っております。

○田村国務大臣 私、ちよつと大まかに申し上げたと思っておりますので……

この「当面の経済対策」の中に、「六十二年度予算及び予算関連法律案の早期成立を期し、公共事業等の可能な限りの前倒し執行、不況地域への重点配分はもとより、民間投資や消費を活性化させるための各種のインセンティブの付与等を内容とした総合経済対策を策定し、」ということでございますが、我々実を申しますと、あの時点でまさか五十日の暫定予算ということは考えもしなかつたのです。五十日の暫定予算というのは、私は先月で勤続三十二年になります、生まれて初めてのことなんです。それは考えもしなかつた。そこで我々の目算は大きく狂いそうでございますので、何とか早く予算案を成立せしめていただきたい、これも申し上げておきますと、今申し上げたことを抜いての原稿にされますと困りますので、どうぞ原稿の中にこれもお書き入れを願いたいと思っております。

○児玉委員 時間ですが、重要な発言ですから……中曾根さんが産業構造の転換を始めるとき、エペレストを登るより高い山だと言ったことがありますが、登る前に今雇用失業問題の状況は非常に厳しくなっている。ですからこの際、今お二人がおっしゃったことでなく、失業をなくしていく方向、その方向でどうやって進めるか、その点での強い努力を期待して、私の質問を終わります。

○竹内委員長 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

○竹内委員長 まず、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案について議事を進めます。これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、順次これを許します。古賀誠君。

○古賀(誠)委員 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となっております石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案に対し、賛成の討論を行います。

御承知のとおり、国際的なエネルギー供給の緩和、大幅な内外炭の価格差の拡大、需要業界の動向、石炭鉱業に対する前川レポートの指摘等々、最近の石炭鉱業をめぐる環境は非常に厳しいものがあります。

一方、石炭企業の経営状況は、本年度の大手五社の経常損益で百四十億円に及ぶ赤字であり、また内外炭の価格差の拡大等により需要は減少しつつあり、本年度末には貯炭が約三百九十万トンに達する見込みです。これが各社の経営をさらに苦しめるものとしております。

こうした実情の中で、昨年十一月、石炭鉱業審議会から第八次石炭政策に関する答申が提出されました。その基本的な考え方は、従来の石炭政策の考え方を大きく転換し、全体の供給規模を一千万トン程度にまで縮小するものとなっております。

私どもは、石炭政策について、エネルギー政策の基本的視点、雇用失業情勢、産炭地域の実情等を考慮し、第八次政策においても現存炭鉱の維持、存続が可能となることを望ましいと考えておりますが、石炭鉱業を取り巻く情勢はまことに厳しく、石炭鉱業審議会の場において各般の調整を重ね、辛酸のあげくようやく取りまとめられた今回の答申は、まさにやむを得ないものでありまして、その御苦労に敬意を表する次第であります。

この第八次政策を実施するに当たり、法改正の主な内容になっておるのは、貯炭管理会社の設立、規模縮小交付金制度の創設及び特別会計の借入金規定の追加でありまして、この措置により生産規模を段階的に縮小することを円滑に行うことが可能になると思われます。

このほか、法律事項ではありませんが、安定補給金の減産加算、閉山交付金の退職金限度額の引き上げ、保安確保事業費補助率の引き上げ等、助成策の強化が図られており、さらに付言すれば、労働省所轄の就職援護措置においても、移転して再就職する者に対する住宅費の新設等の改善措置が講じられております。こうした措置は、私ども

を初め石炭関係者が強く要望していたところであり、この実現は高く評価できるところであります。

しかし、今後とも我が国石炭鉱業の歩む道は大変険しいものがあります。石炭企業の努力は当然であります。政府もさらに適時適切な支援措置を講ずることが必要であります。特に、生産体制の縮小に伴う雇用の確保、産炭地域振興の問題につきましては、今後さらに厳しい事態も予測され、既存の諸対策だけではなく新たな視点も加え、さらに強力な施策を講じていく必要が生ずるのではないかと存じます。今後とも弾力的、機動的に事態に対応するよう政府に強く要請いたしまして、賛成の討論を終わります。

○竹内委員長 次に、中沢健次君。

○中沢委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、ただいま議題になりました石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

まず、本案は四つの改正案を一括したものであります。我が党は、この中で石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正案にのみ反対、他の三法案については賛成するものでございまして、以下、反対の理由を簡単に申し上げます。

第一は、我が国の国家的、民族的資源である石炭を、経済合理性を優先させ、大幅な縮小、撤退の路線を明確にしており、特に原料炭は六十六年度ゼロにするというものであつて、原料炭の我が国における石炭政策の放棄以外の何物でもないからであります。我が党は、貴重な国内のエネルギー資源として国内炭を温存し、現有炭鉱を存続すべきであると考えているところでございまして、

第二は、雪崩閉山の危険性が極めて強いからであります。六十六年度一般炭で九百七十万トン体制を目標にせよと縮小を指すとしておりますが、その過程が明確にされず、勢い閉山の集中化を招くおそれ強く、結果的に雪崩閉山になりかねません。

第三は、雪崩閉山の歯どめとして打ち出されま

した貯炭管理会社構想あるいは生産の縮小に伴う諸対策も、その運用によつては目的とする政策効果が十分に上がらないおそれが強いのでございませぬ。

第四は、産炭地の振興策について、特に産炭地域の再開発につきましては、残念ながら具体性を欠き、今後多くの課題を残しております。産炭地の将来に不安を与えておる。

そして第五は、閉山縮小に伴う大量の炭鉱離職者の雇用創出やその対策が合理化法案の中で本格的な位置づけがされず、その抜本的な解決策とはなり得ないこと。

最後の第六は、法律の根幹であるその目的から「未開発炭田の急速かつ計画的な開発を促進する」が全文削除され、「石炭の適正な供給の確保」という抽象的な文章に変わっておりますが、これは国内炭保護開発の思想と長期的な展望を放棄するものと言わざるを得ません。

以上、我が党が合理化法案について反対せざるを得ない主要点についてその理由を申し上げまして、反対討論を終わります。

○竹内委員長 次に、藤原房雄君。

○藤原(房)委員 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となつております石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案につきまして、賛成の討論を行います。

石炭は、国産エネルギーの皆無に等しい我が国にとつて重要な国産エネルギーであります。その縮小は、エネルギー安全保障にもかかわる問題であります。その上、再就職の困難な石炭鉱業労働者が生活や雇用の不安定にさらされ、また、石炭産業にのみ依存している産炭地域の荒廃を招くなど、多くの問題をはらんでおります。

一方、国内炭の炭価は、海外炭の三倍と競争力を失つており、将来を考へてみてもそのコストダウンの見込みは期待できず、その縮小などはやむを得ないものと思われませぬ。

その際、我が党としては次のような項目を要望してまいりました。

一、国内炭を全廃しないこと。エネルギー安全保障並びに採炭技術の温存などを配慮し、適正規模の維持を図ること。

二、安全を優先する石炭政策の確立。保安設備の近代化と充実、さらには安全技術の研究を充実するなど、安全を優先する石炭政策を確立すること。

三、石炭鉱業安定対策の充実。基準炭価制度、国内炭優先引き取り制度の維持、生産・経営面の政府助成を拡充すること。

四、過剰在庫対策の確立。政府は、石炭業界の自己努力では解消し得ない需給ギャップを調整するため、過剰在庫対策を講ずること。

五、産炭地域の振興及び離職者対策の拡充。産炭地域の振興及び離職者対策のための有効な施策を講ずること。

六、財源の確保。以上の諸施策を推進するため財源を確保すること。

以上の見地から今回の改正案はおおむね評価できるものと考えらるるとともに、今後の政府の一層の努力を強く要望いたしまして、私の賛成討論を終わります。

○竹内委員長 次に、青山丘君。

○青山委員 私は、民社党・民主連合を代表して、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案に対し、賛成の討論を行います。

御承知のように我が国石炭は、戦後の復興期には重要な基礎素材として、また、二度にわたる石油危機の際にはエネルギー源の多様化に貢献する貴重な国内エネルギー資源として重要な役割を果たしてまいりました。現在においても年間一千八百万トンを生供給し、我が国の一次エネルギー供給にとつて最も安定した供給源として貢献しております。

しかし、現在、我が国石炭鉱業を取り巻く環境は大変厳しく昨年十一月には三菱高島炭鉱が閉山に追い込まれ、最近においても円高の影響により内外炭の価格差が拡大し、これに伴い需要が減少し、貯炭量が急増し、年度末には通常貯炭量の約

三倍強の三百九十万トンにならうとしており、これが石炭各社の経営をより一層圧迫しております。

こうした情勢を背景に、昨年十一月、石炭鉱業審議会から我が国石炭鉱業にとつて大変厳しい内容の第八次石炭政策に関する答申が提出されました。

第八次石炭政策について、我が党は、中長期的な観点から石炭鉱業の自立達成のための対策を講じつつ、一定規模の国内炭の存続を図るべきであると考へ政府にも申し入れておりましたが、今回の答申の内容は、策定されるまでの国際的な環境を含めた経緯等を考慮すればまことにやむを得ないものと考えざるを得ません。

今回提出された石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案の改正内容を見ますと、第八次石炭政策の期間に対応して関係法律の廃止期限を延長し、また、需給ギャップを調整するための貯炭管理制度及び規模縮小交付金制度を創設するとともに、石炭対策関係費の増加に対処するための借入金規定の追加等の措置を講じており、さらに、安定供給金、閉山交付金等その他の助成措置についても改善策が講じられております。これらの措置は、私どももかねて要望していたところでもあり、時宜になつたものであると思つております。

しかし、これらの措置を講じて今後第八次石炭政策の期間中において、毎年、一ないし二炭鉱が閉山していかざるを得ない状況が予測されます。政府において、地域の経済、雇用に及ぼす影響を極力回避する措置を講ずることは当然であります。不幸な事態が生じた場合には関係各省庁、地方自治体等と連携を密にして、広域的、総合的な観点からの雇用対策、地域対策を策定し雇用機会の確保を図るとともに、地域住民の生活の安定を守るため万全を期するよう強く要望いたしまして、賛成討論といたします。

○竹内委員長 次に、児玉健次君。

○児玉委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、石炭合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。

現在、日本の石炭政策に求められているのは、困難に直面している石炭産業への緊急助成の実施、石炭割り当て制度の拡充強化、保安体制の確立など国内石炭産業復興に向けて抜本策を講ずることでありませぬ。

昨年十一月に発表された第八次石炭政策は、国内炭の生産量を五年間でおおむね半減させるというものです。これは、中曽根首相がレーガン米大統領に前川リポートで実行を約束したものであり、断じて認められませぬ。エネルギーの自給率が異常に低下している現状のもとで、貴重な民族的資源である石炭を放棄する道は認められるわけにはまいりませぬ。国民経済への石炭の安定供給を確保するという立場から見て、国内資源の保護、振興を図ることこそ国の責務でありませぬ。

第八次石炭政策は、現存する数少ない炭鉱を閉山に追い込み、多数の炭鉱離職者をつくり出し、地域経済に深刻な打撃を与えるものであります。競争力のない産業をすべて切り捨てるという経済構造調整が強行されるなら、失業、倒産が激増するなど国民の営業と生活に取り返しのできない事態をもたらすこととなります。本改正案は経済構造調整の試金石としての第八次石炭政策の具体化であり、産業の空洞化、大企業栄えて民滅ぶという危険な道への突破口となるものであります。

我が党は、保安、労働条件を確保しつつ国内炭の最大の活用と増産を図るため、石炭政策の抜本的な転換をこそ強く要求するものであります。

以上の点を指摘し、本法案への反対討論を終わります。

○竹内委員長 これにて討論は終局いたしました。

○竹内委員長 これより採決に入ります。石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する

法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○竹内委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○竹内委員長 この際、本案に対し、愛野興一郎君外四名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。まず、提出者より趣旨の説明を求めます。中西

○中西(續)委員 たいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。まず、案文を朗読いたします。石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案) 正する法律案に当たり、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 貯炭管理会社の迅速な発足を図り、その業務運営を適切かつ機動的に行い集中閉山を回避するとともに、この観点から需要の適切な確保に努めること。

一 石炭の長期的・安定的な需要を確保するため、利用技術の研究開発を引き続き強力に促進すること。

一 保安確保対策のより一層の充実強化を図ること。また、石炭鉱山の規模縮小による資本費等の増嵩が経営基盤の過重な負担とならな

一 石炭鉱業における生産体制の段階的縮小による地域経済社会への影響を極力緩和するため、雇用機会の確保、地方自治体の財政対策、産炭地域振興対策等地域活性化対策に万全の措置を講ずること。なお、高校生の転入字の円滑化を図ること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審議の経過及び案文によって御理解いただけると存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○竹内委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。愛野興一郎君外四名提出の動議について採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○竹内委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。田村通商産業大臣。

○田村通商産業大臣 たいまの御決議の趣旨を体しまして、今後とも石炭政策に全力を尽くしてまい

○竹内委員長 次に、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案について議事を進めます。これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○竹内委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○竹内委員長 この際、本案に対し、愛野興一郎君外四名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。中西

○中西(續)委員 たいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。まず、案文を朗読いたします。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案) 政府は、本法施行に当たり、特に、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 石炭鉱山における生産体制の段階的縮小に伴い、離職を余儀なくされる労働者の増加が予測される実情にかんがみ、雇用機会の確保、再就職のあっせん等の対策を強化するとともに、就職促進手当、職業訓練等援護措置の拡充について検討すること。

一 閉山時における社会的摩擦を避けるため、既往賃を含めた労務債の確保を図るよう適切な指導をすること。

一 三菱高島炭鉱の閉山に伴う炭鉱離職者の就職援護対策を強力に推進すること。

以上であります。附帯決議案の内容につきましては、審議の経過及び案文によって御理解いただけると存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○竹内委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。愛野興一郎君外四名提出の動議について採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○竹内委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。平井労働大臣。

○平井労働大臣 たいま決議のありました附帯

決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして努力してまいる所存であります。

○竹内委員長 お諮りいたします。たいま決議いたしました両法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○竹内委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午後五時四十四分散会